障がいのある方のための

福祉のしおり

— 令和８年度版 —

令和７年度障害者週刊のポスター 最優秀・優秀作品

相模原市

この冊子の各ページの右下又は左下にある四角い網目模様は「音声コード（Uni-Voice(ユニボイス)」といいます。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、掲載内容を音声で聞くことができます。音声コードの使い方については、「特定非営利活動法人 日本視覚障がい情報普及支援協会」のホームページをご確認ください。

福祉に関するマーク

	障がい者のための国際シンボルマーク 「障がい者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク」です。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。 **問い合わせ先：（公社）日本障害者リハビリテーション協会**
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。 **問い合わせ先：（社福）日本盲人福祉委員会**
	身体障害者標識 体が不自由なため条件付で運転免許が認められている方が普通自動車を運転するときに自動車の前後に付けるものです。 **問い合わせ先：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課**
	聴覚障害者標識 聴覚に障がいがあるためワイドミラーの使用を条件として運転免許が認められている方が普通自動車を運転するときに自動車の前後に付けるものです。 **問い合わせ先：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課**
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表すマークです。口元を見せてはっきり話すことや、筆談でやり取りするなどの配慮が必要です。 **問い合わせ先：（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会**
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬は盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいい、公共施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパーなどの民間施設でも同伴できます。 **問い合わせ先：厚生労働省**
	補助犬同伴可マーク 身体障害者補助犬の受け入れを促進するマークです。 **問い合わせ先：（特非）全国盲導犬施設連合会**
	オストメイト／オストメイト用設備マーク 人工肛門・人口膀胱保有者（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることを表しています。 **問い合わせ先：（公社）日本オストミー協会**
	ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がいがある人を表しています。 **問い合わせ先：（特非）ハート・プラスの会**

はじめに

■本冊子は、障がいのある方のための各種サービスや制度の内容を簡単に紹介するために毎年作成しているものです。新たに手帳を取得された方や、障がいのある方及びそのご家族を対象に、無償で配布しております。

ご利用上の注意

■原則として、令和８年４月１日現在の情報を掲載しています。
■記載内容は最小限にとどめてありますので、詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。
■今後、制度の内容等が変わる場合がありますので、ご確認の上、ご利用ください。
■本文中の記号の意味は、次のとおりです。

身 身体障がい者向け　知 知的障がい者向け　精 精神障がい者向け　難 難病等の方向け

■本冊子の作成費用の財源の一部とするため、広告を掲載しています。広告内容に関するお問い合わせは、それぞれの広告主へお願いします。また、広告内容について市が保証や推薦をするものではありませんのでご了承ください。

■「障害」の字について、文字の印象を和らげるため、本冊子では、ひらがな表記としている場合があります。

マイナンバー制度における本人確認について

■本冊子で紹介されている制度の中には、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要なものがあります。本人又は代理人がお手続きする際は、個人番号と身元の確認（代理人の場合は代理権の確認を含む）のため、次のような書類が必要です。

手続き人	個人番号の確認	身元の確認
本人	個人番号カード又は①、②の書類が必要です	
	①個人番号が確認できる書類（１点）	②写真付き身分証明書（１点）
	・通知カード（現住所が記載されたもの） ・個人番号が記載された住民票　等	・運転免許証 ・パスポート　　等
代理人	①～③の書類が必要です	
	①個人番号が確認できる書類（１点）	②写真付き身分証明書（１点）
	・通知カード（現住所が記載されたもの） ・個人番号が記載された住民票　等	・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート　　等
		③代理人の代理権を証明する書類
		・委任状 ・戸籍謄本等　　等

※写真付き身分証明書がない場合は、健康保険資格確認書、年金手帳等、２点による証明が必要です。その他確認書類の詳細については各制度の窓口へおたずねください。

相模原市 LINE 公式アカウント「障がい福祉制度案内サービス機能」

相模原市 LINE 公式アカウントに「障がい福祉制度案内サービス機能」が追加されました。
障がい種別や等級に応じた障がい福祉サービス、居住地域における市の相談窓口などが検索できます。
受信設定を行うことで、障がい者向けイベントの開催情報や各種啓発情報など、市からの障がい福祉関連情報を受け取ることができます。
また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）の有効期限を登録すると、更新時期のリマインド通知が届きます。

STEP①	次の QR コード又は友だち ID から、相模原市 LINE 公式アカウントを友だち登録してください。 友だち登録用 QR コード：　　友だち ID：@sagamihara_city
STEP②	トーク画面下部、メインメニューの「障がい福祉メニューに切り替える」をタップします。障がい福祉メニューに表示が切り替わります。使いたい機能のボタンをタップしてご利用ください
問合せ先	高齢・障害者支援課　障害認定・給付班　電話：(042)769-8272

さがみんナビ（さがみはら　みんなの地域情報ナビ）

地域の活動や取組などがつながり、連携することができるよう、地域の情報をまとめ、共有するためのサイトです。
市内の地域情報を、キーワードや地区名、住所などから検索することができ、必要なサービスなどにつながりやすくなります。
「さがみんナビ」ホームページ（二次元コード）でご覧ください。

問合せ先　地域包括ケア推進課 電話(042)769-9222　FAX(042)759-4395

内容の詳細
（さがみんナビ）

相模原市　障害への理解を進める情報発信サイト　さーくる

障害理解に関するイベントや障がい者スポーツ、文化活動、障がい者団体の活動などの情報を掲載していますので、ぜひご覧ください。

さーくる　障害理解　検索

障がい程度別制度早見表

			医療・療育															補装具・日常生活用具				手当・年金						公共料金					
			自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（精神通院医療）	自立支援医療（育成医療）	重度障害者医療費の助成	ひとり親家庭等医療費の助成	精神障害者入院医療援護金	後期高齢者医療制度	高額療養費制度、限度額適用認定証	特定疾病療養受療証	知的障害者更生相談	障害児等療育支援事業	機能訓練事業	支援保育	重症心身障害児者関係	障害者歯科診療関係	補装具費の支給	補装具更生相談	日常生活用具の給付	障害児訓練器具等購入費の助成	障害児福祉手当	特別障害者手当	神奈川県在宅重度障害者等手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	在日外国人障害者等福祉給付金	下水道使用料の減免	水道料金の減免	施設利用料の優遇	バス運賃の割引	タクシー運賃、国内航空運賃の割引	鉄道運賃の割引、フェリー等運賃の割引
掲載ページ			15	15	16	17	17	18	18	19	19	20	20	20	21	21	22	23	24	24	28	29	29	29	29	30	31	33	33	34	36	36	37
身体障害者手帳	視覚	1級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○		○	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		2級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○		○	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○		△	△			△	○	△	○	△	△	○	○	○	○
		4級	△		△					△			○	○	○		○	○		△										○	○	○	○
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○		△										○	○	○	○
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○		△										○	○	○	○
	聴覚平衡	2級	△		△	○	△		○	△			○	○	○		○	○	○	△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○	△	△	△			△	○	△	○	△	△	○	○	○	○
		4級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△										○	○	○	○
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○		△										○	○	○	○
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△										○	○	○	○
	音声・言語そしゃく	3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	△		△	△			△	○		○	△	△	○	○	○	○
		4級	△		△				△	△			○	○	○		○	△		△										○	○	○	○
	肢体不自由	1級	△		△	○	△		○	△			○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		2級	△		△	○	△		○	△			○	○	○	△	○	○	○	○	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3級	△		△	△	△		○	△			○	○	○		○	○	○	△	△			△	○	△	○	△	△	○	○	○	○
		4級	△		△		△		△	△			○	○	○		○	○	○	△					△	△				○	○	○	○
		5級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△										○	○	○	○
		6級	△		△					△			○	○	○		○	○	○	△										○	○	○	○
	内部	1級	△		△	○	△		○	△	△		○	○	○		○	△		△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		2級	△		△	○	△		○	△	△		○	○	○		○	△			△		△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3級	△		△	△	△		○	△	△		○	○	○		○	△		△	△			△	○	△	○	△	△	○	○	○	○
		4級	△		△					△	△		○	○	○		○	△		△					△					○	○	○	○
療育手帳	A1					○	△		○	△		○	○	○	○	△	○			△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	A2					○	△		○	△		○	○	○	○	△	○			△	△	△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
	B1					△	△			△		○	○	○	○		○							△	○	△	○	△	△	○	○	○	○
	B2						△			△		○	○	○	○		○								△	△			△	○	○	○	○
精神障害者保健福祉手帳		1級		○		○	△	△	○	△			○		○		○			△		△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○
		2級		○		○	△	△	○	△			○		○		○			△					△	△	○		△	○	○	○	○
		3級		○				△		△			○		○		○													○	○	○	○

＜備考＞(1)　○はほぼ該当、△は一部該当

(2)　○の場合でも、制度によって、年齢や所得などに制限がありますので、詳しくは本文にてご確認ください。

(3)　早見表には、本書の掲載している制度のうち主なものを抜粋して掲載しています。

(4)　障がい種別の詳細については、「身体障害者障害程度等級表」・「療育手帳判定基準」・「精神障害者保健福祉手帳判定基準」をご参照ください。

(5)　高齢者や難病等の方は一部該当となる制度もあります。

障がい程度別制度早見表

		公共料金							税金の控除					自動車・自転車								住宅							在宅福祉サービス					
		NHK受信料の免除	青い鳥郵便葉書の無償配付	くぼみ入りはがき	ふれあい案内（無料番号案内）	携帯電話基本使用料等の割引	福祉電話	J：COM ハートフルプラン	所得税・市民税・県民税・相続税の障害者控除	贈与税の非課税	個人事業税の非課税・減免	自動車税	軽自動車税の減免	福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成	自動車運転免許取得費用の助成	自動車改造費用の助成	駐車禁止除外指定車の指定	市営自動車駐車場駐車料金の優遇	相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引	有料道路通行料金の割引	市営自転車駐車場駐車料の割引	住宅設備改善費の助成	バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額	住宅改修相談	市営・県営住宅の入居優遇	県営住宅家賃の減免	あんしん賃貸支援事業	セーフティネット住宅	移動支援事業（ガイドヘルプ）	日中短期入所事業	障害者一時ケア事業	紙おむつ・尿とりパッドの支給	訪問入浴サービス	障害者施設通所交通費の助成
掲載ページ		38	38	38	39	39	39	39	41	41	41	42	42	43	44	44	45	46	46	47	48	50	51	51	51	52	52	52	58	59	60	61	61	63
身体障害者手帳	視覚 1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		△	○
	視覚 2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△		△	○
	視覚 3級	△		○	○	○	○		○		○	○	○				○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	△	△	△			○
	視覚 4級	△		○	○	○	○		○		○	△	△				△		○	○	○		○	○	○	△	○	○	△	△	△			○
	視覚 5級	△		○	○	○	○		○										○	○	○		○	○			○	○	△	△	△			○
	視覚 6級	△		○	○	○	○		○										○	○	○		○	○			○	○	△	△	△			○
	聴覚平衡 2級	△	○		○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△		△	○
	聴覚平衡 3級	△			△	○	○		○		○	○	○		△		○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△			○
	聴覚平衡 4級	△			○	○	○		○		○				○				○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△			○
	聴覚平衡 5級	△				○	○		○			△	△						○	○	○		○	○			○	○		△	△			○
	聴覚平衡 6級	△			○	○	○		○										○	○	○		○	○			○	○		△	△			○
	音声・言語そしゃく 3級	△			○	○	○		○		○	△	○					△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△			○
	音声・言語そしゃく 4級	△			○	○	○		○		○								○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△			○
	肢体不自由 1級	△	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	○
	肢体不自由 2級	△	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△	△	△	○
	肢体不自由 3級	△				○	○		○		○	△	△		△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△			○
	肢体不自由 4級	△				○	○		○		○	△	△		△	△	△		○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△			○
	肢体不自由 5級	△				○	○		○			△	△			△			○	○	○		○	○			○	○		△	△			○
	肢体不自由 6級	△				○	○		○			△	△			△			○	○	○		○	○			○	○		△	△			○
	内部 1級	△	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△		△	○
	内部 2級	△	○			○	○	○	○	○	○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		△	△		△	○
	内部 3級	△				○	○		○		○	○	○		○		○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○		△	△			○
	内部 4級	△				○	○		○		○	○	○		○				○	○	○		○	○	○	△	○	○		△	△			○
療育手帳	A1	△	○		○	○		○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	○
	A2	△	○		○	○		○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	△	△	△	△	○
	B1	△			○	○		○	○									△	○		○	△	○	○	○	△	○	○	△	△	△			○
	B2	△			○	○			○										○		○		○	○			○	○	△	△	△			○
精神障害者保健福祉手帳	1級	△			○	○		○	○	○		○	○	○			△	○	○		○		○	○	○	△	○	○	△	△	△			○
	2級	△			○	○			○	○				○					○		○		○	○	○	△	○	○	△	△	△			○
	3級	△			○	○			○	○									○		○		○	○			○	○	△	△	△			○

＜備考＞(1)　○はほぼ該当、△は一部該当

(2)　○の場合でも、制度によって、年齢や所得などに制限がありますので、詳しくは本文にてご確認ください。

(3)　早見表には、本書の掲載している制度のうち主なものを抜粋して掲載しています。

(4)　障がい種別の詳細については、「身体障害者障害程度等級表」・「療育手帳判定基準」・「精神障害者保健福祉手帳判定基準」をご参照ください。

(5)　高齢者や難病等の方は一部該当となる制度もあります。

在宅福祉サービス										権利	その他の制度												就労					防災	
福祉有償運送（移送サービス）	手話通訳者・要約筆記者の派遣等	盲ろう者通訳・介助員の派遣と盲ろう者相談	全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業	聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室	障害者在宅福祉サービス総合利用登録	寝具乾燥消毒サービス	給食サービス	緊急通報サービス	認知症高齢者・障害者等サービス	成年後見制度利用支援事業	郵便等による不在者投票制度	代理投票と点字投票	東京電力　ファクスを利用した連絡受付サービス	ＦＡＸによる粗大ごみ戸別収集申込み	粗大ごみ福祉ふれあい収集	リーディングサービス・対面音訳	点訳・拡大写本サービス	声の広報・点字版広報の配布	身体障害者補助犬の給付	身体障害者補助犬の診療費助成	磁気誘導ループ等の補聴支援	ストーマ用装具保管事業	ハローワークの職業相談・紹介	障害者支援センター松が丘園等の就労相談等	神奈川障害者職業センター	神奈川障害者職業能力開発校	職業訓練法人神奈川能力開発センター	１１０番通報システム	１１９番通報サービス
63	64	65	65	65	66	66	66	66	67	72	73	73	74	74	74	75	75	76	76	76	77	77	81	81	81	82	82	86	86
△		△			△	△	△	△				○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△			△	△	△	△				○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△										○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△		△										○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△												○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△												○			△	○	○	○	△	△			○	○	○	○			
△	○	△		○	△	△	△	△					○	△	△				△	△	○		○	○	○	○		○	○
△	○	△		○									△	△	△				△	△	○		○	○	○	○		△	○
△	○	△		○									△	△	△				△	△	○		○	○	○	○		△	○
△														△	△				△	△	○		○	○	○	○			
△	○			○									△	△	△				△	△	○		○	○	○	○		△	○
△	△												○		△								○	○	○	○		○	○
△	△												○		△								○	○	○	○		○	○
△			△		△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△			△	○			△				△	△			○	○	○	○			
△												○			△				△	△			○	○	○	○			
△												○			△				△	△			○	○	○	○			
△												○			△				△	△			○	○	○	○			
△												○			△				△	△			○	○	○	○			
△					△	△	△	△			○				△							△	○	○	○	○			
△					△	△	△	△			○				△							△	○	○	○	○			
△											○				△							△	○	○	○	○			
△															△							△	○	○	○	○			
△			△		△	△	△		△	△					△								○	○	○	○	○		
△			△		△	△	△		△	△					△								○	○	○	○	○		
△			△						△	△					△								○	○	○	○	○		
△			△						△	△					△								○	○	○	○	○		
△					△		△		△	△					△								○	○	○				
△					△		△		△	△					△								○	○	○				
△									△	△					△								○	○	○				

目　次

1．相談窓口等

相談窓口 …… 1
精神保健福祉センター …… 2
障害者更生相談所 …… 2
児童相談所 …… 2
難病の相談窓口 …… 2
高齢・障害者相談課　高齢福祉班 …… 3
子育て支援センター …… 3
発達障害支援センター …… 3
消費生活総合センター …… 4
障害者支援センター松が丘園 …… 4
基幹相談支援センター …… 4
障害者相談支援キーステーション …… 4
精神障害者地域活動支援センター …… 5
市立緑第一障害者地域活動支援センター …… 5
教育委員会支援教育課 …… 6
医療的ケア児や重症心身障がいの方の相談 6
障害福祉相談員 …… 6
相談支援事業所 …… 7
地域包括支援センター …… 8
認知症の相談窓口 …… 9
民生委員・児童委員 …… 9
市社会福祉協議会 …… 10
高次脳機能障害等支援普及事業 …… 10
いのちの電話 …… 10
ハローワーク相模原(相模原公共職業安定所)・ 11
かながわ難病相談・支援センター …… 11
難病情報センター …… 11
かながわ福祉サービス運営適正化委員会 …… 11
かながわ成年後見推進センター …… 11
神奈川県ライトセンター …… 12
神奈川県聴覚障害者福祉センター …… 12

2．手帳

身体障害者手帳 …… 13
療育手帳 …… 14
精神障害者保健福祉手帳 …… 14

3．医療・療育

自立支援医療（更生医療） …… 15
自立支援医療（精神通院医療） …… 15
自立支援医療（育成医療） …… 16
小児慢性特定疾病医療 …… 16
指定難病医療 …… 16
重度障害者医療費の助成 …… 17
ひとり親家庭等医療費の助成 …… 17
精神障害者入院医療援護金 …… 18
後期高齢者医療制度 …… 18
高額療養費制度 …… 19
限度額適用（・標準負担額減額）認定証 19
特定疾病療養受療証 …… 19
知的障害者更生相談 …… 20
障害児等療育支援事業 …… 20
機能訓練事業 …… 20
支援保育 …… 21
在宅重症心身障害児者支援事業 …… 21
重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 …… 21
障害者歯科診療 …… 22
歯科訪問診療・口腔ケア …… 22
臓器移植・アイバンク …… 22

4．補装具・日常生活用具などの給付

補装具費の支給 …… 23
補装具更生相談 …… 24
日常生活用具の給付 …… 24
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 …… 27
障害児訓練器具等購入費の助成 …… 28
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 28

5．手当・年金

障害児福祉手当 …… 29
特別障害者手当 …… 29
神奈川県在宅重度障害者等手当 …… 29
特別児童扶養手当 …… 29
児童扶養手当 …… 30
障害厚生年金など …… 30
在日外国人障害者等福祉給付金 …… 31
障害者扶養共済制度 …… 31
産科医療補償制度 …… 32

6．公共料金等の割引

下水道使用料の減免 …… 33

水道料金の減免 …… 33
施設利用料の優遇 …… 34
バス運賃の割引 …… 36
タクシー運賃の割引 …… 36
国内航空運賃の割引 …… 36
鉄道運賃の割引 …… 37
フェリー等運賃の割引 …… 37
ＮＨＫ受信料の免除 …… 38
郵便物等料金の優遇など …… 38
ふれあい案内（無料番号案内） …… 39
携帯電話基本使用料等の割引 …… 39
福祉電話 …… 39
Ｊ：ＣＯＭ　ハートフルプラン …… 39

７．税金の控除

税金の窓口 …… 40
所得税・市民税・県民税の障害者控除 … 41
相続税の障害者控除 …… 41
贈与税の非課税 …… 41
利子非課税制度 …… 41
個人事業税の非課税・減免 …… 41
自動車税または軽自動車税 …… 42

８．自動車・自転車

福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成 … 43
自動車運転免許取得費用の助成 …… 44
自動車改造費用の助成 …… 44
駐車禁止除外指定車の指定 …… 45
市営自動車駐車場駐車料金の優遇 …… 46
相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引 ・ 46
有料道路通行料金の割引 …… 47
市営自転車駐車場駐車料の割引 …… 48
安全運転相談 …… 48
障害者等用駐車区画利用証制度 …… 49

９．住宅

住宅設備改善費の助成 …… 50
バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額 … 51
住宅改修相談 …… 51
市営・県営住宅の入居優遇 …… 51
県営住宅家賃の減免 …… 52
あんしん賃貸支援事業 …… 52
セーフティネット住宅 …… 52

10．障害者総合支援法、在宅福祉サービス

障害者総合支援法・児童福祉法のサービス 53
移動支援事業（ガイドヘルプ） …… 58
日中短期入所事業 …… 59
メディカルショートステイ・医療型短期入所 60
障害者一時ケア事業 …… 60
紙おむつ・尿とりパッドの支給 …… 61
訪問入浴サービス …… 61
地域活動支援センター …… 61
重度障害者等就労支援特別事業 …… 62
障害者施設通所交通費の助成 …… 63
福祉有償運送（移送サービス） …… 63
手話通訳者・要約筆記者の派遣等 …… 64
手話リンク …… 64
盲ろう者通訳・介助員の派遣と相談 …… 65
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 65
電話リレーサービス …… 65
ヨメテル（文字表示電話サービス） …… 65
全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業・ 65
聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室 65
障害者在宅福祉サービス総合利用登録・ 66
寝具乾燥消毒サービス …… 66
給食サービス …… 66
緊急通報サービス …… 66
認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス ・ 67
認知症高齢者・障害者等ＳＯＳネットワークシステム ・ 67

11．スポーツ・レクリエーション

神奈川県障害者スポーツ大会 …… 68
神奈川県ゆうあいピック大会 …… 68
けやき体育館 …… 69
パラスポーツ用具貸出事業 …… 69
障害者更生センター …… 69
ほかほかふれあいフェスタ …… 69

12．権利擁護

障がいを理由とする差別の解消の推進 70
障がい者の虐待防止 …… 70
さがみはら成年後見・あんしんセンターで行う事業 … 71
成年後見制度利用支援事業 …… 72

13．その他の制度

郵便等による不在者投票制度 …… 73

代理投票と点字投票 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
東京電力ファクスを利用した連絡受付サービス・・・ 74
ＦＡＸによる粗大ごみ戸別収集申込み 74
粗大ごみ福祉ふれあい収集 ・・・・・・・・・・ 74
陽光園オモチャライブラリー ・・・・・・・・ 74
相模原市立児童発達支援センター（ひだまり）施設公開 74
視覚障害者情報センター ・・・・・・・・・・・・ 75
リーディングサービス・対面音訳 ・・・・ 75
点訳・拡大写本サービス ・・・・・・・・・・・・ 75
ことばの道案内提供事業 ・・・・・・・・・・・・ 75
声の広報・点字版広報の配布 ・・・・・・・・ 76
身体障害者補助犬の給付 ・・・・・・・・・・・・ 76
身体障害者補助犬の診療費助成 ・・・・・・ 76
磁気誘導ループ等の補聴支援 ・・・・・・・・ 77
ストーマ用装具保管事業 ・・・・・・・・・・・・ 77
人工呼吸器使用者非常用電源給付事業 78
生活福祉資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
福祉用具の貸出等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
ボランティア活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
ふれあいサービス（有料の家事援助サービス）・・・ 79

14. 就学

就学相談 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80

15. 就労

ハローワークの職業相談・紹介 ・・・・・・ 81
障害者支援センター松が丘園などの就労相談等・・・ 81
神奈川障害者職業センター ・・・・・・・・・・ 81
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構・ 81
神奈川障害者職業能力開発校 ・・・・・・・・ 82
職業訓練法人 神奈川能力開発センター ・・・ 82

16. 防災

災害時の避難情報について ・・・・・・・・・・ 83
さがみはらメールマガジン「防災」 ・ 84
さがみはら防災ガイドブック（点字版・録音版） 84
重ねるハザードマップ ・・・・・・・・・・・・・・ 84
各種防災情報確認サービス ・・・・・・・・・・ 85
１１０番通報システム ・・・・・・・・・・・・・・ 86
１１９番通報サービス ・・・・・・・・・・・・・・ 86
災害時における障がい者支援 ・・・・・・・・ 87

17. 障がい者団体

障がい児者福祉団体連合組織 ・・・・・・・・ 88
障がい児者福祉団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
スポーツサークル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
支援者団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90

18. 市内の指定自立支援医療機関

指定自立支援医療機関（育成・更生医療）・ 91
指定自立支援医療機関（精神通院医療）・ 92

19. 主な市内公共機関のファクス番号

主な市内公共機関のファクス番号 ・・・・ 95

20. 資料

点字の読み方一覧表（凸面用） ・・・・・・ 98
指文字（ひらがな） ・・・・・・・・・・・・・・・・・100
身体障害者障害程度等級表 ・・・・・・・・・・・102
療育手帳判定基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・104
精神障害者保健福祉手帳判定基準 ・・・・・105

相談窓口等　1
手帳　2
医療・療育　3
補装具・日常生活用具などの給付　4
手当・年金　5
公共料金の割引　6
税金の控除　7
自動車・自転車　8
住宅　9
障害者総合支援法、在宅福祉サービス　１０
スポーツ・レクリエーション　１１
権利擁護　１２
その他の制度　１３
就学　１４
就労　１５
防災　１６
障がい者団体　１７
市内の指定自立支援医療機関　１８
主な市内公共機関のファクス番号　１９
資料　２０

1. 相　談　窓　口　等

相談窓口

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援給付の申請の手続き、補装具費の支給申請など、各種福祉制度の総合的窓口となります。

※身体障害者手帳のない難病等の方の相談窓口は、2ページの緑・中央・南保健センターが担当となります。

■緑区にお住まいの方

橋本地区 大沢地区	緑高齢・障害者相談課	〒252-5177　緑区西橋本5-3-21 （緑区合同庁舎3階） ①身体・知的福祉班　電　話　(042)775-8810 ②精神保健福祉班*　電　話　(042)775-8811 ①・②共通　ＦＡＸ　(042)775-1750
城山地区*	城山福祉相談センター	〒252-5192　緑区久保沢1-3-1 （城山総合事務所本館1階） 電　話　(042)783-8136 ＦＡＸ　(042)783-1720
津久井地区*	津久井高齢・障害者相談課	〒252-5172　緑区中野613-2 （津久井保健センター1階） 障害福祉班　電　話　(042)780-1412 ＦＡＸ　(042)784-1222
相模湖地区*	相模湖福祉相談センター	〒252-5162　緑区与瀬896 （相模湖総合事務所2階） 電　話　(042)684-3215 ＦＡＸ　(042)684-3618
藤野地区*	藤野福祉相談センター	〒252-5152　緑区小渕2000 （藤野総合事務所内） 電　話　(042)687-5511 ＦＡＸ　(042)687-4347

＊精神保健福祉について、精神障害者保健福祉手帳の申請手続き・交付及び自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きは各課・各福祉相談センターで行っています。

＊上記以外の精神保健福祉に関するご相談等は、橋本・大沢・城山地区の方は緑高齢・障害者相談課精神保健福祉班、津久井・相模湖・藤野地区の方は津久井高齢・障害者相談課が担当となります。

■中央区にお住まいの方

中央区	中央高齢・障害者相談課	〒252-5277　中央区富士見6-1-1 （ウェルネスさがみはらＡ館1階） ①身体・知的福祉班　電　話　(042)769-9266 ②精神保健福祉班　電　話　(042)769-9806 ①・②共通　ＦＡＸ　(042)755-4888

■南区にお住まいの方

南区	南高齢・障害者相談課	〒252-0303　南区相模大野6-22-1 （南保健福祉センター3階） ①身体・知的福祉班　電　話　(042)701-7722 ②精神保健福祉班　電　話　(042)701-7715 ①・②共通　ＦＡＸ　(042)701-7705

精神保健福祉センター

思春期・ひきこもり、アルコール・薬物問題・ギャンブルの専門的な相談、当事者や家族向けの心理教育、自殺予防電話相談などの業務を行っています。また、精神科病院に入院中のご本人や家族等からの、退院請求や処遇改善請求を受付けています。

所　在　地	〒252-5277　中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはらＡ館 7 階）
電　　話	(042)769-9818
Ｆ　Ａ　Ｘ	(042)768-0260

こころのホットライン（自殺予防電話相談）　(042)769-9819
※電話相談は毎日（年末年始を除く）午後 5 時～午後 10 時（受付は午後 9 時 30 分まで）
ひきこもり支援ステーション　(042)769-6632
※午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 4 時

障害者更生相談所

補装具（義肢、車椅子など）の適合判定、身体障害者手帳及び療育手帳（知的障がい者）の判定などを行っています。身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所を兼ねています。

所　在　地	〒252-5277　中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはらＡ館 6 階）
電　　話	(042)769-9807
Ｆ　Ａ　Ｘ	(042)750-6150

児童相談所

児童に関する専門的な相談、一時保護、施設入所措置などを行っています。

所　在　地	〒252-0206　中央区淵野辺 2-7-2
電　　話	(042)730-3500
Ｆ　Ａ　Ｘ	(042)730-3900

難病の相談窓口

難病の方の療養生活に関する相談を行っています。

緑保健センター	〒252-5177　緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 4 階） 電　話　(042)775-8816 ＦＡＸ　(042)775-1751
緑保健センター 津久井担当	〒252-5172　緑区中野 613-2（津久井保健センター1 階） 電　話　(042)780-1414 ＦＡＸ　(042)784-1222
中央保健センター	〒252-5277　中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはらＡ館 4 階） 電　話　(042)769-8233 ＦＡＸ　(042)750-3066
南保健センター	〒252-0303　南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター3 階） 電　話　(042)701-7708 ＦＡＸ　(042)701-7716

※　指定難病医療費助成の制度に関しては疾病対策課難病対策班(→16 ページ)へお問合せください。

高齢・障害者相談課　高齢福祉班

高齢者の地域包括ケアの支援、地域包括支援センターの支援、高齢者の介護予防事業、認知症対策、高齢者の虐待防止対策及び関係機関との調整、在宅福祉サービスなどを行っています。

緑高齢・障害者相談課	〒252-5177　緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 3 階） 電　話　(042)775-8812 ＦＡＸ　(042)775-1750
中央高齢・障害者相談課	〒252-5277　中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはらＡ館 1 階） 電　話　(042)769-8349 ＦＡＸ　(042)755-4888
南高齢・障害者相談課	〒252-0303　南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター1 階） 電　話　(042)701-7704 ＦＡＸ　(042)701-7724
津久井高齢・障害者相談課 （地域・高齢福祉班）	〒252-5172　緑区中野 613-2（津久井保健センター1 階） 電　話　(042)780-1408 ＦＡＸ　(042)784-1222

子育て支援センター

身　知　精

療育相談、リハビリテーション相談、幼稚園・保育園等の園サポート相談なども行っています。ご相談の際はあらかじめ電話にてご予約ください。

※津久井、相模湖、藤野担当へのご相談の場合も、緑子育て支援センター療育相談班へお電話ください。

緑子育て支援センター 療育相談班	〒252-5177　緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 3 階） 電　話　(042)775-1760 ＦＡＸ　(042)775-1750
緑子育て支援センター 療育相談班　津久井担当	〒252-5172　緑区中野 613-2（津久井保健センター1 階）
緑子育て支援センター 療育相談班　相模湖担当	〒252-0171　緑区与瀬 896（相模湖総合事務所 2 階）
緑子育て支援センター 療育相談班　藤野担当	〒252-5152　緑区小渕 2000（藤野総合事務所内）
中央子育て支援センター 療育相談班	〒252-0226　中央区陽光台 3-19-2（陽光園内） 電　話　(042)756-8424 ＦＡＸ　(042)756-3360
南子育て支援センター 療育相談班	〒252-0303　南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター2 階） 電　話　(042)701-7727 ＦＡＸ　(042)701-7728

発達障害支援センター

高校生年齢以降の発達障がいのある人とその家族に対する相談支援、発達支援、就労支援を行います。また、関係機関と連携して、発達障がいに関する普及啓発への取り組みや研修等を行います。

所　在　地	〒252-0226　中央区陽光台 3-19-2（陽光園内）
電　　話	(042)756-8411
Ｆ　Ａ　Ｘ	(042)756-3360

消費生活総合センター

商品・サービスの契約トラブルなどの消費生活相談を受け付けています。

所在地	〒252-0143　緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店 6 階）
電話	(042) 775-1770
相談時間	月～金　午前 9 時～午後 4 時（※第 2・4 金曜日は午後 6 時まで） 土日祝　午前 9 時～正午、午後 1 時～4 時 ※中央区・南区の市民相談室から、インターネットを利用したオンライン面談も可能です。（平日のみ・要予約）

障害者支援センター松が丘園

身 知 精 難

障がいのある方のその人らしい地域の暮らしを支援するため、就労や生活など、地域で必要となるさまざまな相談を行っています。また、生活を支援する事業、家族を支援する事業なども行っています。

開所日	月曜日～日曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
所在地	〒252-0223　中央区松が丘 1-23-1
電話	(042)758-2121
FAX	(042)758-7070
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.sagamihara-shafuku.or.jp/
SNS	ssfj_matsugaoka（Instagram）

基幹相談支援センター

身 知 精 難

障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行っています。また、市内の相談支援事業者の人材育成や相談機関との連携強化の取組等のほか、当事者によるピアカウンセリング（視覚、聴覚、難聴、全身性及び肢体不自由。事前に予約が必要です。）を実施しています。

開所日	月曜日～金曜日　午前 8 時 30 分～午後 5 時
所在地	〒252-0223　中央区松が丘 1-23-1（障害者支援センター松が丘園内）
電話	(042)758-2121
FAX	(042)758-7070
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.sagamihara-shafuku.or.jp/

障害者相談支援キーステーション

身 知 精 難

各区の障がいのある方を対象に、障がいの種別に関わらず各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行っています。

開所日は月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

■緑障害者相談支援キーステーション【担当地区：緑区】

所在地	〒252-5177　緑区西橋本 5-3-21（緑区合同庁舎 2 階）
電話	(042)703-0150
FAX	(042)773-2588

■中央障害者相談支援キーステーション【担当地区：中央区】

所在地	〒252-5277　中央区富士見 6-1-1（ウェルネスさがみはら A 館 2 階）
電話	(042)704-8611
FAX	(042)704-8626

■南障害者相談支援キーステーション【担当地区：南区】

所在地	〒252-0303　南区相模大野 6-22-1（南保健福祉センター1 階）
電話	(042)705-5960
FAX	(042)705-5961

精神障害者地域活動支援センター 精

精神障がい者の方の毎日の暮らしの中で生じる生活に関する相談、悩み事の相談などを行っています。

■地域活動支援センターカミング

開館日	電話相談・ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ	月曜日・水曜日	午後1時～午後7時
		木曜日	午後1時～午後5時
		土曜日・日曜日	午前10時～午後5時
	センター営業時間	月曜日・水曜日	正午～午後7時
		木曜日・土曜日・日曜日	午前10時～午後5時
休館日	火曜日・金曜日・祝日 ※ただし火曜、金曜が祝日の場合はその翌日も休館とする		
所在地	〒252-0206　中央区淵野辺4-15-6　ヴィーナス2階		
電話	(042)759-5117		
FAX	(042)759-5118		
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://coming.no.coocan.jp/		

■相模原市立南障害者地域活動支援センター

開館日	火曜日・水曜日・金曜日　午後1時～午後8時 土曜日・日曜日・祝日　午前10時～午後5時 ※水曜日の電話は午後6時まで
休館日	月曜日・木曜日　※休館日が祝日の場合は開館し、原則翌日を振替休館日とします
所在地	〒252-0314　南区南台4-12-54 市営南台団地4号棟1階
電話	(042)701-3917
FAX	(042)701-3918
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.sagami-portal.com/hp/dntl0119/

■橋本障害者地域活動支援センターぷらすかわせみ

開館日	相談	月曜日～金曜日・第一土曜日　午前9時～午後5時
	ﾌﾘｰｽﾍﾟｰｽ	月曜日　午前10時～午後4時30分
		火曜日～金曜日　午前11時30分～午後4時30分(第三金曜日を除く)
		第一土曜日・第三金曜日　午後0時30分～午後4時30分
休館日	土曜日（第一土曜日を除く）・日曜日・祝日	
所在地	〒252-0143　緑区橋本6-36-1　グラントーレ橋本2FA	
電話	(042)703-5556	
FAX	(042)703-5557	
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.kawasemikai.org/施設一覧/ぷらす-かわせみ-1/	

相模原市立緑第一障害者地域活動支援センター 身 知 精

障がい者の方の毎日の暮らしの中で生じる生活に関する相談、悩み事の相談などを行っています。

開館日	月曜日～土曜日　午前9時30分～午後6時
休館日	日曜日
所在地	〒252-0171　緑区与瀬1010-1
電話	(042)684-3581
FAX	(042)684-5010
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://midoridail-stc.net

教育委員会支援教育課

障がい等により個別に配慮を要する次年度就学児及び在学児童生徒の就学や教育に関する相談を行っています。

所在地	〒252-5277　中央区中央 2-11-15
電話	(042)769-6134（就学相談担当直通）
FAX	(042)758-9036

医療的ケア児や重症心身障がいの方の相談

■医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケアが必要な児童や重症心身障がい児の方が地域生活を送る上でのさまざまな相談に応じます。18 歳に達した後も円滑に成人期のサービスに引き継がれるように支援をしていきます。

窓口	緑・中央・南障害者相談支援キーステーション　（→4 ページ）
担当地区	緑障害者相談支援キーステーション【緑区にお住まいの方】 中央障害者相談支援キーステーション【中央区にお住まいの方】 南障害者相談支援キーステーション【南区にお住まいの方】

■医療的ケア児支援ポータルサイト

在宅で生活している医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がいの方に係るさまざまな支援や情報をまとめています。

障害福祉相談員

日常生活の中での悩みごとや心配ごとなどを気軽に相談してください。相談はすべて無料、秘密は厳守します。不在の場合もあります。また、午後 9 時以降の相談はご遠慮ください。

■身体障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
相模原市 肢体障害者協会	小出（こいで）　庄作（しょうさく）	電話　(042)854-3030
	吉原（よしはら）　君子（きみこ）	電話　(042)760-4921
	藤森（ふじもり）　勝幸（かつゆき）	電話　(042)750-3956
	新井（あらい）　清美（きよみ）	電話　090-6176-5139
相模原市 視覚障害者協会	市川（いちかわ）　照芳（てるよし）	電話　(042)772-2686
	関田（せきた）　むつみ	電話　080-5412-2752
相模原市聴覚障害者協会	久保（くぼ）　博（ひろし）	ファクス　(042)812-9128
相模原市難聴者協会・土の会	土屋（つちや）　和代（かずよ）	ファクス　(042)851-3988 メール　kazuyo-kazuyo-kazuyo@nifty.com
相模原失語症友の会	久保（くぼ）　美砂子（みさこ）	電話　(042)746-6125
相模原市腎友会	渡部（わたなべ）　佳子（よしこ）	電話　080-9814-8016 メール　rain-am-1016@ezweb.ne.jp ※月・水・金曜日は電話での相談不可
	二ノ宮（にのみや）　美和子（みわこ）	電話　(042)778-5688 ※月・水・金曜日の午後6時までは相談不可
	小久保（こくぼ）　きよ子（こ）	電話　(042)744-2069 ※月・水・金曜日の午前7時～午後2時は相談不可
日本オストミー協会 神奈川支部相模原担当	石野（いしの）　まち子（こ）	電話　070-3998-8992

■知的障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
相模原市 手をつなぐ育成会	九嶋（くしま）　園子（そのこ）	電話　(042)740-3118
	藤田（ふじた）　由美子（ゆみこ）	電話　(042)763-6381 メール　macox7418@gmail.com
	三宮（さんぐう）　隆志（たかし）	電話　(042)751-5167 メール　t-sangu@sc5.so-net.ne.jp
	石井（いしい）　弘子（ひろこ）	電話　(042)755-0542
	望月（もちづき）　陽子（ようこ）	電話　090-4831-8481
	大井（おおい）　早苗（さなえ）	電話　090-5408-6078
相模原市 自閉症児・者親の会 （相模原やまびこ会）	鈴木（すずき）　秀美（ひでみ）	電話　(046)257-4045 メール　hidemi-suzuki@jcom.home.ne.jp
	島森(しまもり)	電話　(042)745-9191
	松原(まつばら)	電話　(046)251-7481

■精神障害者相談員

所属団体	名前	連絡先等
つくいの里 （精神障がい者を支援する団体）	南場（なんば）　泰子（やすこ）	電話　(042)780-1980　レイクサイド津久井(精神障害者グループホーム) 相談時間　平日の午前 11 時～午後 4 時
地域活動支援センターカミング ピアサポートグループピアカム（精神障がい当事者）		電話　090-2535-5925 相談時間　火曜日と金曜日の午後 5 時～7 時

相談支援事業所

身　知　精　難

○特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

障害福祉サービスや障害児通所支援に関する相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画案や障害児支援利用計画案の作成、サービス事業者との連絡調整などを行っています。

○一般相談支援事業所（地域移行支援）

障害者支援施設や精神科病院等に入所等をしている障がい者の方に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行っています。

○一般相談支援事業所（地域定着支援）

居宅で一人暮らし等をしている障がい者の方に対する夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行っています。

地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるように、市が社会福祉法人等に委託をして『地域包括支援センター』を市内２９か所に設置しています。

地域包括支援センターでは、高齢者や介護する家族等からの保健・福祉・リハビリテーション・介護等に関する様々な相談を窓口や電話、訪問などの方法でお受けするほか、介護予防に関する教室の開催、高齢者の日常生活を支援する市の在宅福祉サービスや介護保険サービスを利用するためのお手伝い、介護予防ケアプランなどの作成なども行っています。

相談や申請等の費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

■緑区

名称	所在地	電話
橋　本　地域包括支援センター	〒252-0131　緑区西橋本 5-3-21 （緑区合同庁舎 1 階）	(042)773-5812
相　原　地域包括支援センター	〒252-0137　緑区二本松 3-4-7	(042)703-5088
大　沢　地域包括支援センター	〒252-0135　緑区大島 1556 （特別養護老人ホーム中の郷ユニット型内）	(042)760-1210
城　山　地域包括支援センター	〒252-0105　緑区久保沢 1-3-1 （城山総合事務所本館 1 階）	(042)783-0030
津久井　地域包括支援センター	〒252-0157　緑区中野 966-5	(042)780-5790
相模湖　地域包括支援センター	〒252-0171　緑区与瀬 896 （相模湖総合事務所 1 階）	(042)684-9065
藤　野　地域包括支援センター	〒252-0184　緑区小渕 2000 （藤野総合事務所 4 階） ※令和 8 年 9 月中に藤野中央公民館（緑区小渕 1992）に移転予定	(042)686-6705

■中央区

名称	所在地	電話
小　山　地域包括支援センター	〒252-0212　中央区宮下 1-1-21	(042)771-3381
清　新　地域包括支援センター	〒252-0239　中央区中央 1-9-14 ペアハイツ中央 1 階	(042)707-0822
横　山　地域包括支援センター	〒252-0242　中央区横山 1-2-15 グリーンハイム 1 階	(042)751-6662
中　央　地域包括支援センター	〒252-0237　中央区千代田 1-6-2 アスカマンション 1-C 号室	(042)730-3886
星が丘　地域包括支援センター	〒252-0237　中央区千代田 5-3-19	(042)758-7719
光が丘　地域包括支援センター	〒252-0227　中央区光が丘 2-18-87 （光が丘ふれあいセンター内）	(042)750-1067
大野北第1　地域包括支援センター	〒252-0206　中央区淵野辺 3-6-17 まいづるビル 1 階	(042)704-9551
大野北第2　地域包括支援センター	〒252-0233　中央区鹿沼台 1-3-17 ヴィアーレ鹿沼台 1-C	(042)768-2195
田　名　地域包括支援センター	〒252-0244　中央区田名 1262-5 D＋STYLE 上田名ビル 1 階	(042)764-6831
上　溝　地域包括支援センター	〒252-0243　中央区上溝 7-16-13	(042)760-7055

■南区

名称	所在地	電話
大野中　地域包括支援センター	〒252-0344　南区古淵 3-28-1 ランバーパート 6　1 階	(042)701-0511
大　沼　地域包括支援センター	〒252-0334　南区若松 4-17-13 ソフィアビル　1 階	(042)705-5435
大野台　地域包括支援センター	〒252-0331　南区大野台 5-25-10	(042)758-8278
大野南　地域包括支援センター	〒252-0303　南区相模大野 3-1-33 丸徳ビル　1 階 7 号	(042)767-3701
上鶴間　地域包括支援センター	〒252-0318　南区上鶴間本町 6-28-14	(042)767-2731
麻　溝　地域包括支援センター	〒252-0335　南区下溝 756-6 （三和麻溝店Ｂ館 3 階）	(042)777-6858
新　磯　地域包括支援センター	〒252-0326　南区新戸 1716 （新戸デイサービスセンター内）	(046)252-7646
相模台第1　地域包括支援センター	〒252-0314　南区南台 5-12-21 品田ビル 1-Ａ	(042)767-3888
相模台第2　地域包括支援センター	〒252-0328　南区麻溝台 6-26-4 旭マンション 1 階	(042)741-6665
相武台　地域包括支援センター	〒252-0325　南区新磯野 4-1-3 （相武台まちづくりセンター・公民館内）	(046)206-5571
東林第1　地域包括支援センター	〒252-0311　南区東林間 5-5-1	(042)740-7708
東林第2　地域包括支援センター	〒252-0313　南区松が枝町 15-11 CLL エクセレンス松が枝Ｉ　106 号室	(042)705-8278

認知症の相談窓口

認知症や医療、生活やケアの方法などの悩み事の相談を行っています。

名称	電話	受付時間
相模原市認知症疾患医療センター （治療など医療についての相談）	北里大学病院 トータルサポートセンター 直通　(042)778-8229	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 （祝日、年末年始を除く）
	総合相模更生病院 直通　(042)752-1810	
相模原市若年性認知症相談窓口 （主に 18 歳から 65 歳未満の方）	北里大学病院 直通　(042)778-8658	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 （祝日、年末年始を除く）
かながわ認知症コールセンター （認知症全般）	公益社団法人　認知症の人と家族の会　神奈川県支部 (045)755-7031	月曜日･水曜日午前 10 時～午後 8 時 土曜日午前 10 時～午後 4 時 （祝日を含む、年末年始を除く）
若年性認知症コールセンター （主に 18 歳から 65 歳未満の方）	認知症介護研究・研修大府センター 0800-100-2707	月曜日～土曜日午前10時～午後3時 （水曜日は午前 10 時～午後 7 時） （祝日、年末年始を除く）

民生委員・児童委員

地域における福祉を推進するために活動している方々で、地域の皆様の福祉に関わる相談を受け、市をはじめ関係機関の行っているサービスの紹介やこれらの機関への連絡等を行っています。

お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員についてお知りになりたいときは、生活福祉課〈市役所本館 5 階　電話(042)851-3170〉にお問い合わせください。

市社会福祉協議会

「みんなで支えあい　地域の力が育む　人にやさしいまち　さがみはら」を実現するために、市民の参加と協力により、地域福祉活動や在宅福祉サービス、権利擁護事業などを行っています。

事務所名	住所	電話・ＦＡＸ
事務所	〒252-0236　中央区富士見 6-1-20 （あじさい会館 2 階）	電　話　(042)756-5098 ＦＡＸ　(042)759-4382
中央ボランティアセンター	（あじさい会館 2 階）	電　話　(042)786-6181 ＦＡＸ　(042)786-6182
さがみはら成年後見・あんしんセンター	（あじさい会館 2 階）	電　話　(042)756-5034 ＦＡＸ　(042)759-4382
緑区事務所	〒252-0131　緑区西橋本 5-3-21 （緑区合同庁舎 2 階）	電　話　(042)775-8601 ＦＡＸ　(042)774-7160
緑ボランティアセンター	（緑区合同庁舎 2 階）	電　話　(042)775-1761 ＦＡＸ　(042)774-7160
城山地域事務所	〒252-5192　緑区久保沢 1-3-1 （城山総合事務所本館 3 階）	電　話　(042)783-1212 ＦＡＸ　(042)782-4050
津久井地域事務所	〒252-5172　緑区中野 633 （津久井総合事務所 3 階）	電　話　(042)784-3393 ＦＡＸ　(042)784-6142
相模湖地域事務所	〒252-5162　緑区与瀬 896 （相模湖総合事務所 3 階）	電　話　(042)649-0202 ＦＡＸ　(042)649-0200
藤野地域事務所	〒252-5152　緑区小渕 2000 （藤野総合事務所内）	電　話　(042)687-3361 ＦＡＸ　(042)687-4049
南区事務所	〒252-0303　南区相模大野 6-22-1 （南保健福祉センター1 階）	電　話　(042)765-7065 ＦＡＸ　(042)748-4419
南ボランティアセンター	（南保健福祉センター1 階）	電　話　(042)765-7085 ＦＡＸ　(042)748-4419

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業

神奈川県総合リハビリテーションセンターでは、相談支援コーディネーターを配置し、脳外傷や脳血管障害などにより高次脳機能障害のある方への「専門的相談」、「地域の支援機関へのサポートや連携体制づくり」、「支援者養成研修」などを行っています。

※「高次脳機能障害」とは、中途脳損傷後に出現する記憶障害や注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などのことです。詳しくは同センター地域リハビリテーション支援センターのホームページより「高次脳機能障害相談支援の手引き」をご覧ください。

窓　　口	神奈川県総合リハビリテーションセンター
所 在 地	〒243-0121　厚木市七沢 516
電　　話	(046)249-2612（神奈川リハビリテーション病院総合相談室） (046)249-2602（地域リハビリテーション支援センター）
ＦＡＸ	(046)249-2601
ホームページアドレス	http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp

いのちの電話

「こころ」が、苦しみ、悩み、寂しさで一杯になったら、いつでも、だれでもどこからでも、かけてください。

電　　話	横浜　(045)335-4343（24 時間受付） 川崎　(044)733-4343（　〃　）

ハローワーク相模原（相模原公共職業安定所）

障がい者の職業相談・紹介を専門援助部門が行っています。

所　在　地	〒252-0236　中央区富士見 6-10-10
電　　話	(042)776-8609（43#）
F　A　X	(042)759-1871
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-hellowork/list/hw-sagamihara/_102181/01_00052.html

かながわ難病相談・支援センター

難病患者ご本人やご家族の方の療養生活、日常生活での様々な悩みや不安などの相談、就労に関する相談等を受けています。医療講演会や交流会などの実施、患者会の紹介を行っています。

所　在　地	〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2　かながわ県民センター14 階
電　　話	(045)321-2711
F　A　X	(045)321-2651
メールアドレス	nanbyou-shien@kanagawa-nanbyo.com
受 付 時 間	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）10：00～17：00（面談は要予約）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.kanagawa-nanbyo.com/

難病情報センター

難病法に基づき医療費助成の対象となる疾患の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、連絡先などの情報を厚生労働省などの支援によりインターネットで広く提供しています。医療機関ではありませんので、特定の医療機関や医師の紹介、個人の症状や診断、治療内容に関するお問い合わせにはお答えできません。

窓　　口	公益財団法人難病医学研究財団
電　　話	(03)3257-9021
F　A　X	(03)3257-4788
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.nanbyou.or.jp/

かながわ福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスを利用している方やご家族等からの苦情相談窓口です。電話・メール・ファクスでご相談ください。来所相談は要予約です。

窓　　口	かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局（神奈川県社会福祉協議会内）
所　在　地	〒221-0825　横浜市神奈川区反町 3-17-2　神奈川県社会福祉センター内
電　　話	(045)311-8861
F　A　X	(045)312-6302
メールアドレス	tekisei@knsyk.jp
相 談 時 間	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）　9：00～17：00
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.knsyk.jp/service/tekisei/kujyo

かながわ成年後見推進センター

成年後見制度や申立て手続の説明、後見活動についての相談（電話・来所）を受けています。来所相談をご希望の場合は予約をお願いします。

窓　　口	かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会内）
所　在　地	〒221-0825　横浜市神奈川区反町 3-17-2　神奈川県社会福祉センター内
電　　話	(045)311-8873(成年後見相談専用)
F　A　X	(045)314-3472
メールアドレス	kouken@knsyk.jp
相 談 時 間	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）　9：00～17：00
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	https://www.knsyk.jp/service/kenri/koken

神奈川県ライトセンター　身

視覚障がいのある方を対象に、点字図書、録音図書の製作・貸出、各種相談、日常生活に必要な技術の指導（歩行、点字等）などを行っています。

所在地	〒241-8585　横浜市旭区二俣川 1-80-2
電話	(045)364-0023
休館日	月曜日・祝日・年末年始

神奈川県聴覚障害者福祉センター　身

聴覚障がいのある方の自立と社会参加を支援するため、日常生活に必要な情報の提供、各種相談などを行っています。

所在地	〒251-8533　藤沢市藤沢 933-2
電話	(0466)27-1911
ＦＡＸ	(0466)27-1225
メールアドレス	soudan@kanagawa-wad.jp
休館日	月曜日・祝日・年末年始

（広告）

ぽるて　しゅうろうけいぞくしえんBがた
就労継続支援B型

あなたの働きたいを全力サポート！

問合せ先：042－703－6804
問合せ可能時間：午前9時～午後5時（平日）
ホームページ　https://porte-works.com/
場所：相模原市緑区大山町 8-16-101（橋本小学校前）

2．手　　帳

障害者手帳は、障がいの種類によって、3 種類に分かれています。

新規対象者又は現在手帳をお持ちの方で次の場合は手続きが必要です。
○手帳をなくした又は破損したとき
○住所・氏名の変更をしたとき
○転入・転出をしたとき
○手帳が不要になったとき
○手帳をお持ちの方が亡くなったとき
○（身体障害者手帳のみ）障がいの程度が変化した又は、障がいが新たに加わったとき
○（身体障害者手帳のみ）再認定の時期が近づいているとき
○（療育手帳のみ）「次の判定年月」が近づいている又は過ぎたとき
○（精神障害者保健福祉手帳のみ）有効期限が近づいているとき

■手帳の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

身体障害者手帳

身

身体障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

対　象　者　　視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）の各部位に不自由があり、その障がいが永続する人（程度により 1 級～6 級まであります）

手　続　き　　【手続きに必要なもの】

	写真	身障手帳	診断書	マイナンバーが確認できる書類注 2
新規	○		○	○
等級変更、障がい名追加、再認定	○	○	○	○
破損･紛失等再交付	○	（○）注 1		
住所・氏名変更、転入、転出、返還		○		○

注 1　紛失再交付の場合、必要ありません。
注 2　マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

※写真 1 枚（縦 4cm×横 3cm、脱帽（原則）、上半身、1 年以内のもの）
※診断書は身体障害者福祉法に基づく指定医師によって記入されたもの。
（原則診断日から 3 か月以内のもの）
※診断書の用紙は各窓口にあります。（市ホームページからダウンロード可）

療育手帳

知

知的障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

対　象　者　児童相談所、障害者更生相談所で知的障がいと判定された方

手　続　き　【手続きに必要なもの】

	写真注1	療育手帳	マイナンバーが確認できる書類注3
新規	○		○
再判定	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○) 注2	○
住所・氏名変更、転入、転出、返還		○	○

注1　写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）
注2　紛失再交付の場合不要です。
注3　マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳

精

各種支援を受けることができ、精神障がい者の方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

対　象　者　精神障がいのため長期にわたって日常生活または社会生活に困難が生じている人

手　続　き　【手続きに必要なもの】

	写真	精神障害者保健福祉手帳	診断書注1	マイナンバーが確認できる書類注2
新規	○		○	○
更新		○	○	○
等級変更	○	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○)注3		○
転入	○	○		○
住所・氏名変更転出、返還		○		○

注1　診断書の代わりに、「精神障害を理由とした障害年金の証書および、振込通知書または支払通知書」でも手続きできます。成年後見人等が障害年金の書類で申請される場合は、登記事項証明書をお持ちください。
注2　マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。
注3　紛失再交付の場合、必要ありません。
※写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）
※診断書の用紙は、各窓口にあります。
※手帳の有効期限は2年間です。引き続き手帳の交付を希望される場合、有効期限の3か月前から更新申請ができます。

3. 医　療　・　療　育

～公費医療受給者証と医療証の両方をお持ちの方へのお知らせ～

神奈川県内の医療機関では、公費医療受給者証と医療証の併用が可能です。被保険者の資格情報がわかるものと共に必ず公費医療受給者証と医療証の両方をご提示ください。国の公費負担医療が優先適用された後の自己負担額に対して、本市の医療費助成を適用します。

＜対象：次の両方を持っている方＞

■公費医療受給者証　自立支援医療、指定難病医療、小児慢性特定疾病など

■医療証　重度障害者医療費助成、こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成

＜医療機関で提示するもの＞

①被保険者の資格情報がわかるもの　②特定疾病療養受療証（持っている方）　③公費医療受給者証　④医療証　※神奈川県外の医療機関では、④医療証は使用できません。

自立支援医療（更生医療）　身

指定自立支援医療機関で、障がいを除去したり、障がいの程度を軽くしたりするために必要な医療（人工透析療法、抗 HIV 療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込み手術、中心静脈栄養法、腎臓・心臓・肝臓移植術及び移植後の抗免疫療法など）を受ける場合、保険診療の自己負担が 1 割になります（所得などによって自己負担の上限月額が設定されます）。

利用できる方	18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方 ※利用するためには、障害者更生相談所の判定が必要です。
手　続　き	①身体障害者手帳、②医学的判定（意見）書、③更生医療意見書、④被保険者の資格情報がわかるもの、⑤人工透析の場合は特定疾病療養受療証（マイナポータルで確認できる画面の提示も可）、⑥所得が確認できる書類、⑦マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ） ※必ず医療を受ける前に申請してください。

自立支援医療（精神通院医療）　精

通院医療費の自己負担が原則 1 割になります。所得などによって自己負担の上限月額が設定されます。入院医療費は該当しません。

利用できる方	精神疾患があり、通院治療を受ける必要がある方
手　続　き	①医師の診断書、②健康保険の加入状況がわかるもの（保険単位の世帯を確認する書類）の写し、③所得確認書類（市県民税課税証明書等）、④マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ） ※毎年の更新が必要ですが、診断書の提出は 2 年に 1 度です。 ※有効期限の 3 か月前から更新申請ができます。 ※本制度をお使いの方で、住所、氏名、通院先、保険の種類に変更があった場合及び生活保護の開始・廃止があった場合は、変更手続きが必要です。 ※健康保険の加入状況がわかるもの ・健康保険組合等から交付される「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の写し ・マイナポータルにログインして保険証情報を提示、または画面を印刷したもの ※必要書類は世帯や所得により異なりますので、あらかじめ窓口にご相談ください。

■自立支援医療（更生医療）と自立支援医療（精神通院医療）の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

自立支援医療（育成医療）

生まれつきあるいは病気などで身体に障がいのある児童が、生活能力を得るために必要な治療を、指定自立支援医療機関で受ける場合、その費用の全部または一部を公費で負担する制度です。
※保護者等の所得により所得制限及び自己負担があります。

利用できる方	18 歳未満の肢体不自由・視覚・聴覚・音声障害又は先天性内臓疾患などの障がいがあり、確実な治療効果が期待できる児童。

小児慢性特定疾病医療

小児の慢性疾病のうち、特定の疾病について指定小児慢性特定疾病医療機関で治療を受けるとき、その治療費用（医療保険の自己負担分）の一部を公費で負担する制度です。
※保護者等の所得により自己負担があります。

利用できる方	18 歳未満で対象疾病にり患し、その症状が認定基準に該当している児童 ※年 1 回の更新手続きが必要になります。18 歳以上については更新申請の場合のみ、20 歳の誕生日前日まで延長することができます。 ※該当する疾病や認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」（https://www.shouman.jp）をご覧ください。 ※小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業については 27 ページに掲載

■自立支援医療(育成医療)と小児慢性特定疾病医療の窓口

【緑区の方】緑子育て支援センター 母子保健班（緑区合同庁舎 4 階） 城山担当（城山総合事務所本館 1 階）※事前に母子保健班へご連絡ください 津久井母子保健班（津久井保健センター1 階） 相模湖担当（相模湖総合事務所 2 階）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください 藤野担当（藤野総合事務所内）※事前に津久井母子保健班へご連絡ください	 電話(042)775-8829 電話(042)780-1420
【中央区の方】中央子育て支援センター（ウェルネスさがみはらA館 1 階） 母子保健班	 電話(042)769-8222
【南区の方】南子育て支援センター（南保健福祉センター3 階） 母子保健班	 電話(042)701-7710
【各区共通・事務担当課】 こども家庭課保健事業班（市役所本館 4 階）	 電話(042)769-8345

指定難病医療

指定難病にり患している方で、特定医療費の支給認定を受けた方は、指定医療機関から指定難病に係る医療を受けたとき、その医療費の一部の助成を受けることができます。

利用できる方	指定難病のいずれかにり患しており、認定基準を満たす方（専用診断書の提出後、審査あり）
窓　　口 （●は担当課）	【各区共通】緑保健センター（→2 ページ） 緑保健センター　津久井担当（→2 ページ） 中央保健センター（→2 ページ） 南保健センター（→2 ページ） 【郵送の場合】 〒252-5277　中央区中央 2-11-15 ●疾病対策課難病対策班（ウェルネスさがみはらＢ館 4 階） 電　話　(042)769-8324　　ＦＡＸ　(042)750-3066

重度障害者医療費の助成　身　知　精

医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、生活保護制度利用者は対象とはなりません。また、入院時の食事代、高額療養費などの健康保険給付分、他の公費負担医療制度を受けられる医療費は除きます。

申請できる方

次のいずれかに該当し、健康保険に加入している方
①身体障害者手帳の1級または2級の方
②IQ（知能指数）が35以下の方
③身体障害者手帳3級の方で、かつIQが50以下の方
④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の方
※①～④に該当することになった年齢が65歳以上の場合は対象外
※令和8年10月から、18歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎている受給者に対して、特別障害者手当に準拠した所得制限が導入されます。

手続き

被保険者の資格情報がわかるもの、障害者手帳を持って申請してください。

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

ひとり親家庭等医療費の助成（障がいに関する部分抜粋）　身　知　精

父又は母が重度の障がいの状態にある場合、父又は母及び児童が、医療機関等で受診した場合の保険診療の自己負担分を助成します。ただし、重度障害者医療費助成制度の該当者及び生活保護制度利用者は対象となりません。※所得制限があります。

手続き

対象者全員の加入する健康保険の資格情報がわかるものの写し、戸籍謄本、申請者及び児童、扶養義務者等の個人番号確認書類、身元確認書類、その他の状況に応じた書類（お問合せください）を持って申請してください。
※児童扶養手当の認定を受けているか、申請中の方は戸籍謄本を省略できます。

窓口

【各区共通】	電話
緑子育て支援センター	
子育てサービス班（緑区合同庁舎3階）	(042)775-8813
同　城山担当（城山総合事務所本館1階）	(042)783-8060
同　津久井担当（津久井保健センター1階）	(042)780-1420
同　相模湖担当（相模湖総合事務所2階）	(042)684-3737
同　藤野担当（藤野総合事務所内）	(042)687-5515
中央子育て支援センター子育てサービス班（ウェルネスさがみはら1階）	(042)769-9267
南子育て支援センター子育てサービス班（南保健福祉センター3階）	(042)701-7723
緑区役所区民課（緑区合同庁舎2階）	(042)775-8803
中央区役所区民課　（本館1階）　※転入時のみ	(042)769-8227
南区役所区民課（南区合同庁舎1階）	(042)749-2131

まちづくりセンター（大沢・城山・津久井・相模湖・藤野・大野北・田名・上溝・大野中・麻溝・新磯・相模台・相武台・東林）及び各出張所
【郵送の場合】〒252-5277　中央区中央2-11-15 子育て給付課医療給付班宛て

精神障害者入院医療援護金

精

月に 20 日以上入院し、医療費及び介護給付費に係る自己負担額が月額 10,000 円以上の場合、月額 10,000 円が支給されます。

利用できる方	精神科病院又は一般病院の併設精神科病棟に入院している方で、市内に住民登録があり、本人及び同一世帯全員の申請年度の市町村民税所得割額を合算した額が一定額以下の方 ※重度障害者医療費助成制度等により、医療費の自己負担額が全額助成される方は対象になりません。
手　続　き	①相模原市精神障害者入院医療援護金支給申請書兼同意書 ②15 歳未満の方を除く世帯全員の市民税課税額確認書類（市県民税課税証明書等） ※ ②は本市で課税されている方は省略することができます。 ③支払金口座振替依頼書 ④振込口座の預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの） ※ 個人口座への振込をご希望の場合には、③④の提出が必要です。 ⑤申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類（写し）
窓　　口	【各区共通】 精神保健福祉課（ウェルネスさがみはら A 館 2 階）　電話(042)769-9813

後期高齢者医療制度

身　知　精

医療機関等で支払う自己負担額が、所得に応じて保険給付の 1 割・2 割・3 割負担になります。

対　象　者	通常 75 歳以上の方が対象ですが、次のいずれかに該当する方は、65 歳から任意で加入できます。 1. 1 級、2 級、3 級の身体障害者手帳をお持ちの方 2. 4 級の身体障害者手帳をお持ちの方で次のいずれかに該当する方 ア. 両下肢のすべての指を欠く方 イ. 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠く方 ウ. 一下肢の機能に著しい障がいのある方 エ. 音声又は言語機能に著しい障がいのある方 3. A1、A2 の療育手帳をお持ちの方 4. 1 級、2 級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 5. 障害基礎年金 1 級および 2 級の国民年金証書をお持ちの方
手　続　き	障がいの程度が分かる身体障害者手帳等が必要です。
窓　　口	【各区共通】（●は担当課） ●国保年金課後期高齢班（市役所本館 1 階）後期コールセンター　電話(042)707-8787 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）

高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で支払った一部負担金が、1 か月で自己負担限度額を超えたときに、その超えた金額を支給する制度です。

限度額適用（・標準負担額減額）認定証

1 か月に 1 つの医療機関で自己負担限度額を超える診療を受けるときは、医療機関などに「限度額適用（・標準負担額減額）認定証」、保険証登録をしているマイナンバーカード又は限度区分（所得区分）が記載された資格確認書を提示すると、保険適用分の医療費の一部負担金について、自己負担限度額を上限とすることができます。

特定疾病療養受療証

① 人工透析を必要とする慢性腎不全
② 先天性血液凝固因子障害の一部
③ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

上記①～③の疾病の場合、申請により交付される「特定疾病療養受療証」又は保険証登録をしているマイナンバーカードを医療機関の窓口に提示すれば 1 つの医療機関につき、入院、外来ごとに月額 10,000 円の自己負担になります（70 歳未満の方で人工透析を必要とする慢性腎不全の方については、所得状況により、月額 20,000 円になる場合があります）。

■高額療養費制度、限度額適用（・標準負担額減額）認定証、特定疾病療養受療証の手続きについて
・加入している医療保険ごとに申請方法が異なります。詳しい内容については各医療保険へお問い合わせください。
・市国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者の場合は、以下の窓口へお問い合わせください。

市国民健康保険加入の方は

【各区共通】（●は担当課）	
●国保年金課（市役所本館 1 階）	国保コールセンター(042)707-8111
緑区役所区民課（緑区合同庁舎 2 階）	電話(042)775-8803
南区役所区民課（南区合同庁舎 1 階）	電話(042)749-2131
城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館 1 階）	電話(042)783-8103
津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所 1 階）	電話(042)780-1400
相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所 2 階）	電話(042)684-3214
藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所 1 階）	電話(042)687-5514

後期高齢者医療制度加入の方は

【各区共通】（●は担当課）	
●国保年金課後期高齢班（市役所本館 1 階）	後期コールセンター(042)707-8787
城山福祉相談センター（→1 ページ）	
津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ）	
相模湖福祉相談センター（→1 ページ）	
藤野福祉相談センター（→1 ページ）	

知的障害者更生相談　知

障害者更生相談所が、知的障がいの有無や療育手帳の取得などについて、総合的判断をしたうえで助言等をします。

利用できる方　18 歳以上の方で、相談の対象と認められた方
※事前に電話等でお問い合わせください。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

障害児等療育支援事業　身　知　精

障がいのある子どもとその保護者等の相談に応じ、必要な療育支援などを行っています。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑子育て支援センター 療育相談班 療育相談班　津久井担当 療育相談班　相模湖担当 療育相談班　藤野担当 （→3 ページ）	中央子育て支援センター 療育相談班 （→3 ページ）	南子育て支援センター 療育相談班 （→3 ページ）

機能訓練事業　身　知

① 理学療法
発達の遅れや障がいのために、暮らしの中での様々な姿勢や動作に支障のある方に、相談や訓練、福祉機器についての助言など生活上の技術援助を行っています。

② 作業療法
発達の遅れや障がいのために家庭や保育園・幼稚園、学校等での活動、日常生活動作に支障のある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

③ 言語聴覚療法
ことば・きこえ・食べることの発達や、コミュニケーションに心配がある方に、相談・訓練や生活上の技術援助を行っています。

利用できる方　機能的な障がいや発達に遅れがあり、訓練が必要な方で他の機関等で機能訓練を受けていない方等

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑子育て支援センター 療育相談班 （→3 ページ）	中央子育て支援センター 療育相談班 （→3 ページ）	南子育て支援センター 療育相談班 （→3 ページ）

支援保育　身　知　精

生活上適切な配慮が必要なお子さんに対し、保育所・認定こども園・幼稚園の集団生活の中で、より良い成長や発達のために、通常の保育に加え、人的または環境的に配慮した支援をおこなうものです。お子さんの発達について気になるところがあり通園希望の方は、下記の窓口にお問い合わせください。

窓　　口

【保育園・認定こども園（2・3号認定）に通園希望】

【緑区の方】
緑子育て支援センター
子育てサービス班（緑区合同庁舎3階）　電話(042)775-8813
同　城山担当（城山総合事務所本館1階）　電話(042)783-8060
同　津久井担当（津久井保健センター1階）　電話(042)780-1420
同　相模湖担当（相模湖総合事務所第2階）　電話(042)684-3737
同　藤野担当（藤野総合事務所内）　電話(042)687-5515
【中央区の方】
中央子育て支援センター
子育てサービス班（ウェルネスさがみはらA館1階）　電話(042)769-9267
【南区の方】
南子育て支援センター
子育てサービス班（南保健福祉センター3階）　電話(042)701-7723

【幼稚園・認定こども園（1号認定）に通園希望】
希望先の各幼稚園・認定こども園

【各区共通・事務担当課】
保育課（市役所本館4階）　電話(042)769-8340、(042)769-8341

在宅重症心身障害児者支援事業　身　知

医師や施設の専門職員が在宅重症心身障がい児者の家庭や地域での生活を支援します。

支援の内容
①医師の訪問による医療的な助言、指導
②専門職員の訪問による療育的な助言、指導
③施設における療育上の特別な助言、指導

利用できる方
市内に居住する在宅の重症心身障がい児者とその家族

窓　　口
児童相談所（→2ページ）

重症心身障害児(者)訪問看護支援事業　身　知

在宅の重症心身障がい児(者)の方が、医療サービスによる訪問看護に連続して、福祉サービスによる訪問看護(90分まで)を利用した場合、その費用を支給します。

利用できる方
児童相談所で重症心身障がい児の認定を受けた方のうち、国の基準に基づく超重症児(者)又は準超重症児(者)と判定され、医療サービスとして行われる訪問看護を利用する方

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

障害者歯科診療

身 知

診療場所	相模原口腔保健センター 〒252-0236　中央区富士見 6-1-1　ウェルネスさがみはら B 館 2 階
診療日時	毎週火曜日と木曜日（週 2 回） 時間は、午後 1 時～午後 5 時 ただし、祝日、お盆、年末年始は除きます。
申し込み	電話による予約制 月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 ただし、祝日、年末年始は除きます。 ※診療を受けるときは、マイナンバーカードまたは資格確認書、各種医療証を持参してください。 ※地域の歯科診療を希望される方は、歯科医師会へご相談ください。
利用できる方	原則として、一般の診療所では治療の困難な障がい児・障がい者の方
窓口	公益社団法人相模原市歯科医師会
所在地	〒252-0236　中央区富士見 6-1-1　ウェルネスさがみはら A 館 6 階
電話	(042)756-1501
FAX	(042)755-3289
ホームページアドレス	http://www.e-sda.jp/

歯科訪問診療・口腔ケア

身 知 精

歯科医師会の歯科医師による訪問診療や口腔ケアを受けることができます。

利用できる方	身体的理由または精神的理由により歯科医院に通院困難な方が対象になります。
窓口	公益社団法人相模原市歯科医師会地域連携室
所在地	〒252-0236　中央区富士見 6-1-1　ウェルネスさがみはら A 館 6 階
電話	(042)707-8015
FAX	(042)707-8015
ホームページアドレス	http://www.e-sda.jp/

臓器移植・アイバンク

臓器移植には、他の方の健康な臓器の提供が不可欠です。

臓器移植に関しては、一人ひとりが 4 つの権利を持っています。死後に臓器を「提供する」「提供しない」あるいは移植を「受ける」「受けない」という権利であり、どの考え方も等しく尊重されます。死後の臓器提供については、自分で決定できる権利となっていますが、最終的には家族の承諾が必要となるので、家族と話し合い、意思について伝え合っておくことが大切です。

※角膜移植、臓器移植を受けたい方は、直接病院にお問い合わせください。

※角膜の提供登録希望の方はアイバンク・臓器移植推進本部へお問い合わせください。

窓口	公益財団法人かながわ健康財団　アイバンク・臓器移植推進本部
所在地	〒231-0037　横浜市中区富士見町 3-1　神奈川県総合医療会館 5 階
電話	(045)242-3961
FAX	(045)242-2939
ホームページアドレス	https://www.khf.or.jp/kjebank/

4．補装具・日常生活用具などの給付

補装具費の支給

身　難

障がい者等の身体機能を補完し、又は代替し、職業その他日常生活の能率の向上を図るために必要な補装具を購入、修理及び借受けするための費用を支給します。所得に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります（対象補装具は下表参照）。

補装具費の支給については事前にケースワーカーにご相談ください。

支給については申請と判定が必要です。

利用できる方
・身体障害者手帳の交付を受けている方
・難病等の方

手　続　き
身体障害者手帳又は診断書等・見積書・所定の医師意見書及び処方（必要な場合のみ）
※支給決定よりも前に補装具を購入等した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請し、不明な点はご相談ください。
※マイナンバー制度における本人確認書類(→巻頭ページ)又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
※難病等の方は訪問調査等が必要となる場合がありますので、事前に窓口にご相談ください。
※令和６年４月より、障がい児の所得制限が廃止されました。（障がい者については、引き続き所得制限があります）

窓　　口

身体障害者手帳の交付を受けている方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

身体障害者手帳の交付を受けていない難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

補装具一覧	判定区分等
骨格構造義手・義足（ソケット交換を含む）、殻構造義手・義足、装具（下肢、体幹、上肢他）、車椅子(既製品以外)、姿勢保持装置、補聴器	障害者更生相談所の判定が必要
電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置	判定以前に事前調査が必要（要相談）
義眼、矯正眼鏡、弱視眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、車椅子（既製品）、車載用姿勢保持装置、歩行器、人工内耳用音声信号処理装置（修理のみ）	意見書等により各高齢･障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ	各高齢･障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定
起立保持具、排便補助具	児童のみ支給対象 意見書等により各高齢･障害者相談課若しくは各福祉相談センターが判断し決定

※介護保険対象者で、介護保険制度で貸与される福祉用具と重複する品目（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）については、状況により、介護保険制度が優先されます。

【修理について】見積書が必要です。義足・義手のソケット交換は所定の意見書が必要です。

補装具更生相談　身

補装具の購入に伴う判定や修理、調整を行うため、障害者更生相談所による補装具更生相談を、定期的に市内に会場を設け行っています。

補装具費の支給については、前ページを参照してください。

利用できる方　身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方

肢体の補装具について、使用経験がない方や構造等に変更の希望がある方は、事前にご相談ください。

※事前予約制です。以下のお住いの窓口でご予約ください。日程や会場は市ホームページや広報でお知らせします。

※電動車椅子は、以下の補装具更生相談の会場では取扱いません。各窓口へご相談ください。

区　分	対　象	会　場
肢体不自由補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている肢体不自由の方	緑区合同庁舎 あじさい会館 南保健福祉センター
聴覚障害補装具更生相談	身体障害者手帳を持っている聴覚障がい者の方	

持ち物　身体障害者手帳・マイナンバーが確認できる書類（→巻頭ページ）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

日常生活用具の給付　身　知　精　難

障がいのある方や難病等の方がより円滑に生活できるように製作された日常生活用具を給付します。所得に応じて自己負担が生じる場合や、利用できない場合があります。

給付の条件等については、事前にご相談ください。

利用できる方　障がい児・者、難病等の方（品目別に規定があります）

手続き　手帳（診断書等）・見積書（カタログのコピー等があればお持ちください。）

※マイナンバー制度における本人確認書類(→巻頭ページ)又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

※先に用具を購入した場合は助成の対象となりません。必ず事前に申請してください。

窓口

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

難病等の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

★：介護保険制度が優先される品目
身：身体障がい者、知：知的障がい者、精：精神障害者保健福祉手帳、難：難病等の方

区分	給付品目	利用できる方
介護・訓練支援用具	★特殊寝台	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（18歳以上） 難 寝たきりの状態にある方
	★特殊マット	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上） 難 寝たきりの状態にある方
	エアーマットレス	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方（3歳以上）
	★特殊尿器	身 下肢又は体幹機能障害の1級で常時介護を要する方(6歳以上) 難 自力で排尿できない方
	入浴担架・入浴補助器	身 下肢又は体幹機能障害1級・2級の入浴に介助を要する方（3歳以上）
	★体位変換器	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の下着交換時等介助を要する方（6歳以上） 難 寝たきり状態にある方
	★移動用リフト	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳以上） 難 下肢又は体幹に障害のある方
	訓練用ベッド	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳） 難 下肢又は体幹機能に障害のある方
	訓練いす	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（3歳～17歳）
自立生活支援用具	★浴槽（湯沸器含む）	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方(6歳以上)
	★入浴補助用具（シャワーチェア・マット・バスボードなど）	身 下肢又は体幹機能障害の方で入浴に介助を要する方(3歳以上) 難 入浴に介助を要する方
	★便器	身 下肢又は体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上） 難 常時介助を要する方
	頭部保護帽	身 下肢又は体幹機能障害のある方 知 最重度・重度で、てんかん等の発作により頻繁に転倒する方又は自傷行為がある方 精 1級・2級の方 難 小児慢性特定疾病の受給者で、発作等により、頻繁に転倒する方又は自傷行為がある方
	T字状・棒状つえ	身 下肢又は体幹機能障害等により歩行が困難と認められる方
	★移動・移乗支援用具（手すり・スロープ等）	身 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上） 難 下肢が不自由な方
	介護用おんぶ紐・抱っこ紐	身 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害のある方（3歳以上）
	特殊便座	身 上肢機能障害1級・2級の方 知 障害程度が最重度・重度の方 難 上肢機能に障害がある方
	火災警報器	身 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 精 1級・2級の方がいる世帯
	自動消火器	身 身体障害者手帳等級1級・2級の方がいる世帯 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯 精 1級・2級の方がいる世帯 難 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方がいる世帯
	電磁調理器	身 視覚障害1級・2級の方がいる世帯（18歳以上） 知 障害程度が最重度・重度の方がいる世帯（18歳以上） 精 1級・2級の方がいる世帯（18歳以上）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	身 視覚又は下肢もしくは体幹機能障害の1級・2級の方（6歳以上）
	聴覚障害者用屋内信号装置	身 聴覚障害2級の方がいる世帯（18歳以上）
	聴覚障害者用目覚時計	身 聴覚障害2級の方（18歳以上）

※特殊マットとエアーマットレスの併給はできません。

区分	給付品目	利用できる方
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身　じん臓機能障害の身体障害児者
	ネブライザー	身　呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難　呼吸機能に障害がある方
	電動式たん吸引器	身　呼吸器機能障害 1～3 級の方等（6 歳以上） 難　呼吸機能に障害がある方
	酸素ボンベ運搬車	身　呼吸器機能障害のある方で、医療保険における在宅酸素療法を行う方
	音声式体温計 音声式体重計	身　視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	音声式血圧計	身　視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	身　呼吸器機能障害 1 級～4 級又は心臓機能障害 1 級・3 級の方であって、在宅酸素療法を行う方又は人工呼吸器を装着している方 難　人工呼吸器を装着している方
排泄管理支援用具	ストーマ用装具（消化管系）（尿路系）	身　小腸、ぼうこう又は直腸の機能障害で、ストーマ造設された方（腎瘻・膀胱瘻を含む）
	紙おむつ等（3 歳以上）	身　高度の排便・排尿機能障害児者で次のいずれかに該当する方 ア　治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない方 イ　先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便・排尿機能障害がある方 ウ　先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある方 エ　脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難な方 オ　重症心身障害児者
	収尿器	身　高度の排尿機能障害のある方
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	身　音声言語機能障害又は肢体不自由があり、発声又は発語に著しい障害がある方（6 歳以上）
	情報・通信支援用具	身　視覚又は上肢障害の 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	点字ディスプレイ	身　視覚障害 1 級・2 級の方（18 歳以上）
	点字器	身　視覚障害のある方で、必要と認められる方（6 歳以上）
	点字タイプライター	身　視覚障害 1 級・2 級の方で、就学又は就労している、もしくは就労が見込まれる方（6 歳以上）
	視覚障害者用ポータブルレコーダ	身　視覚障害 1～3 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置 音声ICタグレコーダ	身　視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	視覚障害者用拡大読書器	身　視覚障害児者で、本装置により文字を読むことが可能になる方（6 歳以上）
	音声・拡大読書器 視覚障害者用時計	身　視覚障害 1 級・2 級の方（6 歳以上）
	聴覚障害者用通信装置（ファクス等）	身　聴覚障害又は発声・発語に著しい障害がある方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方（6 歳以上）
	聴覚障害者用情報受信装置	身　聴覚障害児者で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方
	人工喉頭	身　音声機能障害のある方で、喉頭を摘出された方 又は、同程度の身体障害児者であって必要と認められる方
	点字図書	身　視覚障害児者で、主に点字によって情報を得ている方

※　視覚障害者用拡大読書器と音声読書器の併給はできません。

区分	給付品目	利用できる方
住宅改修	★居宅生活動作補助用具 （関連ページ：50 ページ）	身　下肢又は体幹機能障害の 1～3 級の方（6 歳以上） 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）1～3 級の方（6 歳以上） 難　下肢または体幹が不自由な方（6 歳以上）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童等のうち、在宅で日常生活を営むことに支障がある児童等に対し、日常生活用具を給付します。
（保護者の所得により、一部負担があります。）

利用できる方	小児慢性特定疾病医療給付を受けていて（→16 ページ）他制度による日常生活用具の給付を受けることができない方 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方や難病等の方を対象とする日常生活用具の給付（→24 ページ～27 ページ）を受けることができる方は利用できません。 ※給付をご希望の方は、事前にご相談ください。
手　続　き	①申請書、②世帯調書（所定の様式があります。）、③小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、④見積書、⑤カタログの写し、⑥住民税課税証明書等（生計を同一にする扶養義務者全員分、相模原市で課税されている場合は省略できます。）
窓　　口	こども家庭課保健事業班（市役所本館 4 階）　電話(042)769-8345

給付品目	利用できる方
便器	常時介助を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす（電動以外）	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した方
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方 ※　診療報酬の対象となる範囲を超えるもの
チューブ型包帯	皮膚疾患群にり患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある方

障害児訓練器具等購入費の助成

身　知

障がいのある 18 歳未満の児童の自立及び社会生活の支援となる訓練器具などについて、購入費用を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。

利用できる方	市内在住（入院や施設入所している方を除く）で、次のいずれかに該当する 18 歳未満の方。ただし、以前にこの制度による助成を受けられている場合には、1 年以上経過していることが必要です。 ・身体障害者手帳 1 級～3 級の方 ・療育手帳 A1 又は A2 の方 ・児童相談所の判定による知能指数が 35 以下の方
対象となる器具など	姿勢補助器具、訓練用マット、歩行訓練器具、運動機能訓練器具、水中訓練用浮具、知育訓練器具（言語学習、数的、認知、手先）、学習補助器具、排泄訓練器具、コミュニケーション訓練器具
助成金額	器具等の購入費。ただし 36,000 円が限度となります。 36,000 円以内であれば、1 回に複数種類の器具等で助成が受けられます（同一商品及び同一性能品の複数購入を除く）。
手続き	各種手帳、見積書、器具等のカタログの写し、指定の医療機関等の意見書（所定の様式）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象として補聴器及び補聴援助システムの購入・修理の費用の一部を助成します。事前に申請窓口にご相談ください。

手続き

申請書・所定の医師意見書・見積書・確認書（補聴援助システムのみ）
※所得や申請内容に応じ自己負担が生じる場合や利用できない場合があります。
※マイナンバー制度における本人確認書類(→巻頭ページ)又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
※令和６年４月より所得制限が廃止されました（所得により一部負担金あり）。

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）
【各区共通・事務担当課】 高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはら B 館 3 階）　電話(042)769-8355		

5. 手　当　・　年　金

各種手当

区分	対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
障害児福祉手当 身 知 精 難	・20 歳未満の人 ・重度の障がいの状態で、日常生活において常時介護を必要とする在宅の人	月額 16,560 円	5 8 11 2	・所定の診断書 ・手帳 ・本人名義の預金通帳 ・マイナンバー制度における本人確認書類
特別障害者手当 身 知 精 難	・20 歳以上の人 ・日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人（重複障がいなど）	月額 30,450 円	5 8 11 2	・所定の診断書 ・手帳 ・本人名義の預金通帳 ・年金受給額がわかるもの ・マイナンバー制度における本人確認書類
神奈川県在宅重度障害者等手当 身 知 精	在宅で、常時介護を必要とする重度重複障がいの人など	年額 60,000 円	1	8 月 1 日から 9 月 10 日までの間に窓口へ申請書を提出
特別児童扶養手当 身 知 精 難	障がいの程度が国で定める状態にある 20 歳未満の児童を養育している人	月額 58,450 円（重度） 38,930 円（中度）	4 8 11	・戸籍謄本 ・所定の診断書 ・所定の振込先口座申出書 ・マイナンバー制度における本人確認書類 ・預金通帳　など、省略できる場合もありますので詳細は窓口へご確認ください。

窓口	緑区の方	緑高齢・障害者相談課　（→1 ページ） 城山福祉相談センター　（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　（→1 ページ） 相模湖福祉相談センター　（→1 ページ） 藤野福祉相談センター　（→1 ページ）
	中央区の方	中央高齢・障害者相談課　（→1 ページ）
	南区の方	南高齢・障害者相談課　（→1 ページ）

※所得や、施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。

区分	対象者	支給額	支給月	申請に必要なもの
児童扶養手当 身 知 精	・「父又は母に一定程度の障がいがある児童」を養育している方 ・「離婚や死別等により、父又は母と生計を別にしている児童」を養育している方	月額（所得により変動あり） 児童１人のとき 48,050円～11,340円 児童２人目から１人増えるごとに11,350円～5,680円加算	5 7 9 11 1 3	・戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・マイナンバー制度における本人確認書類 ・その他書類が必要になる場合あり
※所得や、児童の施設入所、公的年金の受給状況等により、手当の支給制限があります。				

窓口	緑子育て支援センター　子育てサービス班（緑区合同庁舎３階）	電話(042)775-8813
	同　城山担当（城山総合事務所本館１階）	電話(042)783-8060
	同　津久井担当（津久井保健センター1階）	電話(042)780-1420
	同　相模湖担当（相模湖総合事務所２階）	電話(042)684-3737
	同　藤野担当（藤野総合事務所内）	電話(042)687-5515
	中央子育て支援センター子育てサービス班(ウェルネスさがみはらＡ館１階）	電話(042)769-9267
	南子育て支援センター子育てサービス班（南保健福祉センター3階）	電話(042)701-7723

障害厚生年金・障害基礎年金・特別障害給付金

病気やケガにより、定められた障がい程度に該当し、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。詳しくは窓口へお問い合わせください。なお、障がいの程度（等級）は、手帳の等級とは異なります。

■厚生年金・共済組合加入期間中に初診日がある方(障害厚生年金)
■国民年金第３号被保険者期間中に初診日がある方(障害基礎年金)

窓口	ねんきんダイヤル　電話 0570-05-1165 相模原年金事務所（南区相模大野 6-6-6）　電話(042)745-8101　ＦＡＸ(042)744-7700 ねんきんサテライト相模原中央（中央区相模原 6-22-9 朝日相模原ビル１階） 電話・ＦＡＸによる相談は受け付けていません。 ※各共済組合加入期間中に初診日がある場合は、各共済組合

■国民年金加入期間中または20歳前・60～64歳の年金制度未加入期間に初診日がある方(障害基礎年金)
■国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない方(特別障害給付金)

窓口	国保年金課（市役所本館１階）	電話(042)769-8228
	緑区役所区民課（緑区合同庁舎２階）	電話(042)775-8803
	南区役所区民課（南区合同庁舎１階）	電話(042)749-2131
	城山まちづくりセンター（城山総合事務所本館１階）	電話(042)783-8103
	津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所１階）	電話(042)780-1400
	相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所２階）	電話(042)684-3214
	藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所１階）	電話(042)687-5514

在日外国人障害者等福祉給付金

身 知 精

対象となる方	国民年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない方(国籍要件や居住要件により加入できなかった方）で、重度または中度の障がいがある方 ※　重度…身体障害者手帳の１級・２級、療育手帳のA1・A2、精神障害者保健福祉手帳の１級に該当する方 中度…身体障害者手帳の３級、療育手帳のB1、精神障害者保健福祉手帳の２級に該当する方
支給制限	次に該当する方は支給されません（支給中の方も資格喪失・支給停止になります)。 ①　本人の前年の所得が一定額以上ある方 ②　公的年金の受給権者となった方 ③　本給付金と同様の給付金を他の自治体から受給している方 ④　生活保護の生活扶助を受給している方 ⑤　養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所措置されている方
給付金の額	重度　月額38,000円 中度　月額26,000円
給付金の支給時期	9月・3月
手続き	手帳・本人名義の預金通帳（振替口座確認のため)・住民票。公的年金を受給している場合は年金受給額がわかる書類（年金払込通知書・年金額改定通知書等）
窓口	【各区共通】 高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階）　電話(042)769-8272

障害者扶養共済制度

身 知 精

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになった場合等に障がいのある方に終身の年金を支給する制度です。

加入できる方	知的障がい者、身体障害者手帳(1級～3級)を持っている人、その他の精神又は身体に永続的な障がいのある方の保護者であり、市内在住で65歳未満の保険契約の対象となれる方。
掛金	加入者の年齢によって、１口月額9,300円～23,300円（加入は障がいのある方１人当たり２口まで） なお、掛金の納付が困難な方等（生活保護制度利用世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯、２人以上の障がいのある方を扶養してそれぞれ加入する場合等）には掛金の減免制度があります。詳細は窓口にお問い合わせください。
年金	加入者が死亡し、又は重度障がいの状態になった場合は、障がいのある方に毎月１口当たり20,000円の年金が支給されます。
手続き	・障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳等) ・障がいのある方の住民票(市外にお住まいの場合) ・診断書(精神保健福祉手帳３級の場合等) ・掛金の振替に使用する口座の通帳及びその届出印

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→１ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→１ページ）	南高齢・障害者相談課 （→１ページ）

産科医療補償制度

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

利用できる方

補償の対象（①～③の基準をすべて満たす場合、対象となります）			補償内容
①	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合	総額3000万円
	在胎週数が32週以上で出生体重1400g以上、または在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと	在胎週数が28週以上であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

※補償申請ができる期間はお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日まで
※詳細は下記問い合わせ先にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ（http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

問合せ先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療補償制度専用コールセンター
電話 0120-330-637（土日祝・年末年始除く）

～産科医療特別給付事業について～

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的としています。

利用できる方

給付の対象(①～③の基準をすべて満たす場合、給付対象となります)			給付内容
①	2009年1月1日から2014年12月31日までに出生したお子様の場合	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	1,200万円（一括）
	在胎週数が**28週以上33週未満**であることまたは在胎週数が**33週以上かつ2,000g未満**であること	在胎週数が**28週以上32週未満**であることまたは在胎週数が**32週以上かつ1,400g未満**であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること		

申請期間

2025年1月10日～2029年12月31日
※詳細は下記お問い合わせ先にご照会いただくか、産科医療特別給付事業ホームページ（https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/）をご参照ください。

問合せ先

公益財団法人日本医療機能評価機構
産科医療特別給付事業専用コールセンター
電話 0120-299-056（土日祝・年末年始除く）

6. 公共料金の割引

下水道使用料の減免

身　知　精

以下の①～⑥のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、下水道使用料（公共下水道使用料、市設置高度処理型浄化槽使用料及び農業集落排水処理施設使用料）のうち、以下の①～⑤は「基本額及び基本額に係る消費税等相当額」、⑥は「一部又は全額」が減免されます。

利用できる方	①身体障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方がいる世帯 ②知能指数が35以下と判定された方がいる世帯 ③知能指数が50以下と判定され、かつ身体障害者手帳(3級)をお持ちの方がいる世帯 ④精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯 ⑤介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯 ⑥災害その他特別の理由があると認められる方
手　続　き	①～⑥すべて申請手続きが必要です。 障害者手帳または介護保険被保険者証の写し、罹(り)災証明書を持って窓口へ。申請は郵送でも受付けていますので、下記窓口にお問合せください。
窓　　口	下水道料金課（市役所第1別館2階）　電話(042)769-8376 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。

水道料金の減免

身　知　精

以下の①～⑧のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、水道料金が減免されます。「口径（水道メータの大きさ）25ミリメートル以下の基本料金と1か月あたりの使用水量8立方メートルまでの従量料金との合計に消費税等相当額を加えた額」

利用できる方	①　身体障害者手帳(1級・2級)をお持ちの方がいる世帯 ②　療育手帳(A1・A2)をお持ちの方がいる世帯 ③　精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯 ④　療育手帳（B1・B2)、身体障害者手帳(3級)、精神障害者保健福祉手帳（2級）のうち2つ以上をお一人でお持ちの方がいる世帯 ⑤　介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯 ⑥　児童扶養手当受給世帯（児童手当とは異なります） ⑦　特別児童扶養手当受給世帯（〃） ⑧　遺族基礎年金受給世帯（遺族厚生年金とは異なります）
手　続　き	①～⑧全ての方の申請が必要です。 手帳等資格証明書類及び上下水道使用量のお知らせ等お客様番号を確認できるものを持って窓口へ。郵送申請や電子申請も可です。詳しくはURLか二次元コードより県営水道のホームページをご覧いただくか下記にお問い合わせください。
U　R　L	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html
窓　　口	相模原水道営業所　〒252-0227　中央区光が丘2-18-56 電話(042)755-1132（代）音声案内2　（042）755-9420（料金担当直通） FAX(042)754-4531 相模原南水道営業所（県高相合同庁舎内）　〒252-0303 南区相模大野6-3-1 電話(042)745-1111　FAX(042)743-4598 津久井水道営業所　〒252-0157 緑区中野252-1 電話(042)784-4822（代）音声案内3　FAX(042)784-5994 ※転居をした場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要となります。 ※減免の適用は、水道営業所が減免申請書を受付した日の翌月以降、最初に行う量水器の点検に係る月分の水道料金から対象になります。

※　市営簡易水道（緑区青根、名倉・牧野の一部）についても水道料金の減免制度があります。詳しくは、津久井下水道事務所簡易水道班　電話(042)687-5504（直通）にお問い合わせください。

施設利用料の優遇

身　知　精

次の施設等を利用するときに、障害者手帳等（身体障害者手帳・療育手帳など知的障がいのあることが証明できるもの・精神障害者保健福祉手帳・ミライロＩＤ（障害者手帳アプリ））を受付に提示すると、施設等使用料が優遇されます。

■緑区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
ほねごりアリーナ 〒252-0134　緑区下九沢 2368-1 電話(042)763-7711　ＦＡＸ(042)763-7712	体育室などの個人利用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
小倉プール 〒252-0115　緑区小倉 1 電話(042)782-1122（小倉テニスコート）	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
さがみはら北の丘センター （北市民健康文化センター） 〒252-0134　緑区下九沢 2071-1 電話(042)773-5570　ＦＡＸ(042)773-1221	一般プール・浴室の個人利用料金の全額 障害者プール（無料施設）	障がいのある方とその介護者※
サン・エールさがみはら 〒252-0131　緑区西橋本 5-4-20 電話(042)775-5665 ＦＡＸ(042)703-7612	トレーニング室などの個人利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
ふじのマレットゴルフ場 〒252-0183　緑区吉野 1010-1 電話(042)687-5700	マレットゴルフ場の個人利用料及び用具利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
藤野やまなみ温泉 〒252-0186　緑区牧野 4225-1 電　話(042)686-8073 ＦＡＸ(042)686-8023	利用料金の一部（大人料金から） 390 円割引 夜間(平日のみ 17 時以降 550 円から)　250 円割引	障がいのある方とその介護者※
青根緑の休暇村いやしの湯 〒252-0162　緑区青根 844 電　話(042)787-2288 ＦＡＸ(042)787-2118 ※改修修繕に伴い、8 月 31 日まで休館予定です。	利用料金の一部 （大人料金から）450 円割引	障がいのある方
小原プール 〒252-0173　緑区小原 697-3 電話(042)684-3257	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※

※　介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。
※　各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■中央区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
相模原ギオンアーバンスポーツパーク （小山公園ニュースポーツ広場） 〒252-0205　中央区小山 4-1 電　話(042)700-0801（小山公園管理事務所） ＦＡＸ(042)700-0802（小山公園管理事務所）	ニュースポーツ広場の個人使用料及び夜間照明施設使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
銀河アリーナ 〒252-0229　中央区弥栄 3-1-6 電話(042)776-5311　ＦＡＸ(042)776-5353	アイススケート場・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
けやき体育館 〒252-0236　中央区富士見 6-6-23 電話(042)753-9030　ＦＡＸ(042)769-1200	体育室などの施設の個人利用時の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら 〒252-0246　中央区水郷田名 1-5-1 電話(042)762-2110	施設観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンベースボールパーク（相模原球場） 体育室 〒252-0229　中央区弥栄 3-1-6 電話(042)753-6930　ＦＡＸ(042)753-7897	体育室の個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
さがみはらグリーンプール 〒252-0242　中央区横山 5-11-1 電話(042)758-3151　ＦＡＸ(042)758-3127	プール・トレーニング室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
博物館プラネタリウム 〒252-0221　中央区高根 3-1-15 電話(042)750-8030　ＦＡＸ(042)750-8061	プラネタリウム及び全天周映画の観覧料の全額	障がいのある方とその介護者※

※　介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。
※　各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

■南区にある施設

施設名等	優遇の範囲	優遇される方
古淵鵜野森公園屋外水泳プール 〒252-0301　南区鵜野森 1-25-1 電話(042)747-4641（古淵鵜野森公園管理事務所）	プールの個人使用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンスタジアム 相模原ギオンフィールド 〒252-0335　南区下溝 4169 電話(042)777-6088　ＦＡＸ(042)777-0161	競技場の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
プリモふれあい動物広場 〒252-0328　南区麻溝台 2317-1 電話(042)778-3900	動物広場ポニー乗馬場利用料の全額	障がいのある方（小学生以下）
市民健康文化センター 〒252-0328　南区麻溝台 1872-1 電話(042)747-3776　ＦＡＸ(042)747-3777	プール・浴室の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
相模原ギオンアリーナ 〒252-0328　南区麻溝台 2284-1 電話(042)748-1781　ＦＡＸ(042)748-1747	体育室などの個人利用施設の個人利用料の全額	障がいのある方とその介護者※
新磯ふれあいセンター（れんげの里あらいそ内） 〒252-0326　南区新戸 2268-1 電話(046)255-1311　ＦＡＸ(046)255-1361	浴室の利用料金の全額	障がいのある方とその介護者※

※　介護者の使用料が優遇されるのは、障がいのある方が介護を必要として利用する場合に限られます。
※　各施設の利用にあたっては、設備の内容などを事前に確認してください。

バス運賃の割引

身 知 精 難

手帳の種類	割引内容	利用方法
・身体障害者手帳 ・療育手帳	本人および介護人の 運賃５割引／定期券３割引	運賃支払い時もしくは定期券購入時に手帳を提示
・精神障害者保健福祉手帳	本人および介護人の 運賃５割引	運賃支払い時に手帳を提示

※提示する手帳にはミライロ ID（障害者手帳アプリ）を含みます。
※バス事業者により、割引制度及び割引率が異なる場合がありますので、各バス事業者にご確認ください。
※乗合タクシーは、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方も運賃が割引になります。割引を受ける場合は、運賃支払い時に手帳を提示してください。
・乗合タクシーは運賃区域１区域につき２５０円に割引。

割　引　証

手帳の提示により割引を受けることができますが、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方には割引証の発行が可能です。希望の方は、身体障害者手帳、療育手帳を持参して、下記窓口で申請してください。
※路線によっては割引証では割引が受けられない場合がありますので、乗車する際は手帳も携帯してください。

	緑区の方	中央区の方	南区の方
窓口	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢･障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

タクシー運賃の割引

身 知 精 難

タクシー運賃の１割が割引になります。ただし、迎車料金等は割引になりません。

利用できる方　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方

利用方法　各種手帳等を乗車前に乗務員に提示し､割引が利用できるタクシーか確認してください。

問合せ先　一般社団法人神奈川県タクシー協会　電話（045）241-3577
神奈川県個人タクシー協会　電話（045）401-8896

国内航空運賃の割引

身 知 精

12 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及び介護者が国内航空線を利用する場合、航空運賃が割引になります。割引運賃は、航空運送事業者又は路線によって異なります。また、一部の航空運送事業者は、対象者、割引適用者が異なります。
※　詳しくは各航空会社にお問い合わせください。

鉄道運賃の割引　身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額第1種又は第2種の記載があるもの）をお持ちの方は普通乗車券について、次の割引が適用となります。定期乗車券、回数乗車券等については、各鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。
※鉄道会社により、手帳に顔写真の貼付がないと、割引が受けられないことがあります。
※鉄道運賃の割引でミライロ ID（障害者手帳アプリ）を利用する場合は、マイナポータルとの連携が必要です。詳細については、ミライロ ID のホームページを参照してください。

対象者など	①第1種障害者とその介護者 本人のみ乗車の場合：100 キロメートルを超える場合 5 割引 介護者と同乗の場合：本人、介護者共に 5 割引（距離制限なし） ②第2種障害者 本人のみ乗車の場合：100 キロメートルを超える場合 5 割引 ※介護者の割引はありません。
利用方法	（きっぷの場合） 発売窓口に手帳またはミライロ ID を提示してきっぷを購入してください。なお、大人の第1種手帳所持者が大人の介護者とともに 100 キロメートルまでの区間に乗車する場合には、自動券売機で小児乗車券を購入し、改札係員に手帳と併せて提示して利用することも可能です。 （IC カードの場合） IC カードで入場し、出場駅の改札窓口にて手帳またはミライロ ID を提示してください。 ※出場駅で自動改札機を利用すると無割引の運賃となりますのでご注意ください。 ※本人と介護者両者が各々の IC カードを利用してください。

～障がい者用ＩＣカードについて～

サービス対象者	第1種障害者の大人の方 障がい者本人を介護する任意の1名の方
利用方法	「障がい者用 IC カード本人用・介護者用」を同時にお求めいただいたうえで、同時かつ同一行程で乗車される場合に自動改札機にて割引運賃を自動精算してご利用いただけます。 「障がい者用 IC カード本人用・介護者用」を別々または単独でご利用いただくことはできません。ご利用の際は、手帳の携行をお願いいたします。
有効期間	カードの有効期間は、お求めいただいた日から1年後の同月末日までです。
購入場所	JR 東日本のみどりの窓口、PASMO 鉄道事業者の窓口など

フェリー等運賃の割引　身 知 精

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の運賃及び介護者の運賃が割引かれます。ただし、会社によって割引設定の有無、割引範囲等が異なりますので、詳しくはそれぞれの会社にお問い合わせください。

ＮＨＫ受信料の免除

身 知 精

内容及び利用できる方

	対象者
全額免除	公的扶助受給者
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚障がいまたは聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の障がいのある人（身体障害者手帳をお持ちで、障がい等級が 1 級または 2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	戦傷病者手帳をお持ちで、障がい程度が特別項症から第 1 款症の方が、世帯主で受信契約者の場合
※課税状況の変更などにより対象となる免除の内容が変わる場合、再手続が必要です。	

手続き
必要なもの

窓口で免除事由の証明（確認）を受けた免除申請書を、NHK へ郵送してください
各種手帳・印鑑・免除申請書（窓口または NHK 横浜放送局にあります。NHK へ郵送で申請される場合は、申請書をお送りいたします。NHK のホームページ「受信料の窓口」をご確認ください。）

免除の証明を受ける窓口
（障がいの事由による申請の方）

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

問合せ先

NHK ふれあいセンター
電話 0570-077-077　FAX(045)522-3044
受付時間　午前 9 時～午後 6 時（土曜日・日曜日・祝日も受付）

郵便物等の料金の優遇など

身 知

区分	内容
特定録音物等郵便物 ・点字郵便物	盲人用の録音物または点字のみを掲げた用紙のみを内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定した施設から差出し、またはこれらの施設にあてるものを無料で差し出すことができます。
青い鳥郵便葉書	はがきのやりとりを楽しんでいただくために重度の身体障がい者（1 級または 2 級）の方及び、重度の知的障がい者（A1 または A2）の方で受付期間内にご希望いただいた方に最寄りの配達を担当する郵便局から無償でお届けします。 ※受付期間等詳細はホームページをご確認ください。
くぼみ入りはがき	目の不自由な方が使いやすいように、はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・裏表がすぐわかるようにしたはがきです。お申し出いただいた場合は、ご自宅へのお届け販売も行います。 ※対象：通常はがき、年賀はがき

日本郵便株式会社ホームページ　https://www.post.japanpost.jp

ふれあい案内（無料番号案内）　身 知 精

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などに障がいのある方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。対象となる方の詳しい条件等は下記登録窓口へお問い合わせください。

窓　　口	NTT 東日本
電　　話	0120-104-174
F A X	0120-104-134
営業時間	月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜、祝日及び年末年始は休業）

携帯電話基本使用料等の割引　身 知 精 難

利用できる方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、指定難病医療受給者証のいずれかをお持ちの方
手続き	割引サービスの内容、必要なものなどは、各社異なりますので、直接取扱店等に確認してください。
窓　　口	各携帯電話事業者、各社携帯電話取扱店等

福祉電話　身

NTT 東日本の回線をご利用の方は、NTT 東日本の福祉電話（シルバーホン等）を福祉用料金で利用（レンタル）できます。手続き等については、以下の窓口にご確認ください。

利用できる方	① 65 歳以上のひとり暮らしの方（65 歳以上の方であって、障がい者、寝たきりの配偶者又は未成年者のみと生計を共にする方を含みます。） ② 身体障がい者
窓　　口	NTT 東日本
電　　話	0120-506-116
営業時間	月曜日～金曜日　午前 9 時～午後 5 時（休日・年末年始を除きます）

J：COM　ハートフルプラン　身 知 精

J:COM TV、J:COM NET、J:COM PHONE プラスを減額プランにてご提供いたします。詳細については、下記の問合せ先でご確認ください。

利用できる方	J:COM サービスエリア内に居住する障がい者本人及び同居の家族の方で、次に掲げる障害者手帳のいずれかの交付を受けている方 ①　身体障害者手帳（1 級・2 級） ②　精神障害者保健福祉手帳（1 級） ③　療育手帳（A1・A2・B1）
問合せ先	J:COM（ジェイコム）カスタマーセンター （受付時間：午前 9 時～午後 6 時） 電話 0120-999-000　　FAX(0120)999-678
ホームページアドレス	https://www.jcom.co.jp/service/heartful_pack/

7. 税　金　の　控　除

税金の窓口

税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

■税務署（所得税、消費税、相続税などの国税）

名称	所在地	電話
相模原税務署	〒252-5211　中央区富士見 6-4-14	(042)756-8211（自動音声による案内）

■県税事務所等（個人事業税、自動車税）

名称	所在地	電話	FAX
相模原県税事務所 （高相合同庁舎内）	〒252-0381　南区相模大野 6-3-1	(042)745-1111	(042)745-8032
相模原県税事務所 津久井支所	〒252-0157　緑区中野 937-2	(042)784-1111	(042)784-8590
自動車税管理事務所	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町 31	(045)716-2111	(045)716-3199
自動車税管理事務所 相模駐在事務所	〒243-0303 愛甲郡愛川町中津 4075	(046)285-0198	(046)286-1719
自動車税 コールセンター	お問い合わせのみ受付けています。	(045)973-7110	

■市税相談窓口（市民税・県民税、軽自動車税）

区域	名称	所在地	電話
中央区	市民税課 （市役所第 2 別館 1 階）	〒252-5277　中央区中央 2-11-15	軽自動車について (042)769-8297 障害者控除について (042)769-8221
緑区	緑市税事務所 （緑区合同庁舎 5 階）	〒252-5177　緑区西橋本 5-3-21	(042)775-8806
	城山まちづくりセンター （城山総合事務所本館 1 階）	〒252-5192　緑区久保沢 1-3-1	(042)783-8103
	津久井まちづくりセンター （津久井総合事務所 1 階）	〒252-5172　緑区中野 633	(042)780-1400
	相模湖まちづくりセンター （相模湖総合事務所 2 階）	〒252-5162　緑区与瀬 896	(042)684-3214
	藤野まちづくりセンター （藤野総合事務所 1 階）	〒252-5152　緑区小渕 2000	(042)687-5514
南区	南市税事務所 （南区合同庁舎 3 階）	〒252-0377　南区相模大野 5-31-1	(042)749-2161

税金の特例措置等

身 知 精

区分	内容	控除等の金額	窓口
所得税	納税者自身が障がい者である場合か、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障がい者がいる場合、障がいの程度に応じて控除の適用を受けることができます。 ※障がい者に該当するかどうかは、その年の 12 月 31 日の現況によって判定します。（その年の中途において死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国のとき）	特別障害者：40 万円 同居特別障害者：75 万円 一般障害者：27 万円	相模原税務署 （→40 ページ）
市民税・県民税		特別障害者：30 万円 同居特別障害者：53 万円 一般障害者：26 万円	市民税課 （→40 ページ）
相続税	障がい児・者が相続により財産を取得する場合に控除が受けられます。	特別障害者：（85 歳−相続開始時の年齢）×20 万円 一般障害者：（85 歳−相続開始時の年齢）×10 万円	相模原税務署 （→40 ページ）
贈与税	特定贈与信託（※）に基づき行われた贈与について、贈与税が非課税となります。 ※障がいがある方の生活の安定を図ることを目的に、親族の方などが信託銀行等に金銭等の財産を預け、信託銀行等がその財産を管理するもの	特別障害者：6,000 万円まで非課税 特別障害者以外の障がい者のうち精神に障がいがある方：3,000 万円まで非課税	特定障害者扶養信託契約を締結する各信託会社
利子所得の非課税	手帳の交付を受けている方等の利子所得が非課税となります。	元本 350 万円までの預貯金などの利子が非課税	各金融機関 又は郵便局
個人事業税	両眼の視力喪失又は両眼の視力(屈折異常のある方は矯正視力)が 0.06 以下で、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を個人で行っている方	課税されない	相模原 県税事務所 （→40 ページ）
	1 級から 4 級までの身体障害者手帳を交付されている方で、個人で事業を行っている方	5,000 円を限度に減免	

自動車税または軽自動車税

身 知 精

【障がい者の障がいの範囲】

手帳の種類	障がいの区分		障がいの級別等
身体障害者手帳	視覚		1 級～3 級、4 級の 1
	聴覚		2 級、3 級
	平衡機能		3 級、5 級
	音声機能又は言語機能（★）		3 級
	上肢		1 級、2 級
	下肢		1 級～7 級
	体幹		1 級～3 級、5 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1 級、2 級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除きます）
		移動機能	1 級～7 級
	心臓機能		1 級、3 級、4 級
	じん臓機能		
	呼吸器機能		
	ぼうこう又は直腸の機能		
	小腸の機能		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		1 級～4 級
	肝臓機能		
療育手帳			A1・A2
精神障害者保健福祉手帳			1 級
戦傷病者手帳			申請先へお問い合わせください。

★軽自動車税はそしゃく機能障害３級も対象となります。
※減免の対象となる障がいの程度については申請先へお問い合わせください。
※減免を受けることができる自動車は障がい者の方 1 人につき 1 台のみです。（自動車税減免と軽自動車税減免との併用不可）

【減免の手続きや対象など】

	自動車税	軽自動車税
問合せ先	自動車税コールセンター（40 ページ）	市民税課（40 ページ）
申請先	自動車税管理事務所（40 ページ） 自動車税管理事務所相模駐在事務所（40 ページ） 相模原県税事務所（高相合同庁舎内）（40 ページ） 相模原県税事務所津久井支所（40 ページ） ※できるだけ減免申請日の事前予約をお願いいたします	各区市税相談窓口（40 ページ）
手続きに必要なもの	減免申請書・減免申請内容確認書・各種手帳・運転免許証・自動車検査証 ※その他書類の提出が必要になる場合がありますので、お問い合わせください。	各種手帳・運転免許証・納税通知書・マイナンバーに関する書類 ※その他手続きに必要な書類は納税通知書のお知らせをご確認ください。
申請期限	新たに取得した自動車： 登録した日から 1 月を経過する日 既に所有している自動車：納税通知書に記載された納期限※期限後の申請は月割りで計算	毎年 5 月 11 日から 5 月 31 日まで（5 月 31 日が土・日曜日の場合は、翌営業日まで）
対象となる自動車	日常生活で、障がい者の方がもっぱら使用する自動車で、ア又はイいずれかの場合 ア　障がいのある方本人が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方、障がいのある方のみで生活する方を常時介護する方が運転するもの イ　障がいのある方と生計を一にする方が所有するもので、障がいのある方本人、障がいのある方と生計を一にする方が運転するもの	

8. 自動車・自転車

福祉タクシー利用助成・自動車燃料費助成　身 知 精 難

福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券（本人運転、他者運転）のいずれかを選択して助成が受けられます。

助成の種類	内容	申請に必要なもの
福祉タクシー利用助成	利用券（500 円）×6 枚／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など
自動車燃料費助成	【自動車検査証の使用者が本人の場合】 給油券（1,000 円）×**2 枚**／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）
	【自動車検査証の使用者が本人以外の個人の場合】 給油券（1,000 円）×**1 枚**／月を申請月から 3 月分まで交付します。	手帳又は受給者証など 自動車検査証（写しでも可）

対象者
①身体障害者手帳 1 級・2 級の方
②療育手帳 A1・A2 の方、知能指数 35 以下と判定された方
③精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の方
④小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方のうち、改正前（平成 27 年 1 月 1 日改正）の児童福祉法による小児慢性特定疾患に対応する疾病にり患している方
⑤特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けている方のうち、難病法施行前の特定疾患に対応する指定難病にり患している方
⑥神奈川県特定疾患医療受給者証又は特定疾患認定通知書の交付を受けている方

①②③④の方の窓口	⑤⑥の方の窓口
緑高齢・障害者相談課 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	緑保健センター 中央保健センター 南保健センター （→2 ページ） 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）

※申請は年度 1 人 1 回で、毎年度申請が必要です。ただし、＜資格喪失となる施設の種類＞に入所されている方（通所は除く）は、助成対象になりません。
※申請後、やむを得ない事情により、福祉タクシー利用券から自動車燃料給油券へ、自動車燃料給油券から福祉タクシー利用券へ変更を希望される場合は、交付窓口へご相談ください。
※ねたきり高齢者等移送サービス利用助成を利用されている方は、福祉タクシー利用助成又は自動車燃料費助成との併給はできません。
※福祉タクシー利用券及び自動車燃料給油券は他人に譲渡することはできません。
※他に、重症心身障がい児者用の福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券を交付しています。詳細は、交付窓口へご確認ください。

＜資格喪失となる施設の種類＞　※記載の施設以外でも、資格喪失施設の該当となることがあります。
・児童施設＜乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設＞（相模はやぶさ学園、相模原南児童ホーム、相模原療育園、中心子どもの家、ワゲン療育病院長竹）
・生活保護施設＜救護施設、更生施設＞
・障害者施設＜療養介護を行う病院、障害者支援施設、のぞみの園＞（くりのみ学園、相模原療育園、さがみ緑風園、たんぽぽの家、津久井やまゆり園、虹の家、藤野薫風、藤野さつき学園、リベルテ、ワゲン療育病院長竹）

・高齢者施設＜養護老人ホーム＞（相模原養護老人ホーム）＜特別養護老人ホーム＞（青根苑1号館・2号館、あさみぞホーム、縁JOY、大野北誠心園、大野台幸園、介護老人福祉施設旭ヶ丘、介護老人福祉施設さがみ湖桂寿苑、介護老人福祉施設ラペ相模原、銀の館、グレープの里、ケアプラザさがみはら、コミュニティホームピノ、こもれび、柴胡苑、幸園、相模湖みどりの丘、相模原敬寿園、相模原すみれ園、塩田ホーム、社会福祉法人上溝緑寿会コスモスセンター、しょうじゅの里相模原、シルバータウン相模原、清菊園、相陽台ホーム、泰政園、中の郷、はあとぴあ、はなさか、東橋本ひまわりホーム、東林間シニアクラブ、ボーナビール二本松ケアセンター、マナーハウス麻溝台、マナーハウス横山台、みたけ、モモ、よもぎの里愛の丘、ライフホーム城山、リバーサイド田名ホーム、リバーサイド田名ホーム清流さがみ、りんどう麻溝）

自動車運転免許取得費用の助成

身

普通自動車運転免許を取得するために公安委員会の指定を受けた自動車教習所で訓練を受けた場合は、技能教習費の3分の2（限度額10万円）を助成します。

利用できる方　身体障害者手帳1級から4級までの下肢・体幹又は内部障害の方及び上肢障害1級の方、聴覚障害2級から4級の方

手　続　き　手帳・安全運転相談（48ページ参照）の結果通知
※教習所に入校する前に手続きが必要です。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

自動車改造費用の助成

身

自動車のハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。

利用できる方　限定条件が付された運転免許証をもつ身体障がい者
※前年の所得が特別障害者手当の所得制限額を超えないこと
※再申請の場合は、前回の決定日から5年間を経過していること

対象の自動車　自ら又は家族が自動車検査証の使用者となっている自動車

手　続　き　手帳・見積書・運転免許証（写しでも可）・自動車検査証（写しでも可）
自動車の車体全体、ナンバープレート、改造部分に係る写真
※電子車検証の交付を受けている方は、自動車検査証記録事項（写しでも可）が必要です。
※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。
※改造する前に手続きが必要です。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

駐車禁止除外指定車の指定

身 知 精

公安委員会から交付された駐車禁止除外指定車標章を掲出すれば、駐車禁止区域内（法定禁止区域、駐停車禁止区域内などを除く。）でも他の交通の妨害とならない限り、駐車できます。駐車禁止除外指定車標章は、指定を受けた対象者本人に交付されますので、交付を受けた障がいのある方が、現に乗車している車両に標章を掲出した場合に駐車できます。（車両を指定するものではありません。）

利用できる方（対象者）

下記の駐車禁止除外指定対象範囲に該当する方

身体障害者	視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１
	聴覚障害		２級及び３級
	平衡機能障害		３級
	上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２
	下肢不自由		１級から４級までの各級
	体幹不自由		１級から３級までの各級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能	１級及び２級
	心臓機能障害		１級及び３級
	じん臓機能障害		１級及び３級
	呼吸器機能障害		１級及び３級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級
	小腸機能障害		１級及び３級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級
	肝臓機能障害		１級から３級までの各級
知的障害者		療育手帳　A1、A2 所持者	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳１級を所持している者のうち、精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。	
色素性乾皮症者		小児慢性特定疾病児童手帳等 色素性乾皮症の認定を受けている者	

手続き方法

下記の必要書類を全て１通ずつ用意し、下記担当窓口にて申請してください。

（1）駐車禁止除外車両指定申請書
　申請書は、各警察署の交通課窓口にあります。また、神奈川県警察ホームページからダウンロードできます。
　https://www.police.pref.kanagawa.jp/tetsuzuki/kotsukankei/mesf1086.html

（2）交付を受けようとする方の本人確認書面（住民票の写し、運転免許証等）

（3）交付対象に該当することを証明する書面（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病児童手帳等の写し及び原本）
　手帳等の写しは、氏名、生年月日、住所、障がい名、個別等級記載の部分が確認できるようにA4 判にてご用意ください。
　申請時に窓口にて確認をいたしますので、手帳等の原本もお持ち下さい。

（4）旧標章（更新の場合のみ）
　※旧標章を窓口で確認しますので、持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、旧標章との交換となります。

（5）委任状（代理申請の場合のみ）
　※障がい者本人以外の代理人が申請する際に必要となる場合があります。

◎申請内容により、上記のほか必要書類が生じることがあります。
◎標章は公安委員会交付のため、申請から交付まで約 2～3 週間かかります。

窓　　口

交付を受ける方の住所地を管轄する警察署の交通課

市営自動車駐車場駐車料金の優遇

身　知　精

駐車料基本料金のうち、最初の 2 時間分が無料となります。

市営駐車場

・橋本駅北口第 1 自動車駐車場	緑区橋本 6-2-4	電話(042)775-1651
・橋本駅北口第 2 自動車駐車場	緑区橋本 3-28-1	電話(042)700-6521
・相模原駅自動車駐車場	中央区相模原 1-1-20	電話(042)755-5881
・相模大野立体駐車場	南区相模大野 4-4-2	電話(042)743-6251
・相模大野駅西側自動車駐車場	南区相模大野 3-2-2	電話(042)747-2285
・小田急相模原駅自動車駐車場	南区南台 3-20-1	電話(042)741-7457

対象となる自動車

市内在住で次の障がいのある方が乗車している自動車

①身体障害者手帳 1 級・2 級の方

②知的障がいで障がいの程度が最重度（A1）・重度（A2）の方

③中度（B1）の知的障がいで、かつ身体障害者手帳 3 級の方

④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

優遇（表示）

手続き
利用方法

下記窓口に障害者手帳等を持参し、対象である旨の表示を受けてください。

駐車場からの出場時に、精算機の呼び出しボタン等で係員を呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等（ミライロ ID（障害者手帳アプリ）を含む）を係員に提示してください。

ただし、障がいのある方が同乗しない状態で駐車場から出場する場合は、障がいのある方が同乗している入場時に発券機の呼び出しボタン等で係員を呼び出してください。

また、管理事務所が無人の時間帯は、出口精算機付近に設置の夜間帯専用インターフォンにてコールセンターを呼び出し、あらかじめ対象である旨の表示がされた障害者手帳等を併設された確認用カメラへ提示してください。

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢･障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

相模湖ふれあいパーク駐車場利用料金の割引

身　知　精

自動車・自転車等駐車場の定期利用に係る利用料金の 50%が割引されます。

利用できる方　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問合せ先　タイムズ 24 株式会社　厚木営業所　電話(046)230-5531

有料道路通行料金の割引

身　知

事前の登録手続きにより有料道路通行料金が最大 50%割引になります。

有効期限
新規及び変更：2 回目の誕生日まで
更新（期限の 2 か月前から手続き可）：3 回目の誕生日まで（最長 2 年 2 ヶ月間）

利用できる方
① 障がい者本人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けている方。
② 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、第 1 種の方。

事前登録できる自動車について
① 台数について　障がい者 1 人につき 1 台を、事前に登録できます。
② 対象自動車について　自動車検査証等に「自家用」と記載されているもの。
③ 自動車の所有者について
ア 障がい者本人が運転する場合は、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者・兄弟姉妹及びその配偶者・同居の親族等
イ 障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合は、上記アの他、アの方が所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

必要書類等
手帳（2 種類ある人は両方）、自動車を登録する場合は自動車検査証（原本又は、自動車検査証記録事項又は、車検証アプリによる車検証情報をダウンロードしたもの）、運転免許証（障がい者本人が運転する場合）
［ETC 利用の方は次のものも必要］
ETC カード（障がい者本人名義のもの＊）、ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等
［割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている方は次のものも必要］
割賦契約書またはリース契約書（完済している場合は、車検証の名義変更をした後に登録することができます。）
＊ 20 歳未満の重度障がい者で本人以外の方の運転による割引を受け、かつ障がい者本人が運転しての割引を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義の ETC カードも対象となります。

手続き
窓口で登録・更新申請を行い、手帳に割引対象である旨の証明を受けます。
ETC 利用登録をされる方は、オンラインによる申請も可能です。
オンライン申請受付サイト　https://www.expressway-discount.jp

利用方法
① ETC を利用しない場合
料金支払い時に料金所係員に手帳を呈示します。
② ETC を利用する場合
有料道路事業者からの利用可能通知後に、事前に登録した ETC カードを、登録の ETC 車載器（手帳に記載された自動車に取り付けられ、当該自動車でセットアップ作業をおこなったもの）に挿入し、ETC レーンを無線走行します。
なお、何らかの理由で ETC レーンを利用できず、料金所係員に ETC カードを渡して料金を支払う際にも、必ず手帳の呈示が必要になりますので、有料道路利用の際は必ず手帳を携行してください。

自動車を登録しない場合
自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむをえず使用できない場合を考慮し、これまで障がい者割引の事前申請をされていない場合は、新たに申請をした上で、要件を満たす自動車であれば本割引の対象となります。ただし ETC レーンでは本割引は適用されませんので、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC 車で ETC 専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で、係員に手帳を呈示してください。（すでに自動車を事前登録されている場合は、新たな手続きは不要です）

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

市営自転車駐車場駐車料の割引

身 知 精

定期利用に係る駐車料の50%が割引されます。
（減額を行う額に10円未満の端数が生じたときは、切り上げます。）

利用できる方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
利用方法	定期利用の申込時に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
窓口	各市営自転車駐車場

・橋本駅北口第1自転車駐車場	緑区橋本6-1-8	電話(042)779-1544
・橋本駅北口第2自転車駐車場	緑区橋本3-28-1	電話(042)770-6177
・橋本駅南口第1自転車駐車場	緑区橋本2-1-83	電話(042)772-1781
・橋本駅南口第2自転車駐車場	緑区橋本2-4-17	電話(042)772-1782
・相模原駅北口自転車駐車場	中央区小山3430	電話(042)755-7485
・相模原駅南口自転車駐車場	中央区相模原1-1-20	電話(042)755-1152
・矢部駅北口自転車駐車場	中央区矢部新町3-40	電話(042)753-8010
・淵野辺駅南口第1自転車駐車場	中央区鹿沼台1-12-22	電話(042)753-2495
・淵野辺駅南口第2自転車駐車場	中央区鹿沼台1-13-20	電話(042)776-9529
・相模大野駅北口自転車駐車場	南区相模大野4-3-1	電話(042)749-6917
・谷口北口自転車駐車場	南区相模大野3-327	電話(042)744-0828
・谷口南口自転車駐車場	南区相模大野7-704	電話(042)744-0877
・相模大野駅西側自転車駐車場	南区相模大野3-2-2	電話(042)741-0021
・相武台前駅北口自転車駐車場	南区相武台2-20-17	電話(046)257-9104

安全運転相談

身

安全運転相談は、病気、身体の障がい等をお持ちの方の運転免許の取得、運転免許をお持ちの方の運転の継続、運転免許の返納等に関して、本人又はそのご家族からの相談を受付けております。
※必要書類については事前にお問い合わせください。

受付	① 運転免許の取得を希望する方 ・月曜日から金曜日　午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時 ・第3日曜日　午前8時30分～午前11時、午後1時～午後3時 （祝日及び年末年始の休日を除く） ② 運転免許をお持ちの方 ・月曜日から金曜日　午前9時30分～午前11時、午後2時～午後4時 （祝日及び年末年始の休日を除く）
窓口	神奈川県警察運転免許センター2階　安全運転相談窓口
所在地	〒241-0815　横浜市旭区中尾1-1-1
電話	（045）365－3111（代表）
相談専用ダイヤル受付	安全運転相談ダイヤル　＃８０８０（シャープハレバレ） ※このダイヤルは発信場所を管轄する都道府県の安全運転相談窓口につながる全国統一の電話番号です。 月曜日から金曜日　午前8時30分から午後5時 （祝日及び年末年始の休日を除く）

障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）　身 知 精 難

公共施設や商業施設などに設置されている車椅子使用者用駐車区画等の利用対象者として、あらかじめ利用証を交付し、車両に掲示することで、駐車区画の適正利用を推進する制度となります。

利用対象	障がい者、難病患者、高齢者等、妊産婦、けが人等歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方
申請に必要なもの	交付申請書、利用対象であることを証明する書類（手帳や診断書など）
申請方法	①神奈川県へ郵送及び電子による申請 URL：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f6880/parking_permit.html ②市の窓口へ申請（事由によって窓口が異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。） 障がいの事由で申請する方
【市ホームページ】	
問合せ先	地域包括ケア推進課　電話　(042)769-9222

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

（広告）

株式会社日本義眼研究所　http://www.gigan.co.jp/

・オーダーメイド義眼
・レディメイド義眼
・献眼用義眼
・エピテーゼ用義眼

・障害者総合支援法指定
・生活保護法指定（義眼代金のみ）
・労働者災害補償保険法指定
・戦傷病者特別援護法指定
・保険給付（健康保険給付～）

Ⓐ 東京本社 予約制
Ⓑ 新潟出張所 予約制
Ⓒ 前橋出張所 予約制
Ⓓ 那覇出張所 予約制

【東京本社】〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-5-4 ライオンズステーションプラザ半蔵門108号室　☎03-3261-8171

9．住　　宅

住宅設備改善費の助成　身　知

既存住宅（新築・増築の場合は対象となりません）の浴室や玄関、台所などを障がいに適するように改善するための費用や、天井走行式移動リフト・環境制御装置等の購入費用を、それぞれの限度額内で所得に応じて助成します。なお、所得制限額を超える場合はご利用できません。

住宅改善各制度一覧

対象となる工事・設備	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
既存住宅の 浴室、便所、玄関、台所、廊下等の改善工事	80 万円	ア　身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方 イ　知能指数 35 以下の方 ウ　身体障害者手帳 3 級でかつ知能指数が 50 以下の方
天井走行式移動リフト、階段昇降機、段差解消機（機器の価格のみ）	100 万円	下肢又は体幹機能障害の 1 級又は 2 級で、移動が困難である 3 歳以上 65 歳未満の方
環境制御装置（機器の価格のみ）	60 万円	肢体不自由の 1 級又は 2 級の身体障がい者であって、上肢及び下肢の障がいがある 18 歳以上の方

※　助成対象経費の上限額内での自己負担率は、所得により 0、1/4、1/3、1/2 となっていますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

手　続　き

手帳・見積書・工事箇所の見取図など

※工事前・購入前に手続きが必要です。

※障がいの状況と工事の必要性に関連があることが条件となりますので、それを確認するための書類（主治医の意見書等）の提出をお願いする場合があります。

※マイナンバー制度における本人確認書類（→巻頭ページ）又はご本人及び世帯員の所得がわかる書類が必要になる場合があります。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

※介護保険対象者で、介護保険制度の住宅改修と本制度を併用する場合は、必ず事前に窓口へご相談ください。

＜参考＞日常生活用具における「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」

対象となる工事等	助成対象経費の上限額	利用できる方（在宅で次に該当する方）
比較的小規模な改修工事 ① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 床又は通路面の材料の変更 ④ 扉の引き戸等への取替え ⑤ 洋式便器等への便器取替え ⑥ ①～⑤の各工事に付帯する工事	20 万円 ※所得によって 1 割の自己負担があります	① 6 歳以上の下肢又は体幹機能障害の 1 級～3 級の方 ② 6 歳以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1 級～3 級（移動機能障害に限る）の方 ③ 6 歳以上の下肢又は体幹が不自由な難病等の方 ※所得制限があります

バリアフリー改修住宅に対する固定資産税の減額

身 知 精

新築から10年以上を経過した、一定の面積要件を満たす住宅で、令和13年3月31日までに下記のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋にかかる固定資産税の3分の1に相当する額(居住面積100㎡まで）が申告により減額されます。
※すでにこの減額の適用を受けたことのある家屋は対象になりません。

対象となる改修工事（右記1を満たす、2①～⑧の工事）	1 バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超える 2 ①廊下又は出入り口の拡幅　②階段の勾配緩和　③浴室の改良 ④トイレの改良　⑤手すりの取り付け　⑥床の段差解消 ⑦出入り口の戸の改良　⑧床の滑り止め化
手　続　き	改修後3か月以内に、「高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅申告書」に居住者の要件を確認できる書類（介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し）、工事の内容、金額を証する書類を添付し市へ申告してください。 詳細な内容については、窓口にお問い合わせください。
窓　　口	資産税課家屋評価第1班（市役所第2別館2階） 電　話　(042)769-8224　ＦＡＸ　(042)757-8108

住宅改修相談

身 知 精

高齢の方や身体に障がいがあり、日常の暮らしや介護に不自由があるため、手すりの取付けや段差解消などにより、安全で暮らしやすい住宅に改善することを検討されている方の相談をお受けします。

相 談 窓 口	中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらＡ館1階）　電話(042)769-8349 また、次の各課でも出張による相談をお受けします。 緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター、南高齢・障害者相談課
予 約 受 付	中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらＡ館1階）　電話(042)769-8349

市営・県営住宅の入居優遇

身 知 精

抽選にあたり優遇制度があります。ただし、県営住宅の単身者向住宅には障がい者の優遇はありません。

利用できる方	市営・県営住宅の申込資格があり、申込者又は申込者と同居しようとする親族の方が、次のいずれかの場合 ①　身体障害者手帳1級から4級までの方 ②　A1・A2・B1の判定を受けた知的障がいのある方 ③　精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方（県営住宅のみ1～3級の方も該当） ④　戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症の方と表ノ3の第1款症の障がいのある方 (県営住宅のみ)⑤　精神に障がいのある方で1級、2級、3級の国民年金・厚生年金又は共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいのある方でこれと同等の証書を交付されている方
窓　　口	市営住宅について： 住宅課（市役所第1別館2階） 電　話　(042)769-8256 県営住宅について： 一般社団法人かながわ土地建物保全協会公営住宅課 〒231-8613　横浜市中区日本大通33　県住宅供給公社ビル7階 電　話　(045)201-3673　　ＦＡＸ　(045)201-8405

県営住宅家賃の減免

身 知 精

利用できる方	県営住宅の入居者のうち、世帯の所得月額（障害年金等の非課税所得を含む）が一定額以下で、身体障害者手帳１級から４級までの方又は重度、中度の知的・精神障がい者の方
窓　　口	株式会社東急コミュニティー相模原サービスセンター 電話(046)256-1560

あんしん賃貸支援事業

身 知 精

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居をサポートする神奈川県居住支援協議会の事業です。家賃や所在地などの情報については「かながわあんしん賃貸住宅検索システム」から閲覧することができます。また、住まい探しをお手伝いいただける「協力不動産店」を探すこともできます。

利用できる方	高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯であって、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方
Ｕ　Ｒ　Ｌ	http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/index.html （かながわあんしん賃貸住宅検索システム）
相 談 窓 口	住宅課（市役所第１別館２階）　電話(042)769-9817

セーフティネット住宅

身 知 精

法律に基づき、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、一定の基準を満たし登録された民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」といいます。セーフティネット住宅の情報については、以下のサイトから閲覧することができます。

Ｕ　Ｒ　Ｌ	https://www.safetynet-jutaku.jp （セーフティネット住宅情報提供システム）
相 談 窓 口	住宅課（市役所第１別館２階）　電話(042)769-9817

10. 障害者総合支援法、在宅福祉サービス

障害者総合支援法、児童福祉法のサービス　身 知 精 難

障がいのある方の日常生活や社会生活を支援するための各種サービスです。
※介護保険の対象となった方は、原則として介護保険制度を利用していただくこととなりますので、介護保険制度に関する窓口へお問い合わせください。

利用できる方　身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方又は知的障がいの判定を受けている方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病の方など
詳しくは窓口へお問い合わせください。

手続き　次ページ以降をご確認いただき、希望のサービスを窓口へ申請してください。

利用方法　申請に基づき、受給者証が交付され、サービスの利用開始となります。

利用者負担　世帯の所得に応じて負担上限月額（※57 ページ参照）が決められ、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。ただし、負担上限月額よりも、利用したサービス経費の 1 割に相当する額の方が低い場合には、1 割に相当する額を負担していただきます。（幼児教育無償化の対象を除く。）

窓口

障がいに関する窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

難病の方の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑保健センター 緑保健センター　津久井担当 （→2 ページ）	中央保健センター （→2 ページ）	南保健センター （→2 ページ）

介護保険制度に関する窓口

窓口	電話
高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらＢ館 3 階） 高齢支援班（介護予防・生活支援に関すること）	(042) 769-9249
介護保険課（あじさい会館 4 階） 総務・給付班（給付に関すること） 保険料班（保険料に関すること） 認定班（要介護・要支援認定に関すること）	 (042) 707-7058 (042) 769-8321 (042) 769-8342
（要介護（要支援）認定の申請受付） 緑高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ） 中央高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ） 南高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ）	
地域包括支援センター（→8 ページ）	

1　サービスの内容

介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	居宅における入浴、排せつ、食事の介護、家事援助及び通院等の介助などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者、重度の精神障がい者であって、常時介護を必要とする方に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある方に、危険を回避するために必要な援護及び外出時における必要な援助を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な援助を要する方に、日常生活上の支援及び創作的活動の機会の提供を行います。
	短期入所 （ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合などにより施設等への短期間の入所を必要とする方に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要で意思疎通を図ることが困難な方で、四肢のすべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある方や行動上著しい困難を有する方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等及び日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むため、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて就労に関する適性等の評価等を行います。
	就労移行支援	通常の事業所に雇用されることが見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。
	就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して通常の事業所に新たに雇用された方に、一定期間、就労の継続を図るために、企業等との連絡調整や雇用に伴い生じる様々な問題に関する相談、助言等の必要な支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から単身生活に移行した方等に、一定期間、必要な情報の提供や助言等、自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等及び日常生活上の援助を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方等に、住居の確保などの地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	サービス等利用計画の内容について一定期間ごとにモニタリング（検証）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導等を行います。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援等の利用を希望する方について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	障害児支援利用計画の内容について一定期間ごとにモニタリング（検証）を行い、必要に応じて計画の変更等を行います。

神奈川県内の指定障害福祉サービス事業所等については、ウェブサイト「障害福祉情報サービスかながわ」で検索することができるほか、ウェブサイト「WAM NET」で全国の事業所詳細情報を検索することができます。

障害福祉サービスかながわ
（https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/）

WAM NET
（https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/syogai/）

2　申請から利用までの流れ

申請から利用までの流れ（概略）

障がい者の場合

相談・申請

サービス等利用計画案の提出依頼
（市からサービス等利用計画案の提出を求められた方は、特定相談支援事業者と契約し作成していただきます。）

障害支援区分認定調査
調査員が自宅等でご本人の障がいの状況等をお聞きする等の調査を行います。（訓練等給付の更新申請時は対象外）

介護給付

障害支援区分の認定※
審査会にて区分認定を行います。認定には主治医の意見書（指定の様式）が必要です。

訓練等給付

※一部、障害支援区分の認定が必要なサービスがあります。

サービス利用意向聴取

サービス等利用計画案の提出

支給決定（暫定支給決定を含む）

決定通知・受給者証交付

利用契約・サービス利用開始

暫定支給決定の場合、継続効果を確認したうえで継続利用となります。

障がい児の場合

相談・申請

障害児支援利用計画案の提出依頼
（市から障害児支援利用計画案の提出を求められた方は、障害児相談支援事業者と契約し作成していただきます。）

サービス利用意向聴取

障害児支援利用計画案の提出

支給決定

決定通知・受給者証交付

利用契約・サービス利用開始

○障害福祉サービス、障害児通所支援の利用に必要となる計画案について

・障害福祉サービスを利用
　→サービス等利用計画案
・障害児通所支援を利用
　→障害児支援利用計画案
・障害福祉サービスと障害児通所支援を併用
　→サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案

※サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の代わりにセルフプランを提出することもできます。

3　利用者負担上限額

区　分	収入状況		負担上限月額			
			在宅の方	グループホームに入居する方	施設に入所する方	同行援護のみの方・移動支援のみの方
生活保護	生活保護受給世帯		0円	0円	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円
一般	所得税非課税世帯		5,000円（障がい児は4,600円）	5,000円	－	0円
	障がい児、又は、施設に入所する20歳未満の方	市民税所得割28万円未満の世帯（※2）	4,600円	－	9,300円	4,600円
	障がい者、又は施設に入所する20歳以上の方	市民税所得割16万円未満の世帯（※2）	9,300円	9,300円	37,200円	9,300円
	上記以外の方		37,200円	37,200円	37,200円	37,200円

※1　同一世帯全員の所得で判断します。ただし、18歳以上（施設に入所する方は20歳以上）の障がい者の方は、本人及び配偶者のみの所得で判断します。

※2　平成30年7月1日以降の収入状況を判断する際の市民税所得割の額は、税率6パーセントにより算定した額となります。

※3　満３歳になった後の最初の４月から小学校入学までの３年間について、次のサービスを利用する場合は、利用者負担が無償となります。

・児童発達支援　・居宅訪問型児童発達支援　・保育所等訪問支援
・福祉型障害児入所施設　・医療型障害児入所施設

4　軽減措置について

（1）障害児通所支援に係る利用者負担の多子軽減措置

障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所や幼稚園等に通う児童がいて、障害児通所支援を利用する児童が第2子、第3子で一定の要件を満たしている場合、利用者負担について軽減措置が図られます。なお、年収約360万円未満相当世帯においては、軽減措置の適用に当たり、第何子かを決定する際に算定対象となる者を、未就学児に限らず算定します。

（2）高額障害福祉サービス等給付費等の償還払いによる軽減措置

以下の場合に利用者負担額の一部が償還払いにより軽減されます。償還払いを受けるためには、申請が必要です。

①　同一世帯に属する支給決定障がい者等が同一の月に受けたサービス等（障害福祉サービス、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス等、障害児通所支援、障害児入所支援、移動支援事業、日中短期入所事業）に係る利用者負担の合計額が一定の額を超える場合

②　65歳に達する前5年間にわたって特定の障害福祉サービスを利用していた低所得の方であって一定の要件を満たす方のうち特定の介護保険サービスを利用した場合(平成30年4月利用分より)

（3）介護保険サービスの利用者負担軽減措置

障害福祉サービスを長期間利用してきた方で、介護保険サービスの利用に移行した場合に次の要件をすべて満たしている方を対象に、償還払いにより障害福祉相当介護保険サービス（※1）の利用者負担を軽減する制度（高額障害福祉サービス等給付費）があります。償還払いを受けるには申請が必要です。

①　65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス（※2）の支給決定を受けていたこと

②　65歳に達する日の前日及び申請時において本人と配偶者が市民税非課税者又は生活保護受給者等であること

③　65歳に達する日の前日において障害支援区分２以上であったこと

④　65歳まで介護保険サービスを利用していなかったこと

※1　訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護

※2　居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所

在宅福祉サービス

介護給付や訓練等給付によるサービスとは別に、地域での生活を支える事業を行います。なお、事業によっては自己負担があります。

移動支援事業（ガイドヘルプ）

身 知 精 難

屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出時に必要な支援を行います。

対象となる方

次のいずれかに該当する、市内在住の方や市から障害福祉サービス受給者証の交付を受けてグループホームに入居している方など（児童を含む）。ただし、施設に入所している方及び同行援護が利用できる方は対象となりません。

①身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかに該当する方
　ア　視覚障害1級から6級の方
　イ　肢体不自由1級で両上肢と両下肢に障がいのある方、又はこれに準ずる方
②療育手帳の交付を受けている方、又は児童相談所・知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された方
③精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方、又はこれに準ずる方
④難病等の対象疾病にり患している方で、その疾病を起因として、視覚、下肢又は体幹機能に障がいがある方

利用者負担

世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の1割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額（57ページ参照）となります。なお、バス等の公共交通機関を利用した場合の乗車料金は、ヘルパー分も含めて基本的に利用者の実費負担になりますが、事業者毎に扱いが異なる場合がありますので、事前に事業者にご確認ください。

対象となる外出の内容

社会生活上必要不可欠な外出や、社会参加等の余暇活動に関する外出で、次のような外出となります。

①学校行事（入学式、卒業式、運動会、保護者会等）、PTA活動
②家計の維持に係る手続・相談（生活費払戻し、公共料金支払い等）
③住居の維持に係る手続・相談（住居の取得、維持管理、賃貸契約等）
④生活必需品の買物
⑤理容・美容
⑥就職・就学のための活動
⑦冠婚葬祭（通夜、告別式、お見舞い、結婚式等）
⑧社会的慣習（初詣、七五三、墓参り等）
⑨余暇活動（スポーツ・文化・レクリエーション活動、ショッピング、旅行等）

対象とならない外出の内容

①宿泊を伴う外出
②通学等で通年かつ長期にわたる外出
　※通常送迎している家族等が病気となったときなど、合理的な理由により一時的に送迎ができない場合については相談窓口にご相談ください。
③宗教・政治・経済的活動に係る外出
④社会通念上、本事業を適用することが適当でない外出（ギャンブル等）
⑤移動支援の目的に当たらない外出

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

日中短期入所事業

身 知 精

障がい者又は障がい児を一時的に預かることにより、障がい者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

利用者負担　世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の１割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額となります。

利用できる方　日中において、一時的に見守り等の支援が必要な方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は児童相談所・知的障害者更生相談所で知的障がいがあると判定された方

窓　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

名　称	住　所	問合せ先	主たる対象者			
			身	知	精	児
くりのみ学園短期入所	緑区牧野 6076-1	電　話　(042)689-2233 ＦＡＸ　(042)689-2702		○		
藤野さつき学園短期入所	緑区牧野 9638	電　話　(042)689-2873 ＦＡＸ　(042)689-3066		○	○	
“ほっ”とハウス☆歩歩	緑区小渕 2026-1	電　話　(042)687-4020 ＦＡＸ　(042)649-0666	○	○	○	○
津久井やまゆり園	緑区千木良 476	電　話　(042)684-3511 ＦＡＸ　(042)684-4680		○		○
リベルテ　ルット	緑区大島 2222-3	電　話　(042)760-1791 ＦＡＸ　(042)760-1793		○		
「ループ」短期入所	緑区又野 243-2	電　話　(042)738-4709 ＦＡＸ　(042)738-4709	○	○	○	○
「ループⅡ」短期入所	緑区大島 1810-5	電　話　(042)813-8565 ＦＡＸ　(042)813-8565	○	○	○	○
「ループⅢ」日中短期入所	緑区向原 1-10-45	電　話　(042)814-8394 ＦＡＸ　(042)814-8394	○	○	○	○
Dia	緑区大島 3044-5	電　話　(042)812-3028 ＦＡＸ　(042)812-3562		○		○
DS かわせみ	緑区向原 1-7-8	電　話　(042)782-5352 ＦＡＸ　(042)782-5352			○	
相模原自閉症支援センター	中央区田名 7236-3	電　話　(042)760-1033 ＦＡＸ　(042)760-7115		○		
社会福祉法人相模福祉村 たんぽぽの家	中央区田名 6769-2	電　話　(042)761-7788 ＦＡＸ　(042)763-3318	○	○	○	○
児童発達支援センター 青い鳥	中央区田名 4224-1	電　話　(042)713-3838 ＦＡＸ　(042)713-3836				○
日中短期ひかり	中央区上溝 3905-18	電　話　(042)713-1525 ＦＡＸ　(042)713-1524	○	○	○	○
相模クラーク学園	中央区大野台 3-11-1	電　話　(042)786-0969 ＦＡＸ　(042)786-0979	○	○	○	
日中短期入所まはな	中央区すすきの町 17-9-1	電　話　(042)707-8709 ＦＡＸ　(042)707-8724		○		○
日中短期入所おはなまう	中央区陽光台 4-36-12 1F	電　話　(042)707-8704 ＦＡＸ　(072)707-8764		○	○	○
日中短期　ヒカリエ	中央区鹿沼台 2-24-13	電　話　(042)704-9200 ＦＡＸ　(042)704-9201	○	○	○	
日中短期入所事業所　モアナ	中央区淵野辺本町 1-3-5	電　話　(042)851-4776 ＦＡＸ　(042)851-4886				○
相模はやぶさ学園	南区下溝 4350	電　話　(042)777-8823 ＦＡＸ　(042)777-8883				○
相模原療育園	南区若松 1-21-9	電　話　(042)749-6316 ＦＡＸ　(042)749-6356		○		○
社会福祉法人相模福祉村 虹の家	南区下溝 4410	電　話　(042)777-0111 ＦＡＸ　(042)777-1133	○	○	○	○
日中一時支援事業所 える☆える	南区東林間 6-15-8 1F	電　話　(042)748-3525 ＦＡＸ　(042)748-3525		○	○	

メディカルショートステイ・医療型短期入所

在宅で生活している重症心身障がいや医療的ケアを必要とする人が、家族の休息やきょうだい児の行事などの事情により、一時的に在宅での生活が困難になった場合に入院・入所できるものです。相模原市医療的ケア児等在宅支援事業の対象事業です。

名称	内容	対象者	所在地・申し込み先
メディカル ショートステイ	医療入院として利用するものです。 北里大学病院小児在宅支援部門「あすぱら」が実施しています。	原則1才から18才(高校3年生)までの医療的ケアを必要とする重症心身障がい児	○北里大学病院 トータルサポートセンター 南区北里1-15-1 電話（042）778-8438 ＦＡＸ（042）778-9396
医療型短期入所	障害者総合支援法に基づくサービスです。 利用の際の支給決定については相談窓口(→1 ページ)へご連絡ください。 実際の利用などについての相談は、施設へご連絡ください。	児童相談所の重症心身障がい児の認定を受け、かつ医療型短期入所サービスの支給決定を受けている方	○相模原療育園 南区若松1-21-9 電話（042）749-6316 ＦＡＸ（042）749-6356 ○ワゲン療育病院長竹 緑区長竹494-1 電話（042）784-7227 ＦＡＸ（042）784-3800

障害者一時ケア事業

身 知 精

市内にお住まいの障がい児者の保護者や家族等の社会参加や休養等のために、一時ケア実施団体が、障がい児者を一時的に介護します。なお、医療的ケアが必要な方は利用できないことがありますので、事前に以下の各施設にお問い合わせください。

名称・住所・対象者	申し込み先	利用できる日時	利用者負担
一時ケア もみの木ホーム 〒252-0243 中央区上溝1887-1 対象者：知的障がいのある方	（一社）相模原市 手をつなぐ育成会 電話・ＦＡＸ (042)759-4310 (042)759-4353	【デイケア】 午前9時～午後5時 （1月1日～7日、8月12日～16日、12月31日を除く）	○育成会会員 1時間あたり　200円 ○一般（登録料　3,000円／年） 1時間あたり　400円
		【ナイトケア】 午後5時～午前9時 （1月1日～7日、8月12日～16日、12月31日を除く）	○早朝、デイからの延長 1時間あたり　500円 ○宿泊 1時間あたり　450円 （別途食事代の負担あり）
ふれあいデイホーム 〒252-0303 南区相模大野6-22-1 対象者：障がいのある方など	（福）相模原市 社会福祉協議会 南区事務所 電話・ＦＡＸ (042)765-2186	月～金曜日 午前10時～午後5時 土曜日、夏休み等 午前9時～午後4時 （日曜祝日、1月1日～3日、12月29日～31日、南保健福祉センターの休館日を除く）	4時間以内の場合　500円 4時間を超える場合　1,000円
障害者支援センター 松が丘園 〒252-0223 中央区松が丘1-23-1 対象者：障がいのある方（学齢期前のお子さんは利用できません）	障害者支援センター 松が丘園 電　話 (042)758-7835 ＦＡＸ (042)758-7070	毎日 午前8時30分～午後10時 （1月1日～3日、12月29日～31日、松が丘園の休館日を除く）	4時間以内の場合　500円 4時間を超えて 8時間以内の場合　1,000円 8時間を超える場合　1,500円

紙おむつ・尿とりパッドの支給

身　知

障がい児者や在宅のねたきり高齢者等で、おむつ以外での排泄が困難な方に対し、紙おむつ・尿とりパッドを支給します。

種　　類	【紙おむつ】　パンツ型、テープ型、フラット型、子供用テープ型 【尿とりパッド】　男性用、男女兼用、長時間用、夜用、昼用
利用できる方	在宅で次のいずれかに該当し、生活保護制度を利用していない人（所得制限あり） ・60 歳以上の在宅のねたきり高齢者（要介護 4・5）又は認知症高齢者 ・障害(児)者（身体障害者手帳下肢又は体幹 1・2 級、療育手帳 A1・A2）
窓　　口	【緑区の方】 緑高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ） 【中央区の方】 中央高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ） 【南区の方】 南高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ）

訪問入浴サービス

身　知

週 1 回（7 月～9 月は週 2 回）、移動入浴車が家庭を訪問して、入浴サービスを提供します。

利用できる方：重度の障がい児者（身体障害者手帳 1 級・2 級又は療育手帳 A1・A2）で、家庭での入浴が困難な方
※介護保険対象者は、介護保険制度が優先されます。

窓　　口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

※令和 8 年 10 月から利用方法等が変更になります。詳細は窓口にお問い合わせください。

地域活動支援センター

創作的活動や生産活動、交流促進などの活動の場を設けます。

ホームページアドレス
https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/shisetsu/1006514.html

重度障害者等就労支援特別事業

身　知

雇用施策と連携して通勤や職場等に障害福祉サービス事業所からヘルパーを派遣することにより、就労する重度障害者等の方を支援します。

対象となる方	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受け、民間企業に雇用されている又は雇用に属さない有償の働き方をしている方 民間企業に雇用されている場合、雇用先企業がJEED（高齢・障害・求職者雇用支援機構→81ページ）の助成金を活用する必要があります。
利用者負担	世帯の所得に応じて決定する負担上限月額と、ひと月に利用したサービス経費の1割に相当する額を比較し、いずれか低い額が利用者負担額となります。
窓　　口	

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1ページ）

（広告）

—聴こえる感動をあなたに贈りたい—

無料点検・無料調整はもちろん
各種補聴器に関するご相談も承ります！

障害者総合支援法補聴器取扱店　聴力測定装置各種検査機器完備

◎お手持ちの補聴器に関する修理・調整もOK!!
〈補聴器専門店〉サガミ補聴器センター
☎042-755-6414〈営〉AM9：00～PM6：00 水曜定休 相模原市中央区相模原1-2-18 1F

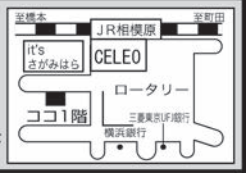

障害者施設通所交通費の助成

身 知 精 難

障害者施設等への通所に要した交通費の一部を助成します。

対象施設	指定障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を行う施設、地域活動支援センター（一部施設を除く）
利用できる方	相模原市に居住し、障害者施設等に通所している障がい等のある方（生活保護制度利用者を除く）
窓口	【各区共通】 高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらＢ館３階）　電話(042)769-8355

福祉有償運送（移送サービス）

身 知 精

福祉有償運送は、身体障がい者、要介護者等の方で、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な方を対象に、有償で行う車両による移送サービスです。

利用に当たり、事業者ごとに、利用登録、利用制限、利用者負担などの要件があります。

詳しくは、各事業所へご相談ください。

法人名／事業所名	所在地	連絡先
（特非）津久井福祉会	緑区中野277-2	電話(042)780-7977 ＦＡＸ(042)780-7978
（特非）ちゃれんじ倶楽部	緑区又野243-2	電話(042)738-4709 ＦＡＸ(042)738-4709
（一社）しらゆり介護サービス	緑区原宿2-7-39	電話(042)851-2877 ＦＡＸ(042)783-5608
ちょこタクものりす	緑区中野1351-3	電話070-9043-6970 ＦＡＸ(050)1096-1849
（特非）さがみこあら	緑区名倉4350-1	電話(042)682-0077 ＦＡＸ(042)682-0087
（特非）アイ・介護サービス	中央区弥栄1-18-5	電話(042)730-5883 ＦＡＸ(042)730-5884
（特非）ワーカーズ・コレクティブわっか	中央区中央3-3-6 アーバン木下103	電話(042)750-1416 ＦＡＸ(042)707-9519
（一社）相模原市手をつなぐ育成会 もみの木S	中央区上溝1887-1	電話(042)759-4310 ＦＡＸ(042)759-4310
神奈川高齢者生活協同組合 さがみはらケアステーション「あやとり」	中央区千代田1-1-1 千代田ビル305	電話(042)707-1180 ＦＡＸ(042)750-7762
（特非）相模原ボランティア協会	中央区富士見6-1-20 あじさい会館4階	電話(042)759-7982 ＦＡＸ(042)759-7982
（福）大地の会	中央区田名塩田2-5-24	電話(042)778-2902 ＦＡＸ(042)778-4096
（特非）きこり	中央区共和3-5-6	電話(042)752-8266 ＦＡＸ(042)719-1500
（特非）歩	愛川町中津300-1 エスポワールA201	電話(046)281-7916 ＦＡＸ(046)281-7917

手話通訳者・要約筆記者の派遣等

身

市内に居住する聴覚又は音声・言語機能に障がいのある方の相談・手続等におけるコミュニケーションを支援します。

内　　容

・設置手話通訳者による市の窓口での手話通訳

次の曜日は、設置手話通訳者が各設置場所に待機し、依頼に応じて市の窓口における相談・手続の通訳をします。

設置場所	曜日（祝日等を除く）	時間
緑高齢・障害者相談課	毎週　月曜日と木曜日	午前 9 時～正午 及び 午後 1 時～5 時
中央高齢・障害者相談課	毎週　火曜日と金曜日	
南高齢・障害者相談課	毎週　水曜日と金曜日	

※予約は不要です。直接窓口にお越しください。なお、混雑の状況によってはお待ちいただくこともあります。

・遠隔手話通訳サービス

設置窓口に手話通訳者が不在の場合、パソコンのビデオ機能を使って、他の区にいる通訳者につなぎ、通訳します。

・手話通訳者・要約筆記者の派遣

市役所・学校・病院等における相談・手続等、社会生活におけるコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

＜要約筆記の種類＞

手書き要約筆記	ノートテイク	聴覚に障がいのある方が1～2人で参加する場で、筆記者が聴覚に障がいのある方の隣に座り、紙などに要約筆記をする方法
	全体投影	聴覚に障がいのある方が多数参加する場で、要約筆記した内容をスクリーンに投影する方法
パソコン要約筆記	ノートテイク	聴覚に障がいのある方が1～2人で参加する場で、筆記者が聴覚に障がいのある方の近くで、要約筆記した内容をパソコンで見る方法
	全体投影	聴覚に障がいのある方が多数参加する場で、要約筆記した内容をスクリーンに投影する方法

※要約筆記とは、話されている内容をその場でペンや紙、パソコンなどを使って文字にして伝えることをいいます。

利用方法　利用する日の7日前までに申請書を提出してください。
相模原市役所ホームページから電子申請もできます。

窓　　口　高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階）　電話　(042)769-8355

ＦＡＸ　(042)776-3351（手話通訳者等派遣申請専用）

手話リンク〔令和８年７月開始〕

身

きこえない方（聴覚や発話に困難がある方）がスマートフォンなどから市役所に手話で電話できるサービスです。

利用方法　相模原市役所ホームページのフッターにある専用アイコンをクリックするとビデオ通話が繋がります。事前登録は不要です。

利用料　無料（インターネット通信料は自己負担）

窓　　口　高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらB館3階）　電話　(042)769-8355

その他の意思疎通支援など

名称	内容	窓口	ホームページなど
盲ろう者通訳・介助員の派遣	病院への通院や冠婚葬祭、官公庁での手続きなど、コミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。※事前登録要	〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県盲ろう者支援センター 電話　(0466)27-1911 FAX　(0466)27-1225 メール　haken@kanagawa-wad.jp 相談用電話　(0466)90-5727 相談用FAX　(0466)90-5727 相談用メール moro-sodan@kanagawa-wad.jp	
盲ろう者相談	盲ろう者に関する相談を行っています。※予約必要		
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	派遣依頼の申請により派遣決定を受けた方へ、外出の同行及び外出先でのコミュニケーションの支援を行う意思疎通支援者を派遣します。※事前登録要	神奈川県言語聴覚士会 メールアドレス ishisotsuu@kanagawa-slht.org ホームページ https://www.kanagawa-slht.org	
電話リレーサービス	きこえない方（聴覚や発話に困難がある方）ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。※事前登録要	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 電話　0120-528-071 FAX　03-6275-0913	
ヨメテル（文字表示電話サービス）	自分の声で相手先に伝え、相手先の声を最新のＡＩ(自動音声認識)または文字入力オペレーターが文字にして伝えてもらうサービスです。※事前登録要	一般財団法人 日本財団電話リレーサービス 電話　0120-328-123	
全身性障害者等入院時ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援事業	意思疎通が困難な脳性マヒ等の全身性障がい者や知的障がい者が病院に入院した場合に、日常の支援に携わっている事業所の職員をコミュニケーション支援員として派遣し、医療従事者（医師、看護師等）との意思疎通を図り、円滑な診療行為を受けられるよう支援します。※事前登録要	緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター 中央高齢・障害者相談課 南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	※家族等がコミュニケーション支援を行うことができる方及び重度訪問介護を利用している障害支援区分６の方は除く。
聞こえにくい方のためのコミュニケーション教室	自立や社会参加を目的とした聴覚障害全般の知識やコミュニケーション手段の一つである手話の講座、当事者同士の交流の場を提供します。	障害者支援センター松が丘園 〒252-0223 中央区松が丘 1-23-1 電話（042）758-2121 FAX（042）758-7070	※詳細内容については、広報さがみはら等でお知らせします。

障害者在宅福祉サービス総合利用登録

身 知 精

総合利用登録をしていただくことにより、次のサービスを受けることができるようになります。また、登録と同時に利用を始めることもできます。
①寝具乾燥消毒　②給食サービス　③緊急通報サービス

登録できる方
在宅福祉サービスの利用を必要とされる重度の障がい児者

手続き窓口
手帳

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

65 歳以上で介護保険の要介護 1 から 5 の認定を受けている方

【緑区の方】	【中央区の方】	【南区の方】
緑高齢・障害者相談課　高齢福祉班 （→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班 （→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 （→3 ページ）	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 （→3 ページ）

	サービス内容	利用できる方
①寝具乾燥消毒	事業者が家庭を訪問し、寝具（掛布団、敷布団、毛布）をお預かりして水洗い乾燥消毒を年 6 回行います。	重度障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級又は療育手帳 A1・A2）世帯に属する在宅で、水洗い寝具乾燥消毒の必要が認められる方
②給食	週 4 回以内、給食を自宅まで直接お届けします。 ※提供時間等は地区により異なります。 1 食あたり 500 円	重度の障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2 又は精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）で、ひとり暮らし又は家族等から食事の提供が受けられない状況にあり、自分で食事の支度をすることが困難な方
③緊急通報	在宅中の急病などの緊急時に、押しボタンで自動的に 119 番通報することができる装置をご自宅に設置します。	①ひとり暮らしの重度身体障がい児者（身体障害者手帳 1・2 級）及び重度身体障がい児者のみの世帯 ②常時注意が必要な重度身体障がい児者がいる世帯

①認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス　知　精

障がいや認知症のある方の行方がわからなくなったときに、ＧＰＳ端末を活用し、その居場所を家族等に伝えます。

利用者負担	機器のレンタル料として毎月 1,155 円 （市民税非課税世帯は 420 円、生活保護世帯は無料）
利用できる方	Ⅰ 在宅の方で、障がいがありサービスが必要と認められる方 Ⅱ 在宅の方で、介護保険の要介護・要支援認定を受け、認知症によりサービスが必要と認められる方

②認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワークシステム（見守りシール事業含む）知　精

障がいや認知症のある方の行方がわからなくなったとき、警察や交通機関、福祉関係機関等との連携により、早期発見を支援するネットワークです。また、希望者へは衣類や持ち物など様々な箇所へ貼り付け可能な二次元コードの見守りシールを発行します。シールを読み取り、専用のコールセンターに問い合わせすることで行方不明者の身元照会、家族への迅速な連絡等が可能となります。

手　続　き	ご本人の写真（できるだけ最近撮影したもの 6cm×6cm 以内、同じ写真でよい）を 5 枚ご用意ください。
①　②の窓口	障がいのある方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

認知症のある方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ） 城山福祉相談センター（→1 ページ） 津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ） 相模湖福祉相談センター（→1 ページ） 藤野福祉相談センター（→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 （→3 ページ）	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 （→3 ページ）

行方がわからなくなったときは警察署へ連絡しましょう。

警察署へ「行方不明者届」を提出してください。また、認知症高齢者・障害者等ＳＯＳネットワークシステムに登録をしている方は、その旨を伝えてください。

相模原警察署	生活安全第一課	電話(042)754-0110
相模原南警察署	生活安全課	電話(042)749-0110
相模原北警察署	生活安全課	電話(042)700-0110
津久井警察署	生活安全課	電話(042)780-0110

※　「ひばり放送」での捜索を依頼する場合は

警察署に「行方不明者届」の提出をして、「ひばり放送」を依頼してください。その後、警察から市への依頼により放送されます。連動して防災メールと tvk(テレビ神奈川)データ放送も配信されます。

※　「エフエムさがみ」での捜索を依頼する場合は

警察署に「ひばり放送」を依頼する際、あわせて依頼してください。
（直接エフエムさがみに依頼することも可能です）

エフエムさがみ	電話(042)776-3980

11. スポーツ・レクリエーション

神奈川県障害者スポーツ大会

身　知　精

参加できる方

次の全ての条件を満たす方
①市内に現住所を有する方、または市内の施設や学校等に入所・通所・通学している方
②毎年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者
③身体障がい者は身体障害者手帳の交付を受けた方。知的障がい者は療育手帳の交付を受けた方あるいはその取得の対象に準ずる障がいのある方。精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、または自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた方
※なお、身体障害者手帳の交付を受けた方のうち、内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害を除く）で交付を受けた方は参加することができません。

開催時期

フライングディスク競技会（身体／知的）	4月中旬
陸上競技会（身体／知的）	4月中旬
ボウリング競技会（知的）	4月下旬
アーチェリー競技会（身体）	4月下旬
水泳競技会（身体／知的）	7月上旬
卓球・サウンドテーブルテニス競技会（身体／知的／精神）	1月中旬
ボッチャ（身体）	2月下旬

※各競技会の開催時期は、年度により変更となる場合があります。

参加申込

公益財団法人神奈川県身体障害者連合会【大会事務局】
所在地：〒221-0825　横浜市神奈川区反町3-17-2　神奈川県社会福祉センター内
電話：(045) 311-8736
ホームページ：http://kanagawa-kenshinren.or.jp/works01_03.htm
※各競技の申込期限までに参加申込書を大会事務局へ郵送で提出してください。
なお、郵送での申込が困難な場合はスポーツ推進課（市役所第2別館4階）へご相談ください。
電話：(042)769-6140　ＦＡＸ：(042)754-7990
メールアドレス：sports@city.sagamihara.kanagawa.jp
※募集については、競技会ごとに、毎年2月～11月上旬に広報に掲載します。
※この大会は、全国障害者スポーツ大会の相模原市選手団の選手選考会を兼ねています。

神奈川県ゆうあいピック大会

知

参加できる方

毎年4月1日現在、神奈川県内に在住・在勤・在学及びこれらの経歴があり、試合当日県内の実施競技チームに在籍している12歳以上の知的障がい児者

開催時期

5月下旬から9月下旬
※大会の開催時期は、年度により変更となる場合があります。

種目

バスケットボール（団体）、サッカー（団体）、バレーボール（団体）、ソフトバレーボール（団体）、ソフトボール（団体）、ティーボール（団体）

参加申込

一般財団法人かながわパラスポーツ協会
所在地：〒251-0871　藤沢市善行7-1-2
県立スポーツセンターグリーンハウス内
電　話：(0466)83-0033
ホームページ：https://kanagawa-parasports.or.jp/wp/tournament/yuai

けやき体育館

身 知 精

障がいのある方のスポーツ、文化活動の拠点として、多くの団体やサークルに利用されています。また、個人向けにスポーツ講座や文化講座、イベント等を開催しています。

詳細はけやき体育館の定期刊行物や広報さがみはら、施設ホームページ等をご確認ください。

所在地	〒252-0236　中央区富士見 6-6-23
電話	(042)753-9030
FAX	(042)769-1200
ホームページアドレス	https://keyaki.sagamihara-shafuku.or.jp
SNS	@keyakitaiikukan(X（旧 Twitter）)

パラスポーツ用具貸出事業

市内におけるパラスポーツを通じた障がいの理解促進に資することを目的としたイベント等で使用する競技用車椅子やボッチャなどのパラスポーツ用具の無料貸出を行っています。

問合せ先	けやき体育館

障害者更生センター

身 知 精

障がい者やその家族が気軽に宿泊、休養できる施設です。宿泊費用等については、各施設にお問い合わせください。

名称	所在地	電話	FAX
横浜あゆみ荘	〒224-0062 神奈川県横浜市都筑区葛が谷 2-3	(045)941-8383	(045)941-3045
伊豆潮風館	〒413-0231 静岡県伊東市富戸字先原 1317-89	(0557)51-1504	(0557)51-3436
道後友輪荘	〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11	(089)925-2013	(089)925-2086

ほかほかふれあいフェスタ

市内の障がい者団体、ボランティア団体等で組織された実行委員会が主催し、障がいのある人もない人も共に生きるノーマライゼーションの考え方に基づき、障がい児者やボランティア活動等について正しい理解や認識を広めるとともに障がい児者やその家族、及び関係者などと市民との交流をとおして楽しい一日を一緒に過ごしていただくために実施しています。

開催時期	10 月頃、12 月頃（毎年実行委員会で決定されます）
窓口	ほかほかふれあいフェスタ実行委員会（相模原ボランティア協会内）
電話	(042)759-7982

12. 権　利　擁　護

障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）では、障がいのある人への不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供が禁止されています。

不当な差別的取扱い	障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること
合理的配慮の不提供	障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になり過ぎない範囲で、「社会的障壁」を取り除く配慮を行わないこと

相談窓口

●相模原市職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口
①職員が属する課・機関
②職員が属する各局の総務機能を有している課
③職員が属する各区の区政策課
④人事・給与課、コンプライアンス推進課

●民間事業者による障がいを理由とする差別に関する相談窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）
基幹相談支援センター、障害者相談支援キーステーション（→4 ページ）		
障害福祉相談員（→6 ページ）		
相談支援事業所（→7 ページ）		
高齢・障害者福祉課（市役所本館 4 階）　電話(042)707-7055		

障がい者の虐待防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、虐待の相談や通報を受付けます。

障がい者虐待の例

身体的虐待	障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。 また、正当な理由なく身動きが取れない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり（また、同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また、障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

相談、通報お問合せ

障がい者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、障がい者の安全を確保してください。

●障がい者福祉施設従事者等による虐待については、次の窓口へ

福祉基盤課（市役所本館4階）　電話(042)769-1394
相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

●養護者による虐待については、お住まいの地区を担当する次の各課へ

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

●使用者による虐待については、次の窓口へ

高齢・障害者福祉課（市役所本館4階）	電　話(042)707-7055
神奈川県障害者権利擁護センター	電　話(045)662-9534 ＦＡＸ(045)663-5080
相談時間：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時	

※養護者及び使用者による虐待に関する相談等については、市役所閉庁時（月～金曜日午後 5 時 15 分～翌日午前 8 時 30 分、土・日曜日、祝日）も受け付けます。
市役所代表電話（042）754-1111

市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンターで行う事業　身　知　精

	名称	内容	料金等	窓口
日常生活自立支援事業	福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス	利用者へ福祉サービスについての情報提供や助言を行います。また、契約時に作成する支援計画書に基づいて、日常生活に必要な預貯金の出し入れや公共料金等の支払を行います。	1 回 1,500 円 （生活保護世帯は月 2 回まで無料）	（中央区・南区の方） 市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター （→10 ページ） （緑区の方） 緑区事務所 （→10 ページ）
	書類等預かりサービス	金融機関の貸金庫にて、預貯金の通帳、年金証書、権利書、印章など大切な書類等をお預かりします。	月額 500 円 利用者都合による開封の場合 別途 500 円	
	権利擁護相談	弁護士による権利擁護相談を毎月第 4 火曜日（祝日の場合は、第 4 水曜日）に行います。	相談無料（1 人 40 分）、電話予約制	
成年後見制度利用促進事業	成年後見専門相談	司法書士や税理士、行政書士、社会福祉士による成年後見に関する相談を、毎月 4 回行います。	相談無料（1 人 30 分）、電話予約制	市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター （→10 ページ）
	講座等への専門職講師派遣	成年後見制度を学ぶ講座へ専門職を講師として派遣します。		
	受任調整会議	本人にふさわしい後見人等（市民後見人含む）候補者を検討・選定し家庭裁判所に対し候補者として推薦します。（ご本人に関わる支援機関からの書類提出が必要になります。）		

成年後見制度利用支援事業　知　精

知的障がい、精神障がい、認知症等の理由により、判断能力が十分ではない方の財産管理や福祉サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

市長申立ての対象者　後見等開始の申立てをする親族がいないなど、制度の利用が必要と認められる知的障がい者、精神障がい者、認知症のある方

費用等の助成の対象者　生活保護を受給している方又は費用の負担をすることが困難と認められる方

窓　　口

・65 歳未満の精神障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 津久井高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

・65 歳未満の知的障がい者の方

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター （→1 ページ）	中央高齢・障害者相談課 （→1 ページ）	南高齢・障害者相談課 （→1 ページ）

・認知症のある方、65 歳以上の知的障がい者の方、65 歳以上の精神障がい者の方

【緑区の方】
緑高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ）
城山福祉相談センター（→1 ページ）
津久井高齢・障害者相談課　地域・高齢福祉班（→3 ページ）
相模湖福祉相談センター（→1 ページ）
藤野福祉相談センター（→1 ページ）
【中央区の方】
中央高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ）
【南区の方】
南高齢・障害者相談課　高齢福祉班（→3 ページ）

13. その他の制度

郵便等による不在者投票制度

身

郵便等により、自宅などで不在者投票ができます。

利用できる方

①身体障害者手帳の障害の程度が次の方

両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級・3級
免疫・肝臓の障害	1級～3級

②戦傷病者手帳の障害の程度が次の方

両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症

③介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方

代理記載制度

上記①～③のいずれかに該当し、かつ身体障害者手帳の上肢若しくは視覚の障害が1級の方又は戦傷病者手帳の上肢若しくは視覚の障がいが特別項症～第2項症の方は、予め届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。

手続き

①郵便等投票証明書の交付手続き

身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証（いずれも写し可）を添えて、交付申請書（代理記載の申請以外は本人の署名が必要）を提出します。

この証明書の有効期限は7年間です。

②投票用紙等の請求手続き

各選挙の投票日の4日前の午後5時まで（必着）に郵便等投票証明書と投票用紙等請求書（代理記載の申請以外は本人の署名が必要）を提出します。

窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑区選挙管理委員会事務局 （緑区合同庁舎5階） 電話(042)775-8820 FAX(042)700-7002	中央区選挙管理委員会事務局 （市役所本館1階） 電話(042)769-9259 FAX(042)757-2941	南区選挙管理委員会事務局 （南区合同庁舎4階） 電話(042)749-2117 FAX(042)749-2116

代理投票と点字投票

身

代理投票

文字を書くことが困難な方は、申し出をすると、投票所の係員がご本人に代わって投票用紙に記入することにより投票ができます。

点字投票等

視覚に障がいのある方は、点字器（投票所に用意します）を使用し、点字による投票をすることができます。弱視の方など、投票用紙の記入欄が見えにくい方には記入補助具を用意しています。

問合せ先

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑区選挙管理委員会事務局 （緑区合同庁舎5階） 電話(042)775-8820 FAX(042)700-7002	中央区選挙管理委員会事務局 （市役所本館1階） 電話(042)769-9259 FAX(042)757-2941	南区選挙管理委員会事務局 （南区合同庁舎4階） 電話(042)749-2117 FAX(042)749-2116

東京電力　ファクスを利用した連絡受付サービス　身

転居による電気使用開始の手続きや、停電などの緊急な用件を受け付けます。

利用できる方	聴覚障がい者の方及び音声・言語機能障がい者の方
窓　　口	①ご使用開始・停止等のお申込み 東京電力エナジーパートナー株式会社 専用 FAX　(0120)993-011 ②停電・電柱・電線など設備に関するご用件 東京電力パワーグリッド株式会社 専用 FAX　(0120)995-606

ＦＡＸによる粗大ごみ個別収集申込み

粗大ごみ戸別収集をご利用の際は、電話、はがき、インターネットでお申込みいただいていますが、聴覚などに障がいのある方は、専用ＦＡＸもご利用いただけます。

申込み先	粗大ごみ受付事務所
ＦＡＸ	(０４２)７７４－９９８２

粗大ごみ福祉ふれあい収集

粗大ごみを屋外へ持ち出すことが困難な方に代わって、建物内から粗大ごみを運び出し、収集します。

対　　象	世帯全員が次の①～⑤のいずれかに当てはまる方で、建物外に粗大ごみを運び出すことが困難な状態にある方。 ①６５歳以上の高齢者 ②介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ③身体障害者手帳の交付を受けている方 ④療育手帳の交付を受けている方 ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
利用者負担	運び出しは無料　※収集運搬等に係る処理手数料は本人負担
手続き	粗大ごみ戸別収集を申し込む際にご相談ください。
注　　意	通常の収集より回数が少ないため、申込みから収集までに日数がかかる場合があります。(2か月前より受付可能)
窓　　口	粗大ごみ受付事務所
電　　話	(０４２)７７４－９９３３
ＦＡＸ	(０４２)７７４－９９８２　※聴覚などに障がいのある方専用のＦＡＸ番号です。

陽光園オモチャライブラリー　身　知　精

障がいの状態に適応したオモチャ、障がいに対する理解と知識を深めるための専門図書等の貸出しを行っています。

利用できる方	市内在住の障がい児者とその家族及び市内で活動する障がい児者に関係する団体
窓　　口	陽光園（中央区陽光台 3-19-2）　電話(042)756-8435

相模原市立児童発達支援センター（ひだまり）施設公開　身　知　精

保育月間さがみはらんど（11 月を予定）に合わせて、児童発達支援センター（ひだまり）の施設公開を行います。

窓　　口	児童発達支援センター（ひだまり）（中央区陽光台 3-19-2　陽光園内）
電　　話	(042)756-8419

視覚障害者情報センター

視覚障がいのある方などに点字図書・録音図書の貸出しを行っています。センターの蔵書にないものは、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ図書館」から取り寄せて貸出しをすることができます。また、リーディングサービス・対面音訳など各種サービスを行っています。

利用できる方	市内在住及び在勤・在学の方
開館時間	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時 ※休館日は土・日曜日、祝日、年末年始です。
所在地	〒252-5277　中央区富士見6-1-1　ウェルネスさがみはらA館2階
電話	(042)769-8275
FAX	(042)786-7665
ホームページアドレス	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/1006539.html

リーディングサービス・対面音訳　身

視覚障がいの方の希望に応じて、ボランティアが、書籍を音訳し CD 等に録音や、対面しての音訳をしています。各図書館にある対面朗読室もご利用いただけます。

窓口	視覚障害者情報センター	電話 (042)769-8275	FAX (042)786-7665
	市立図書館	電話 (042)754-3604	FAX (042)754-0746
	相模大野図書館	電話 (042)749-2244	FAX (042)749-2766
	橋本図書館	電話 (042)770-6600	FAX (042)770-6601

点訳・拡大写本サービス　身

視覚障がいの方の希望に応じて、ボランティアが書籍を点訳あるいは文字を拡大して写本しています。

窓口	視覚障害者情報センター（ウェルネスさがみはらA館2階）
電話	(042)769-8275
FAX	(042)786-7665

ことばの道案内提供事業　身

視覚に障がいがあり、地図を理解することが難しい人に、駅やバスの停留所等から目的施設までの道のりをことばで案内する道案内事業です。

道案内の内容はホームページで公開しており、音声ソフトの入ったパソコンや、音声機能付きの携帯電話等で、聞く事ができます。

ホームページアドレス	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/1016082/1006536.html

声の広報・点字版広報の配布

身

次のものを作成し、希望に応じて郵送で配布します。

配布物

〔録音版及び点字版〕

「広報さがみはら」、「さがみはら市議会だより」、市社会福祉協議会広報紙「社協さがみはらみんないいひと」、「選挙のお知らせ（啓発紙）」・「選挙のお知らせ版（選挙公報）」（選挙時に発行。録音版又は点字版の「広報さがみはら」を受領されている方へ配布）

〔録音版のみ〕

「健康さがみはら」（一般社団法人相模原市医師会発行）

なお、「広報さがみはら」につきましては、読み上げソフトをお使いの方などが音声で聞くことができる「テキスト版」を、相模原市のホームページに掲載しています。

利用できる方　市内在住の視覚に障がいのある方

窓口

広報さがみはら	広報課（市役所本館3階） 電話(042)769-8200
さがみはら市議会だより	議会局政策調査課（市役所本館2階） 電話(042)769-9803
健康さがみはら	一般社団法人相模原市医師会 電話(042)755-3311
社協さがみはらみんないいひと	市社会福祉協議会総務課 電話(042)730-3888
選挙のお知らせ（啓発紙） 選挙のお知らせ版（選挙公報）	選挙課（けやき会館4階） 電話(042)769-8290　FAX(042)750-3244

身体障害者補助犬の給付

身

利用できる方　視覚障害、肢体不自由、聴覚障害により日常生活に著しい障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている県内在住の方で所定の訓練を経て、身体障害者補助犬の使用が適当と認められる方

費用　訓練時の飲食費等について自己負担あり

留意点　希望者多数の場合は、給付が翌年度以降になる場合もあります。補助犬の種類は盲導犬、介助犬、聴導犬です。

窓口　神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課　社会参加推進グループ

所在地　〒231-8588　横浜市中区日本大通1

電話　（045）210－1111（代表）内線4709

ＦＡＸ　（045）201－2051

※補助犬の使用又は同伴に関する苦情の申出窓口は市高齢･障害者福祉課になります。

身体障害者補助犬の診療費助成

身

公益社団法人神奈川県獣医師会会員の病院で受診する場合に、診療費の一部を助成します。

利用できる方　神奈川県内（横浜市、川崎市を除く）在住の身体障害者補助犬及びそのリタイア犬の使用者

窓口　公益社団法人神奈川県獣医師会

所在地　〒251-0024　藤沢市鵠沼橋1-16-14　ヤマキビル3-A

電話　（0466）86－5077

ＦＡＸ　（0466）86－5078

磁気誘導ループ等の補聴支援

身

難聴の方に対し、市では以下の施設に磁気誘導ループなどの補聴支援機器を設置しています。
使用の希望や相談は、各施設の連絡先にお問い合わせください。

施設名	設置場所等	方式	連絡先
緑区合同庁舎	集団指導室１・２	設置型磁気ループ	緑区役所区政策課 ＦＡＸ（042）700-7002 電　話（042）775-8802
	健康増進室	携帯型磁気ループ	
	機能訓練室	携帯型磁気ループ	
	情報交換ルーム	携帯型磁気ループ	あじさい会館　緑分室 ＦＡＸ（042）774-7160 電　話（042）775-1761
	高齢者交流室	携帯型磁気ループ	
もみじホール城山 （城山文化ホール）	多目的ホール	赤外線方式	事務室 ＦＡＸ（042）783-5296 電　話（042）783-5295
相模原市民会館	ホール	ＦＭ方式	事務室 ＦＡＸ（042）753-2000 電　話（042）752-4710
	会議室	携帯型ＦＭ方式	
あじさい会館	管理事務室保管	携帯型磁気ループ	管理事務室 ＦＡＸ（042）759-4815 電　話（042）759-3963
南保健福祉センター	情報交換ルーム	設置型磁気ループ	あじさい会館　南分室 ＦＡＸ（042）748-4419 電　話（042）765-7085
	高齢者交流室	設置型磁気ループ	
相模女子大学グリーンホール （相模原市文化会館）	大ホール（一部）	設置型磁気ループ	管理事務室 ＦＡＸ（042）749-2772 電　話（042）749-2200
ユニコムプラザさがみはら （市民・大学交流センター）	事務室保管	携帯型磁気ループ	事務室 ＦＡＸ（042）701-4371 電　話（042）701-4370

ストーマ用装具保管事業

人工肛門や人工膀胱を保有する方々が、災害時にストーマ用装具の持ち出しができなくなった場合に備えて、ストーマ用装具を保管します。

保管場所

緑区	相模原市緑区合同庁舎	緑区西橋本 5-3-21
	相模原市城山総合事務所	緑区久保沢 1-3-1
	相模原市津久井保健センター	緑区中野 613-2
	相模原市相模湖総合事務所	緑区与瀬 896
	相模原市藤野総合事務所	緑区小渕 2000
中央区	相模原市立療育センター陽光園	中央区陽光台 3-19-2
	相模原市立障害者支援センター松が丘園	中央区松が丘 1-23-1
南区	相模原市南保健福祉センター	南区相模大野 6-22-1

問合せ先

【各区共通】高齢・障害者支援課（ウェルネスさがみはらＢ館３階）
電話(042)769-8355

人工呼吸器使用者非常用電源給付事業

在宅で人工呼吸器を利用している方に対し、災害時の備えとして、非常用電源装置確保の支援を行います。所得に応じて自己負担が生じる場合があります。

利用できる方	次の条件のいずれにも該当する方 （１）相模原市に住所を有し長期入院や施設入所をしておらず在宅で生活している （２）常時または睡眠時に継続して人工呼吸器（睡眠時無呼吸症候群の方等の CPAP 使用は対象外）を使用している
手　続　き 市ホームページ	市ホームページから様式を取得し、購入前に以下の必要書類を窓口へ提出してください。 ①申請書（第１号様式） ②見積書（第２号様式） ③購入予定の非常用電源の仕様が確認できるもの（カタログコピーなど） ④医師の意見書等（第３号様式） ※ただし、小児慢性特定疾病医療受給者証又は指定難病医療受給者証にて人工呼吸器使用の旨が確認できる場合は医療証の写しを医師の意見書に代えることができます。 ⑤市町村民税課税（非課税）証明書 ※市外から転入し、相模原市で税情報が確認できない方のみ
窓　　口	高齢・障害者福祉課障害福祉班（市役所本館４階）（電話 042-707-7055）

（広告）

生活福祉資金　身 知 精

他の機関等からの借入が困難な世帯を対象に、障がい者用自動車の購入や住宅の増改築及び補修、あるいは技能を習得するために必要とする資金などについて相談・貸付けを行います。貸付には条件や世帯収入の基準などがあります。また、申込後に貸付についての審査を行います。

窓　　口	市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター 及び緑区事務所・南区事務所（→10 ページ）

福祉用具の貸出等

外出時の移動補助や制度利用を開始するまでのつなぎ等のため、福祉用具の無料貸出しを行っています。

無料貸出期間	車いす（自走式・介助式）：2 週間以内 松葉杖・ロフストランドクラッチ：2 か月以内
窓　　口	市社会福祉協議会中央ボランティアセンター 及び各区ボランティアセンター・地域事務所（→10 ページ）

ボランティア活動

趣味活動のお手伝いや外出の付添い、話し相手等、ボランティアの紹介を希望する方の相談・援助を行います。また、ボランティア活動を希望する方への活動紹介や登録、各種ボランティア講座の開催も行っています。

窓　　口　市社会福祉協議会

事務所	電　話	ＦＡＸ
緑ボランティアセンター	(042)775-1761	(042)774-7160
城山地域事務所	(042)783-1212	(042)782-4050
津久井地域事務所	(042)784-3393	(042)784-6142
相模湖地域事務所	(042)649-0202	(042)649-0200
藤野地域事務所	(042)687-3361	(042)687-4049
中央ボランティアセンター	(042)786-6181	(042)786-6182
南ボランティアセンター	(042)765-7085	(042)748-4419

ふれあいサービス（有料の家事援助サービス）　身 知 精 難

利用できる方	高齢、障がい、傷病、出産、ひとり親世帯等で家事援助等の支援が必要な世帯
サービス内容	ふれあいサービス相談員が利用会員を訪問し、サービスに関する相談や日常生活上の相談・助言、他の機関や制度の紹介などを行います。 協力会員が利用会員を訪問し、主に次のような家事援助等の支援を行います。 買物・調理・掃除・洗濯・通院、外出付添・話し相手・見守り　など
利用時間	<基本時間>月～金曜日：午前9時～午後5時 <超過時間>月～金曜日：午前7時～9時・午後5時～7時 土曜日・日曜日、祝日及び年末年始：午前7時～午後7時
利用料金	基本時間　30分　450円／超過時間　30分　500円　／交通費負担
会費	利用会員　年間　1,500円
協力会員	20歳以上の市民で熱意をもってサービスを提供できる人（資格は、問いません。）
窓　　口	市社会福祉協議会事務所（ふれあいサービスセンター）　電話(042)756-5098 城山地域事務所・津久井地域事務所・相模湖地域事務所・藤野地域事務所・南区事務所（→10 ページ）

14. 就　　学

就学相談

障がい等により個別に配慮を要する次年度就学児及び在学児童生徒の就学や教育に関する相談を行っています。

窓　　口 ｜ 教育委員会支援教育課（→6 ページ）

＊通常の学級
大きな集団で学び、一斉指導が中心となります。必要に応じて保護者の送迎により、週 1 回程度、個に応じた通級指導教室（きこえとことばの教室・サポートルーム）を利用することもできます。

＊特別支援学級
地域の学校に設置されており、知的、自閉症・情緒、肢体不自由、病弱、弱視、難聴の種別があります。学級は少人数で、個別の指導計画にそって学習を進めます。お子さんの状況等により、学習参加や学校行事など、同じ学校内の通常の学級との交流もあります。

＊特別支援学校
より支援の必要なお子さんに対して、少人数で個々に合わせた指導をしています。
知的、肢体不自由、病弱、視覚、聴覚の部門があります。市内には県立の相模原支援学校・相模原中央支援学校・津久井支援学校があります。

（広告）

ふくろうの家で集まろう　♡和♡笑おう！
聴覚障がい者向け手話で語りながらお互いに助け合ったり、
工夫したり、改善したり。障がいを持っていても自立できるよう、
楽しい日々を送れるよう、私たち「ふくろうの家」がサポートします。
ふくろうの家
就労継続支援Ｂ型事業所
合同会社ＤＥＡＦ　ＬＩＦＥ
〒252-0237　相模原市中央区千代田 1-6-8　オアシス相模原ビル 202
TEL: 050-3623-9726 FAX: 042-813-4961
SMS: 09035395860 Email: llc.deaf.life.office@gmail.com

15. 就　　労

ハローワークの職業相談・紹介　身 知 精 難

障がいのある方に対して、求職登録後、公共職業訓練のあっせん、各種支援策を活用し、職業相談、職業紹介を行っています。

なお、毎月第1・第2・第3木曜日午前10時～正午は、手話協力員の設置があります。

窓　　口	ハローワーク相模原（→11ページ）

障害者支援センター松が丘園・けやき体育館・緑障害者相談支援キーステーションの就労相談等　身 知 精 難

原則として市内在住の障がいのある方で、就労を希望される方を対象に、就労に関する相談、適性にあった就労先の開拓・紹介、職場実習への同行、職場定着のための定期訪問などの援助を行います。

相談窓口	相模原障害者就業・生活支援センター 就労援助センター 相模原無料職業紹介センター松が丘園 障害者地域就労援助・けやき相談センター
申込先	障害者支援センター松が丘園（→4ページ） 緑障害者相談支援キーステーション（→4ページ） けやき体育館（→69ページ）

神奈川障害者職業センター　身 知 精 難

就職や復職を希望する障がい者や、障がい者の雇用に取り組む事業主等に対し、以下の支援を行っています。

・職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画の策定
・職業準備支援（作業支援・講座等の精神・発達・高次脳機能障がい者向けのプログラム）
・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
・職場復帰支援（リワーク支援）
・事業主に対する障がい者の雇用管理等についての相談・援助
　※　相談は予約制です。

所在地	〒252-0315　南区桜台13-1
電話	(042)745-3131
FAX	(042)742-5789
メールアドレス	kanagawa-ctr@jeed.go.jp
開庁時間	午前8時45分～午後5時（土日祝・年末年始休暇を除く）

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　神奈川支部　高齢・障害者業務課

障害者雇用納付金制度に基づく納付金の申告ならびに調整金・報奨金等の申請受付、助成金の申請受付、障害者職業生活相談員資格認定講習、地方アビリンピック等の啓発活動業務を実施しています。

所在地	〒241-0824　横浜市旭区南希望が丘78番地
電話	(045)360-6010
FAX	(045)360-6011
ホームページアドレス	https://www.jeed.go.jp/location/shibu/kanagawa

神奈川障害者職業能力開発校　身　知　精

身体・知的・精神障がいのある方が、就職に必要な知識・技術・技能を習得し社会参加と職業的自立ができるように、訓練を行っています。

コース名	対象(当該の手帳がある方)	期間	開始時期
総合ＣＡＤ	身体・精神	1年	4月
総合ＣＡＤ短期	身体・精神	6か月	4月・10月
ＩＴチャレンジ	身体・精神	1年	4月・10月
Ｗｅｂ・ＤＴＰ制作	身体・精神	1年	4月
ビジネスサポート	身体（視覚）	1年	4月
ビジネスキャリア	身体・知的	1年	4月
総合実務	知的	1年	4月
ビジネス実務	精神※	6か月	4月・10月
サービス実務	精神※	6か月	4月・10月

※統合失調症、そううつ病、てんかんの診断を医師から受けている方を含みます。

また、地域の企業、社会福祉法人、ＮＰＯ等の多様な委託先を活用して、障がい者の能力、適性及び障がい者の雇用ニーズに対応した様々な委託訓練も実施しています。詳細については、下記問合せ先へご連絡ください。

所在地	〒252-0315　相模原市南区桜台13-1
問合せ先	神奈川障害者職業能力開発校 または ハローワーク相模原（→11ページ）
電話	(042)744-1243
ＦＡＸ	(042)740-1497
ホームページアドレス	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f3e/kanakou/

職業訓練法人　神奈川能力開発センター　知

社会人として必要な労働習慣や社会性を、集団生活を通して身につけ、一人ひとりの適性や能力に応じた職業的自立を目指す職業訓練を実施します。

また、全寮制による集団生活を通して協調性と身辺自立、社会参加に必要な生活習慣を身に付けます。

利用できる方	知的障がい者と判定された方。 義務教育修了（修了見込み）以上25歳未満で、働いた事がない又は働いた経験が少ない方。 詳しくは下記問合せ先までご連絡いただくか、当センターの募集案内もしくはホームページをご参照ください。

科			定員	期間	訓練内容
二年間の内容	一年次	認定職業訓練 職業基礎科	30名	1年	基本的な知識、技能を身に付けると共に、体力の向上および、加工技術、施設管理、物流販売、パソコン作業等の基本を学び、職業的自立を目指します。
	二年次	公共職業訓練（委託） 総合加工技術コース 施設管理技術コース 物流販売技術コース	 10名 10名 10名	1年	本人の希望、1年次の訓練状況における適性等により、3コースに分かれ総合加工技術、施設管理技術、物流販売技術のいずれかを専攻して専門的な知識、技能を学び職業人としてのマナーを身に付け、一般就労を目指します。

所在地	〒259-1101　伊勢原市日向496番地
問合せ先	神奈川能力開発センター
電話	(0463)96-4555
ＦＡＸ	(0463)96-4593
ホームページアドレス	http://www.noukai.ac.jp

16. 防　　災

災害時の避難情報について　身 知 精 難

災害の危険が迫って避難が必要になった場合には、次の３つの避難情報が発令されます。浸水や土砂災害の危険がある地域にお住まいで避難に時間を要する方は、警戒レベル３「高齢者等避難」が発令された時点で避難を開始するなど、早めの避難を心がけましょう。

窓　　口	危機管理統括部（消防指令センター3 階）
電　　話	(042)707-7044
ＦＡＸ	(042)769-8326

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	市民等が取るべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫している状況	命の危険が迫っていることから直ちに身の安全を確保する必要があります。 身の安全を可能な限り確保するため、少しでも浸水しにくい高い場所や崖から離れた部屋など安全な場所に直ちに移動することなどが必要です。
4	避難指示	災害の発生するおそれが高い状況	危険な場所から全員避難する必要があります。
3	高齢者等避難	災害の発生するおそれがある状況	高齢者や障がいのある方など避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する必要があります。

避難する場合は、その場を離れ、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本となります。ただし、次の３つの条件が満たされている場合は、住居者等が自らの判断で、上階への移動や高階層に留まる「屋内安全確保」という避難行動をとることも可能です。

１．　自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。
２．　自宅・施設等に浸水しない居室があること。
３．　自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる支障（食料等の確保が困難。電気等が使用できなくなる。）を許容できること。

日ごろからの心構え

○ハザードマップで自宅やその周辺の危険な場所を確認

ハザードマップを見て、自宅やその周辺に浸水や土砂災害の危険がないか確認しましょう。

また、避難する場所を決めておき、避難場所まで安全に避難できる経路も考えましょう。

○避難するタイミングを決めておく

どの警戒レベルで避難を開始するか、あらかじめ決めておきましょう。特に、お身体の不自由な方やその支援者の方は、移動時間を考えて早めに避難することを考えましょう。

○気象情報や避難に関する情報を入手する手段を確保

大雨や台風に関する情報、避難情報、避難場所の開設情報など、安全に避難するために必要な情報を確実に入手できるようにしましょう。

なお、避難情報はひばり放送、防災メール等によって発信します。

※具体的な情報入手方法については次のページにて

さがみはらメールマガジン「防災」

身 知 精 難

相模原市では、ひばり放送の内容や気象警報などの防災情報を事前に登録したメールアドレスに配信するサービスを提供しています。防災に関する正確な情報を入手し、自分自身やご家族の安全を守るためにも、ぜひ登録をお願いします。

窓　口	危機管理統括部（消防指令センター3 階）
電　話	(042)707-7044
ＦＡＸ	(042)769-8326

【登録方法】

① 受付用アドレス（sagamihara@cousmail-entry.cous.jp）に空メールを送信してください。

② 返信されたメールの本文に書いてあるリンク先のページで、希望するメールの種類、配信地域等を設定すると登録完了です。

※ 迷惑メール防止設定をされている場合は、市からの配信アドレス sagamihara@info.cous.jp を設定から解除してください。

ご利用上の注意事項

・端末の機種や利用環境(icloud など)により、登録ができない場合やメールの遅延が発生する場合があります。

・通信料は利用者負担となります。

さがみはら防災ガイドブック（点字版・録音版）

身

防災に関する情報等が掲載されている「さがみはら防災ガイドブック」について、点字版・録音版を作成しました。危機管理統括部窓口のほか、点字版は各地区の高齢・障害者相談課や図書館、録音版は視覚障害者情報センターで閲覧ができます。

窓　口	危機管理統括部（消防指令センター3 階）
電　話	(042)769-8208
ＦＡＸ	(042)769-8326

重ねるハザードマップ

身

国土交通省の「重ねるハザードマップ」は、住所入力や現在地検索をした地点において想定される災害の危険性等が自動的に文章で表示されますので、目の不自由な方でもスマートフォンの音声読み上げ機能やパソコンの音声読み上げソフトを利用することで災害のリスクを知ることができます。

窓　口	危機管理統括部（消防指令センター3 階）
電　話	(042)769-8208
ＦＡＸ	(042)769-8326

各種防災情報確認サービス

身 知 精 難

ひばり放送等の防災情報を確認する手段は、防災メール以外に次のものがあります。皆さまのライフスタイルに合った、使いやすい確認手段をご利用ください。

① テレビ神奈川（tvk）データ放送
ひばり放送の内容や防災情報を確認できます。（無料）
「地デジ３チャン、ｄボタンでミドリ」で覚えましょう！
テレビ神奈川（tvk）の画面からリモコンのｄボタンを押します。

② 相模原市ホームページ
トップページ画面に表示されているひばり放送をクリックすると、過去の履歴を確認できます。（PC・携帯共通）
ホームページアドレス　https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/

③ ひばり放送テレホンサービス
電話でひばり放送の内容を聴くことができます。（自動音声）
電話 050-1807-3388（通話料有料）

④ J:COM と連携した防災情報サービス
ケーブルテレビ回線を利用して、ひばり放送の内容を聞くことができます。詳細は、下記問合せ先へ。※一部地域のみ
カスタマーセンター 電話（0120）999-000（9 時～18 時）

⑤ スマートフォンアプリ『Yahoo!防災速報』
災害に関する情報や避難所の開設情報、市からの情報等が確認できます。

⑥ スマートフォンアプリ『スマ保災害時ナビ』
避難情報や気象情報を受け取れるほか、GPS を使用して地図上に避難所やハザードマップを表示できます。
また、多言語にも対応しています。

⑦ X（旧ツイッター）
地震、災害等に関する情報、避難情報等を確認できます。
アカウント名　相模原市災害情報（@sagamihara_kiki）
※情報提供の方法は、発信のみ。

⑧ 相模原市 LINE 公式アカウント
ひばり放送の内容や防災情報を確認できます。

⑨ ラジオ『FM HOT 839』（エフエムさがみ）
災害時には緊急放送に切り替わり、「ひばり放送」の内容を放送します。

窓　　口	危機管理統括部（消防指令センター3 階）
電　　話	(042)707-7044
ＦＡＸ	(042)769-8326

１１０番通報システム

身

① 110番アプリシステム

このシステムは、警察庁が開発し、事件事故の発生（通報）場所を管轄する都道府県警察に通報するもので、スマートフォン等を使って警察官と文字による対話で110番通報をすることができます。

・スマートフォンの場合
iPhoneの方はAPPStoreから、Androidの方はGooglePlayから「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。

・フィーチャーフォン（ガラケー）の場合
「https://mobile110.npa.go.jp」にアクセスしてください。

② FAX110番

下記事項等を用紙に記載して、専用FAX番号に送信します。

記載項目　いつ（何時ころ？何分くらい前？）
どこで（住所、周囲の目標物など）
何が起きたか（事件・事故名、発生状況等）
通報者の住所、氏名、年齢、FAX番号等

FAX番号　(0120)110221（フリーダイヤル）（又は(045)211-0110（有料））

利用できる方	聴覚や言語に障がいのある方
窓　　口	神奈川県警察本部地域部通信指令課
電　　話	(045)211-1212（内線3631）

１１９番通報サービス

身

火災や救急などの際、携帯電話やパソコン、ＦＡＸを使用して、音声によらない１１９番通報をすることができます。

※市ホームページの「消防情報」→「119番通報等案内」から事前登録や詳細の確認が行えます。

※１１９番通報時に通報者からの要請に基づき、搬送先の医療機関へ手話通訳者を派遣できます。なお、手話通訳者の派遣は、搬送先医療機関や手話通訳者の状況により派遣できない場合があることをご了承下さい。

【メール１１９】※利用を希望される方は事前登録が必要です。

携帯電話やパソコンのＥメールを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。

【ＦＡＸ１１９】

ＦＡＸを利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。利用方法は、ご自宅などのＦＡＸを使用し、下記必要項目を記載した用紙をセットして、『１１９』をダイヤルし、送信してください。

【ＦＡＸ内容への必要項目】
①災害場所（住所、目標物）
②通報者の氏名、ＦＡＸ番号
③何が起きたのか（火災？救急？）
④災害の内容（何が燃えているのか、どこが痛いのかなど）
⑤手話通訳者の派遣希望

【ＮＥＴ１１９】※利用を希望される方は事前登録が必要です。

スマートフォン等の携帯端末を利用して火災や救急などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。

利用できる方	音声による１１９番通報が困難な方
窓　　口	消防局警防部指令課（消防指令センター2階）
電　　話	(042)751-9111
Ｆ　Ａ　Ｘ	(042)751-9284

災害時における障がい者支援

身 知 精 難

市障害児者福祉団体災害対策合同委員会では、災害時における障がい者支援のために、障がい者向けと市民向けの２種類の啓発パンフレットを作成しました。

NPO 法人れんきょうが希望者へ送付しています。

相模原市公式ホームページからパンフレットをダウンロードできます。

ホームページ	https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kosodate/fukushi/1026641/shogai/1006423.html
窓口	NPO 法人れんきょう（相模原市障害児者福祉団体連絡協議会）
電話	(042)755-5282

【障がい者向け（黄色地）】
普段から準備しておくことや災害時の留意事項、救護所一覧を掲載。本人情報が記入できます。

【市民向け（白地）】
災害時の障がい者が共通して困ること、並びに障がいの種別毎に市民の皆さんにお願いする支援の仕方などを掲載しています。

17. 障　が　い　者　団　体

障がい児者福祉団体連合組織

複数の障がい児者福祉団体で構成される連合組織です。

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
ＮＰＯ法人れんきょう（相模原市障害児者福祉団体連絡協議会）	鈴木　秀美	〒252-0236　中央区富士見6-1-20　あじさい会館4階福祉団体室 電話･FAX（042)755-5282
	市内障がい児者福祉団体10団体（**以下※印の団体**）が加盟。障がいのある人が自分らしく安心して暮らせる社会を実現するため、市内の障がい児者福祉団体が障がいの種類の枠を超えて連携し、市民の障がいに対する理解の増進並びに障がい福祉の充実・向上を図るべく各種行事、講演会、研修会、ホームページによる情報発信、市行政との懇談・協議、機関紙の発行等を実施。	
※ 相模原市 身体障害者連合会	小出　庄作	〒252-0226　中央区陽光台1-1-1 デュオセーヌ1014 電話･FAX（042)854-3030
	市内身体障がい者福祉団体３団体（**以下☆印の団体**）が加盟。当事者団体相互の親睦融和と障がい者福祉の向上のため、定例会、障害者作品展、歩行訓練会、懇親会、講演会等を実施するほか、障がい者福祉への啓発活動、障がい者スポーツ大会や練習会、県身連事業参加、市及び関係機関の審議会等へ参加。	

障がい児者福祉団体

会員相互の親睦を図り、障がい者福祉の向上のため、さまざまな調査研究活動、社会参加を促進するための活動に取り組む団体です。

（身体障がいに係る団体）

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
障がい者が 地域で生きる会	猿渡　達明	〒252-0226　中央区陽光台3-15-29 電話（042)759-1683　　FAX　(042)855-1684
	誰もが暮らしやすい地域社会をつくるため全身性障がい者等の生活基盤の確立のための学習会、話し合い・連携活動等を実施。	
☆ 相模原市 肢体障害者協会	吉原　君子	〒252-0243　中央区上溝5-1-9ダイアパレス502 電話･FAX（042)760-4921
	月例役員会、歩行訓練、障害者作品展、研修会、懇親会、賀詞交歓会、障がい者スポーツ大会参加、男女参画教養教室、県身連事業参加、社会見学(日帰り・年１回)等を実施。	
※ 天命会	安部　博之	〒252-0236　中央区富士見6-1-20　あじさい会館4階　れんきょう内 電話･FAX（042)755-5282
	銀河アリーナ売店運営、れんきょうの活動参画	
※ 相模原失語症友の会	陰山　誠人	〒252-0334　南区若松5-20-37　電話（042)741-6573
	定例会（南地区・中央地区・合同)、会報発行、文集・作品集の発行、バスハイク、音楽療法等を実施。	
☆ 相模原市 視覚障害者協会	宇都木　茂	〒252-0335　南区下溝1559-1　　電話　090-3048-5289
	視覚障がい者がより豊かで安全な社会生活を送るための運動を展開するとともに、みんなで「元気に、仲良く、楽しく」をモットーに、社会見学、研修会、ボランティアとの交流会のほか、パソコン、大正琴、コーラス、ヨガ、編み物、ブラインドテニス、サウンドテーブルテニス、シニア向けや若者向けのおしゃべり会等の文化・スポーツ活動を実施。	

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
※ 相模原市腎友会	大泉　渉	（事務局）二ノ宮　美和子　　電話（042)778-5688
	福祉施策維持向上、医療・栄養講演会、相談会、災害対策、親睦日帰り旅行、調査活動、機関紙発行等を実施。市主催の健康フェスタに協力。	
※ 相模原市 聴覚障害者協会	久保　博	〒252-0253　中央区南橋本1-2-21　　FAX（042）812-9128
	研修旅行、交流会、学習会、講演会、手話講座の指導、機関紙発行、地域貢献活動等（中失難聴部、野球部あり）を実施。	
☆ （特非）相模原市 難聴者協会・土の会	土屋　和代	〒252-0144　緑区東橋本3-2-7-215 FAX（042)851-3988　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kazuyo-kazuyo-kazuyo@nifty.com
	中途失聴・難聴者と支援者等の構成団体。活動は毎週土曜日。会員同士による手話勉強会、バス旅行や講演会、手芸・調理教室等を開催（すべて要約筆記付)。市要約筆記者養成講座への協力等を実施。	

（知的障がい・発達障がい等に係る団体）

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
あすなろ会	小林　茜	sagami.asunaro0321@gmail.com
	育児や療育に関する情報交換や、レクリエーションとしてピクニック、キャンプ、夏まつりやクリスマス会など、月1回活動しています。	
エンジェル会	海野　由美子	電話(042)733-3101
	社会参加・親の学習活動、ダンスレッスン（ソレイユさがみ)【ダウン症・10代～30代】	
※ 相模原市 自閉症児・者親の会 （相模原やまびこ会）	鈴木　秀美	（事務局）野口　和代 〒252-0211　中央区宮下本町3-33-15　　電話（042)772-5935
	作品展、講演会、座談会、勉強会、研修旅行、定例会、会報発行、ホームページ運営等各種行事を通じ、会員相互の親睦と障がいの正しい理解の啓発活動を実施。	
※ (一社)相模原市 手をつなぐ育成会	三宮　隆志	〒252-0243　中央区上溝1887-1　　電話･FAX（042)759-4310
	知的障がい児者の保護者の団体。知的障がい児者の援護育成と福祉向上のため、青年学級、余暇活動、障害福祉サービス事業等（もみの木ホーム、もみの木Ｓ、生活ホームフロイデ）を実施。ホームページ　http://sagamihara-ikuseikai.com/	
わたげ	齊藤　雅子	電話 090-9398-3300
	相模原市小・中学校支援級卒業生の親の会。南保健福祉センター2階情報交換ルームにて情報交換会（月1回)、親子イベント、講演会等を実施。	
NPO 法人ぴあっと	五十嵐 舞子	〒252-0135　相模原市緑区大島3197-5　電話042-816-3050 メールアドレス　info@npo-piatto.jp
	発達にゆっくりさや、凸凹があるお子さんと、そのご家族の“あったらいいな”をカタチにする団体です。お話会や講座開催、情報サイトみかたの運営、学校への出前授業、相模原市療育施設マップの作成などを行っています。詳しくは「ぴあっと」で検索してください。	

（精神障がいに係る団体）

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
※ あしたば会 （相模原市精神障がい者仲間の会）	三好　一郎	〒252-0206　中央区淵野辺 4-15-6 ヴィーナス 2 階（地域活動支援センターカミング内）電話(042)759-5117　FAX(042)759-5118
	ピアサポート活動、レクリエーション、交流会、フリースペースみーと等、社会活動、機関紙発行、フットサルあしたば FC 等を実施。	
ボルトナット会	廣田　靖雄	〒252-0136　緑区上九沢 4 番地市営上九沢団地 C-603 電話 090-1265-4400
	精神障がい者の親睦と協調の活動、定例会月 1 回（津久井文化福祉会館）	

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
※ みどり会 （相模原市精神保健福祉家族会みどり会）	定形　和子	電話　090-5581-1249
	精神医療の充実による精神障がい者の回復促進と福祉の増進並びに社会参加の促進を図ることを目的とし、月次例会（話し合い・学び合い）、会報・月報発行、講演会等を実施。 例会場所：奇数月は南保健福祉センター、偶数月はあじさい会館	
四つ葉会	事情により、掲載していません。	
	精神障がい者をもつ、家族の悩み、苦しみ等を話し合い、勉強することを目的とする。定例会は特に定めず緑区三ケ木の生涯学習センターで不定期に活動。	
オンリーワン	菊岡　正文	電話　080-4709-7138　メールアドレス　yokonami2353@gmail.com
	ピアサポート活動を通じて、精神障がい者、発達障がい者の病気、日頃の悩み、ストレス、仲間作りを参加者で共有していきます。第３土曜日の午後、奇数月は中央区のあじさい会館で、偶数月は南区の南区地域福祉交流ラウンジで茶話会を開催しています。	

スポーツサークル

主に障がい者のスポーツ活動に取り組む団体です。

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
相模原市身体障害者アーチェリー「けやきクラブ」	小泉　茂	電話 090-9371-7455
	身体障がい者のアーチェリー、毎週火曜日（けやき体育館）夜間実施	
相模フォース SAGAMI FORCE	及川　康弘	電話 090-3498-7339
	車いすバスケットボール、毎週月・水・金曜日、夜間実施（けやき体育館）	
NPO法人 Spitzen Performance チャレンジドチア Rainbows	多田　久剛	電話（042)715-4522
	障がいのある子どもたちのチアリーディングチーム	

支援者団体

障がい福祉事業所等で構成され、障がい児者福祉団体等と連携を図りながら障がい者福祉の向上を目的とする団体です。

団体名	代表者名	連絡先
	主な活動内容等	
相模原市障害者地域作業所等連絡協議会	柳谷　守	〒252-0223　中央区松が丘1-23-1（松が丘園内） 電話（042)758-2121　音声コード2　FAX（042)758-7070
	市内の障害福祉サービス48事業所が加盟。社会的不利益がまだ残っている現状を少しずつ改善していく為に活動。日中の活動の場や働く場作りをはじめとし、就労や余暇活動、自立生活活動等の個々の課題に取り組む。バオバブを運営。レクリエーションも実施。	
相模原市障害福祉事業所協会	西村　三郎	〒252-0244　中央区田名7236-3（やまびこ工房） 電話（042)760-1033
	市内の障害福祉事業所相互の連携と共通課題の研究協議、情報交換、研修等の実施。	
※(福)相模福祉村	赤間　源太郎	〒252-0244　中央区田名6769番地 電話（042)761-7788　　FAX　(042)763-3318
	障がい児者の生活向上のため、24時間支援の入所施設を拠点とした地域のサポート、自治会等市民団体との連携による地域活動、相談支援、日中活動、放課後等デイサービス、グループホーム、児童発達支援の運営等を実施。	
（一社）全国障害学生支援センター	殿岡　翼	〒252-0318　南区上鶴間本町 3-14-22　田園コーポ３号室 電話（042）746-7719
	障がいのある方の教育環境の向上のため、障がい学生支援に関する相談・情報提供、障がい学生に関する調査、障がい学生交流会、障がい学生支援に関する啓発・広報を実施。	

18. 市内の指定自立支援医療機関

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

医療機関名	所在地	電話	担当する医療
相原病院	緑区相原5-12-5	(042)772-3100	腎
麻溝じんクリニック	南区下溝756-6　3階	(042)777-8020	腎　（更生医療のみ）
おおの駅前透析クリニック	南区相模大野3-14-20 相模大野 TH&C ビル4・5階	(042)747-2211	腎　（更生医療のみ）
丘整形外科病院	南区新磯野2-7-10	(042)748-1201	整
かみみぞ腎クリニック	中央区横山4-22-11	(042)786-7865	腎　（更生医療のみ）
北里大学病院	南区北里1-15-1	(042)778-8111	眼・耳・整・形成・脳神経外科・心・腎・腎移植・小腸・免疫・口腔
国立病院機構相模原病院	南区桜台18-1	(042)742-8311	眼・耳・整・中枢神経
阪クリニック	南区古淵2-17-3 渋谷ビル2階	(042)776-7709	腎
相模大野内科･腎クリニック	南区相模大野3-13-15 第3タカビル4階	(042)705-5575	腎
さがみ循環器クリニック	南区相南4-21-15	(042)746-2211	腎
相模野病院	中央区淵野辺1-2-30	(042)752-2025	腎
相模原協同病院	緑区橋本台4-3-1	(042)761-6020	整・形成・腎・口腔・歯
相模原クリニック	中央区相模原7-5-5	(042)758-6521	腎
相模原赤十字病院	緑区中野256	(042)784-1101	耳・腎・免疫
相模原町田血管外科クリニック	南区相模大野3-15-22 LOC’S SAGAMI-ONO B 棟2階	(042)765-3005	腎（シャント術等に限る）
さがみ松が枝クリニック	南区松が枝町23-14	(042)767-7887	腎
さがみ林間病院	南区上鶴間7-9-1	(042)742-3577	整・腎
総合相模更生病院	中央区小山3429	(042)752-1808	腎　（更生医療のみ）
中村病院	中央区上溝6-18-39	(042)761-3721	腎　（更生医療のみ）
橋本クリニック	緑区橋本3-21-5	(042)773-1571	腎
橋本みなみ腎クリニック	緑区西橋本2-1-8	(042)700-3711	腎　（更生医療のみ）
橋本みなみ内科本院	緑区橋本7-5-1	(042)700-3712	腎

医療機関名	所在地	電話	担当する医療
広瀬病院	緑区久保沢2-3-16	(042)782-3021	腎　（更生医療のみ）
渕野辺総合病院	中央区淵野辺3-2-8	(042)754-2222	腎
めぐみ歯科クリニック	中央区千代田2-12-9	(042)707-1221	口腔
森下記念病院	南区東林間4-2-18	(042)742-5055	腎
矯正歯科モガワクリニック	緑区橋本6-2-3 B’ｓタワー橋本W棟202	(042)700-2813	歯
笹川矯正歯科	緑区西橋本5-1-2 ハタノ第2ビル1階	(042)772-3171	歯
そのこ矯正歯科	南区相模大野3-12-6 アポロ相模大野ビル5階	(042)740-8817	歯
ドモン矯正歯科	南区相模大野3-19-11 日広第2ビル7階	(042)767-3977	歯
星歯科矯正	中央区矢部4-12-11	(042)755-0822	歯

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

医療機関名	所在地	電話
あいクリニック	緑区橋本 3-31-5	(042)770-9807
愛心ケアクリニック	南区相武台団地 2-3-9-106	(046)240-1815
あおぞらクリニック	中央区鹿沼台 2-10-16 第 3SK ビル 3 階	(042)704-0933
ARCWELL KG 北里大学前ライフクリニック	南区麻溝台 1-3-6 センチュリートドロキ 1F	(042)705-7711
ARCWELL KG 相模ライフクリニック	南区相模大野 8-6-6 ﾗ･ｺﾙﾇｲｴ相模大野 3 階	(042)705-7712
青野原診療所	緑区青野原 2015-2	(042)787-0004
あさがおクリニック橋本院	緑区橋本台 4-3-2	(042)713-1533
あさのひ訪問診療クリニック相模原院	中央区小山 3429	(042)816-3286
アンディクリニック	南区相模台 2-1-6 ANDY ビル 2 階	(042)747-0877
いざなぎ診療所	中央区相模原 6-23-5	(042)780-1120
遠藤クリニック	中央区由野台 1-23-7	(042)753-0807
奥平医院	南区東林間 3-8-11	(042)748-7121
風と森診療所	南区相模大野 3-19-15 ｻﾝﾊｲﾂ相模大野 2 階	(042)746-4208
かとう在宅医療クリニック	南区古淵 2-16-9 リバーストーン古淵 304 号	(042)754-6896
かねしろ内科クリニック	南区上鶴間 7-7 小田急マルシェ東林間 2 階	(042)748-1041
かみみぞ中央診療所	中央区上溝 3926-10	(042)707-2100
北里大学病院	南区北里 1-15-1	(042)778-8111
くろだ脳神経クリニック	南区相模大野 3-17-21　川井ビル 1・2 階	(042)709-8015

医療機関名	所在地	電話
晃友内科整形外科	緑区大島 1585-5	(042)760-6200
晃友相模原病院	緑区大島 1605-1	(042)761-2100
国立病院機構相模原病院	南区桜台 18-1	(042)742-8311
こころの樹クリニック	南区南台 5-12-15 ｱｰﾙｱｻｵｶ相模原ﾋﾞﾙ 3 階	(042)705-6320
在宅支援クリニック彩	緑区東橋本 2-20-11 シャンポール 305	(042)703-7003
さがまちクリニック	南区旭町 8-18 太洋ビル 2 階 2A・2B	(042)744-7171
さがみ永愛クリニック	中央区相模原 1-3-9	(042)756-7571
さがみ永愛クリニック橋本分院	緑区橋本 3-19-20 NBK ビル 2 階	(042)771-3909
相模大野南口あおクリニック	南区相模大野 7-6-8 ＳＫＹビル 1 階	(042)749-0011
相模ヶ丘病院	南区下溝 4378	(042)778-0200
相模湖病院	緑区寸沢嵐 2891	(042)685-0021
さがみ在宅診療クリニック	緑区大島 1741-6	(042)761-3810
さがみ仁和会病院	中央区相模原 4-11-4	(042)755-2133
相模原協同病院	緑区橋本台 4-3-1	(042)761-6020
相模原心と体のクリニック	中央区相模原 2-1-6 岩村ビル 1 階	(042)711-7408
さがみはら在宅クリニック	中央区共和 4-5-16 セリカ相模原 1 階・2 階	(042)707-1633
相模原赤十字病院	緑区中野 256	(042)784-1101
相模原中央病院	中央区富士見 6-4-20	(042)754-2211
さがみはらファミリークリニック	中央区上溝 5-14-19 ダイエー上溝店 3 階	(042)713-1715
相模原療育園	南区若松 1-21-9	(042)749-6316
相模病院	南区若松 1-12-25	(042)743-0311
さがみ緑風園診療所	南区麻溝台 2-4-18	(042)766-2255
さがみ林間病院	南区上鶴間 7-9-1	(042)742-3577
さくらライフさがみクリニック	南区相模大野 3-19-11　日広第二ﾋﾞﾙ 6 階	(050)6875-0812
城山すずきクリニック	緑区川尻 1424-1	(042)783-8377
鈴木内科・循環器科	緑区橋本 6-2-2 B’s タワー橋本ステーションフロント E-301	(042)771-2201
住吉クリニック	南区相模大野 8-5-1 ルミエール大野南 1 階	(042)745-2587
総合相模更生病院	中央区小山 3429	(042)752-1808
相州メンタルクリニック相模大野	南区相模大野 3-12-12 相模大野セントラルプラザ 4 階 5 階	(042)702-0660
相武台脳神経外科	南区相武台 1-23-9 TK ビル	(046)258-2728
そうわ上溝南クリニック	中央区上溝 43 山紀ビル 5 階	(042)866-9184

医療機関名	所在地	電話
そうわクリニック	緑区東橋本 2-30-8　2 階	(042)785-2801
武井小児科医院	南区南台 5-15-7	(042)744-1018
地域・往診クリニックさがみはら	南区古淵 1-18-31　302	(042)704-8535
千木良診療所	緑区千木良 852-8	(042)684-2046
津久井やまゆり園診療所	緑区千木良 476	(042)684-3511
つばさクリニック相模原	緑区橋本 6-38-5	(042)703-3420
積木の街通りクリニック	南区相模大野 6-13-4 高木ビル 2-A	(042)741-5560
豊田内科クリニック	南区大野台 7-29-5	(042)754-6908
西村クリニック	中央区すすきの町 36-17	(042)753-3555
にしもと脳神経外科クリニック	緑区向原 4-2-3　コピオ相模原インター内	(042)782-3005
西脇医院	緑区橋本 4-5-12	(042)771-5255
脳神経外科福島孝徳記念ｸﾘﾆｯｸ	緑区下九沢 1644-1	(042)700-2940
脳と神経のクリニック橋本	緑区西橋本 5-1-1　ラフロール 3 階	(042)703-0070
萩メンタルクリニック相模原	中央区相模原 3-5-4 ﾄﾗｽﾄｽｸｴｱ相模原 501	(042)730-2388
橋本こころのクリニック	緑区橋本 2-22-4	(042)775-8333
はしもと南口クリニック	緑区橋本 1-17-20　塚田ｸﾘﾆｯｸﾊｳｽ 2 階	(042)700-8025
はしもとメンタルクリニック	緑区橋本 6-4-12	(042)779-8557
発達心療クリニック	南区上鶴間本町 2-18-15　1 階	(042)851-8702
ふじの温泉病院	緑区牧野 8147-2	(042)689-2321
藤野診療所	緑区小渕 1656-1	(042)687-2229
渕野辺総合病院	中央区淵野辺 3-2-8	(042)754-2222
ペアナードオダサガ はやしクリニック	南区南台 5-11-19 ﾍﾟｱﾅｰﾄﾞｵﾀﾞｻｶﾞ 302	(042)702-9248
北条クリニックおおの	南区相模大野 7-5-19 第二江口ﾋﾞﾙ 3 階	(042)767-2185
北条クリニックはしもと	緑区下九沢 1779-1	(042)763-0075
保坂クリニック	南区古淵 1-15-10	(042)752-0125
松が枝こどもクリニック	南区松が枝町 16－10 鈴木共同店舗 204	(042)766-4168
みどりクリニック	中央区鹿沼台 2-19-6 ﾊﾟｰｸﾊｲﾑ鹿沼 305	(042)707-1656
宮崎クリニック	南区古淵 3-18-13	(042)743-8121
森田病院	緑区三ケ木 627	(042)784-4114
優心クリニック	南区相模大野 5-27-39 和田ビル 3 階	(042)705-3780
ゆたかクリニック	南区相模大野 3-14-20 相模大野 TH&C ビル 3 階	(042)701-2270

19. 主な市内公共機関のファクス番号

機関名等		ファクス番号
相模原市役所	コールセンター	(042)770-7766
	市民税課	(042)769-7038
	地域包括ケア推進課、在宅医療・介護連携支援センター、 福祉基盤課、高齢・障害者福祉課、生活福祉課、子育て給付課	(042)759-4395
	高齢・障害者支援課	(042)769-5708
	精神保健福祉センター	(042)768-0260
	障害者更生相談所	(042)750-6150
	介護保険課	(042)769-8323
	緑高齢・障害者相談課	(042)775-1750
	中央高齢・障害者相談課	(042)755-4888
	南高齢・障害者相談課	(042)701-7705
	城山福祉相談センター	(042)783-1720
	津久井高齢・障害者相談課	(042)784-1222
	相模湖福祉相談センター	(042)684-3618
	藤野福祉相談センター	(042)687-4347
	国保年金課（国民健康保険班）	(042)751-5444
	（年金班）	(042)769-8751
	（後期高齢班）	(042)751-5444
	精神保健福祉課、医療政策課、疾病対策課、 健康増進課、保健センター（中央保健センター）	(042)750-3066
	保健センター（緑保健センター）	(042)775-1751
	保健センター（南保健センター）	(042)701-7716
	緑子育て支援センター（療育相談班）	(042)775-1750
	中央子育て支援センター（療育相談班）、発達障害支援センター	(042)756-3360
	南子育て支援センター（療育相談班）	(042)701-7728
	児童相談所	(042)730-3900
	陽光園	(042)769-3706
	資源循環推進課	(042)769-4445
	緑区役所区民課	(042)770-7008
	中央区役所区民課	(042)769-7037
	南区役所区民課	(042)749-2255
	障害者支援センター松が丘園	(042)758-7070
	けやき体育館	(042)769-1200
	市民会館	(042)753-2000
	相模女子大学グリーンホール（文化会館）	(042)749-2772
	ほねごり杜のホールはしもと	(042)700-2666
	あじさい会館	(042)759-4815
	おださがプラザ	(042)741-7498
	もみじホール城山	(042)783-5296
	サン・エールさがみはら	(042)703-7612
	産業会館	(042)769-5613

	図書館	(042)754-0746
	図書館相武台分館	(046)255-4663
	相模大野図書館	(042)749-2766
	橋本図書館	(042)770-6601
	視覚障害者情報センター	(042)786-7665
	相模原救急医療情報センター	(042)756-3030
	平日：午後5時～翌午前9時	
	土曜：午後1時～翌午前9時	
	休日：午前9時～翌午前9時	
	相模原口腔保健センター	(042)755-3289
	消防局警防部指令課通信指令室（ＦＡＸ１１９） （火災・救助・救急など緊急専用）	119
関係官公庁等	社会福祉協議会事務所	(042)759-4382
	緑区事務所	(042)774-7160
	南区事務所	(042)748-4419
	城山地域事務所	(042)782-4050
	津久井地域事務所	(042)784-6142
	相模湖地域事務所	(042)649-0200
	藤野地域事務所	(042)687-4049
	神奈川県　障害福祉課	(045)201-2051
	神奈川県警察本部（ＦＡＸ１１０番）	0120-110-221
	相模原警察署	(042)754-0110
	相模原南警察署	(042)749-0110
	相模原北警察署	(042)700-0110
	津久井警察署	(042)780-0110
	ハローワーク相模原	(042)759-1871
	相模原県税事務所	(042)745-8032
	相模原県税事務所津久井支所	(042)784-8590
	神奈川県聴覚障害者福祉センター	(0466)27-1225
	相模原郵便局	(042)753-8854
	橋本郵便局	(042)774-6180
	座間郵便局	(046)256-2829
	城山郵便局	(042)782-1361
	津久井郵便局	(042)784-1104
	相模湖郵便局	(042)684-4455
	吉野郵便局	(042)687-2255
	ＮＴＴ東日本（ＮＴＴふれあいファクス）	0120-700-133
	東京電力エナジーパートナー（株）カスタマーセンター	0120-993-011
	東京ガス（株）保安指令センター（ガス漏れ専用）	(03)4332-2419
	東京ガス（株）お客さまセンター（ガス漏れ以外）	(03)3344-9393
	相模原水道営業所	(042)754-4531
	相模原南水道営業所	(042)743-4598
	津久井水道営業所	(042)784-5994

（広告）

介護包括型
障害者グループホーム

ワンスマイル

050-3092-4850 お気軽にどうぞ！

ONE SMILE

ホームページ

特色

温かく頼れる
世話人

多職種連携

定期的に
ホームパーティ

住所

・ワンスマイルA（定員5名）
〒252-0243
相模原市中央区上溝1892-30

・ワンスマイルB（定員5名）
〒252-0243
相模原市中央区上溝1631-1

20. 資　　料

点字の読み方一覧表

（凸　面　用）

点字の組みたて

① 点字はタテ３点ヨコ２点の六つの点の組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、１の点、２の点、３の点、右上から下へ順に４の点、５の点、６の点と言う。

①	④
②	⑤
③	⑥

マス

② 濁音や拗音は、この６点を２単位（二マス）用いてつくる。濁音はその清音の前に５の点を加えてつくり、拗音は４の点を加える。

③ 点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。

④ この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。この場合左から右へ読み進む。

五　十　音

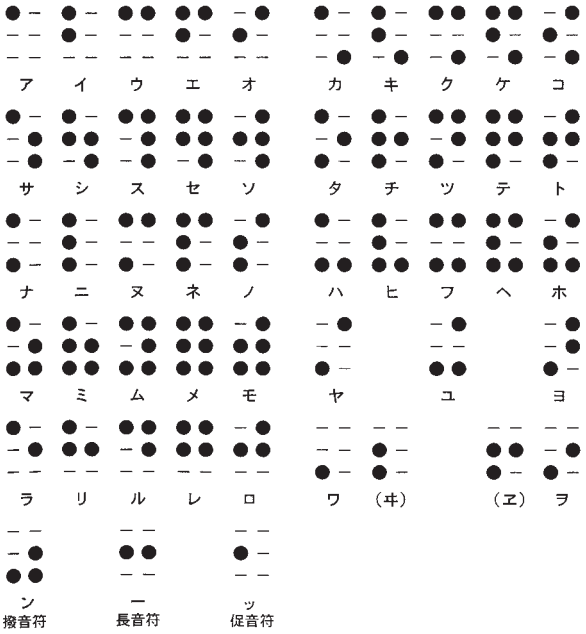

濁音・半濁音

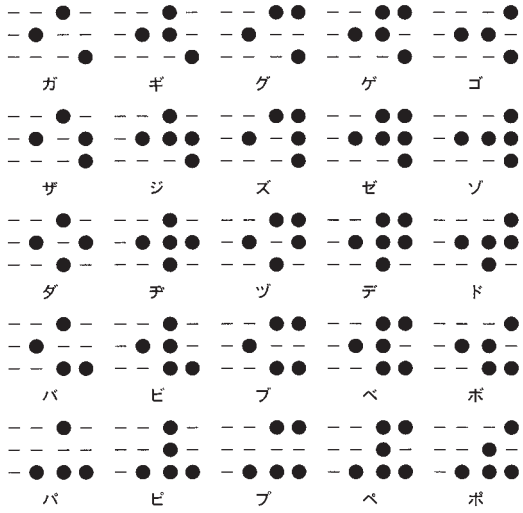

拗　　音

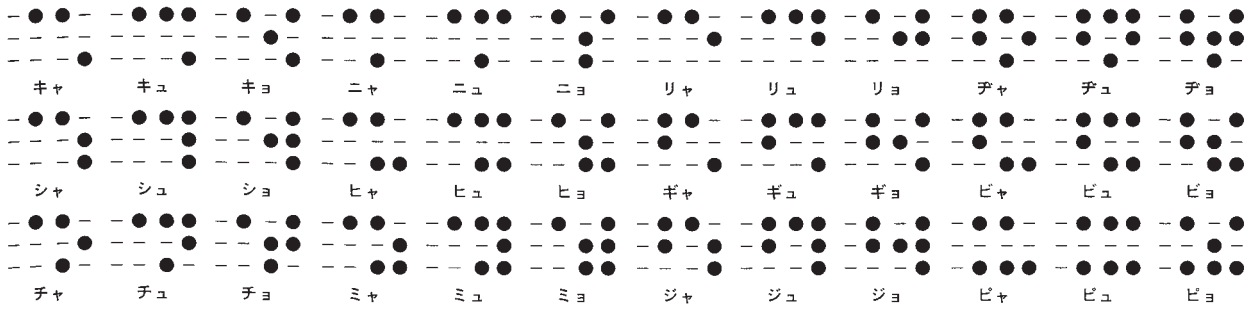

特　殊　音

ウィ　ウェ　ウォ

クァ　クィ　クェ　クォ

ツァ　ツィ　ツェ　ツォ

ファ　フィ　フェ　フォ

ヴァ　ヴィ　ヴェ　ヴォ

グァ　ヴ

イェ　シェ　ジェ　チェ

ティ　ディ　トゥ　ドゥ

テュ　デュ　フュ　ヴュ

記　号・符　号

句点(。)　疑問符?　感嘆符!　読点(、)　中点(・)

第1カギ「　」　第2カギ　ふたえカギ『　』

第1カッコ(　)　第2カッコ　二重カッコ《　》

点訳者挿入符　第一段落挿入符　文中注記符

棒線 ー　点線 ……　右向き矢印 →　左向き矢印 ←　両向き矢印 ⟷

波線 ～　第1指示符　空欄符号 □　第1つなぎ符

第1星印　パーセント %　○　△　□　× 数字　その他

伏せ字記号

アルファベット

a　b　c　d　e　f　g　h　i　j

k　l　m　n　o　p　q　r　s　t

u　v　w　x　y　z　外字符　外国語引用符　大文字符　二重大文字符　ピリオド　?　!　コンマ　アポストロフィ

kanagawa

数　字

1　2　3　4　5　6

7　8　9　0　数符　小数点

1991　3.14

指文字

（ひらがな）

あ
アルファベットの「A」
い
アルファベットの「I」
う
アルファベットの「U」
え
アルファベットの「E」
お
アルファベットの「O」
か
アルファベットの「K」
き
影絵のきつね
く
手話の数詞「9」
け
アルファベットの「B」
こ
カタカナの「コ」の一部
さ
アルファベットの「S」
し
手話の数詞「7」
す
カタカナの「ス」
せ
手話の「兄弟」
そ
手話の「それ」
た
手話の「男」と同じ
ち
カタカナの「チ」
つ
カタカナの「ツ」
て
手そのものを示す
と
手話の「…と」
な
アルファベットの「N」
に
カタカナの「ニ」
ぬ
手話の「盗む」
ね
手話の「根」
の
カタカナの「ノ」

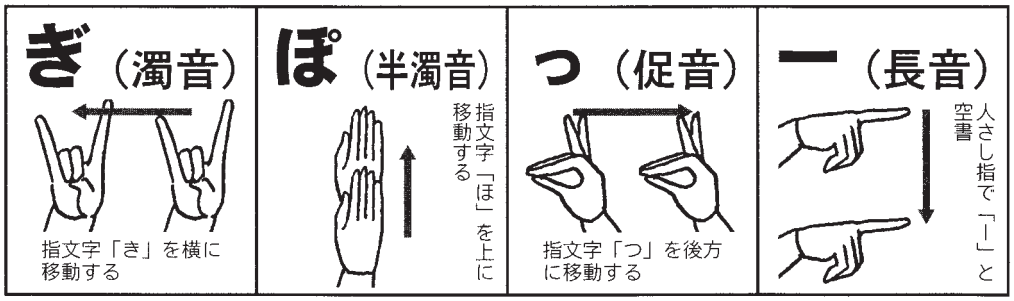
ぎ（濁音）
指文字「き」を横に移動する
ぽ（半濁音）
指文字「ほ」を上に移動する
っ（促音）
指文字「つ」を後方に移動する
ー（長音）
人さし指で「ー」と空書

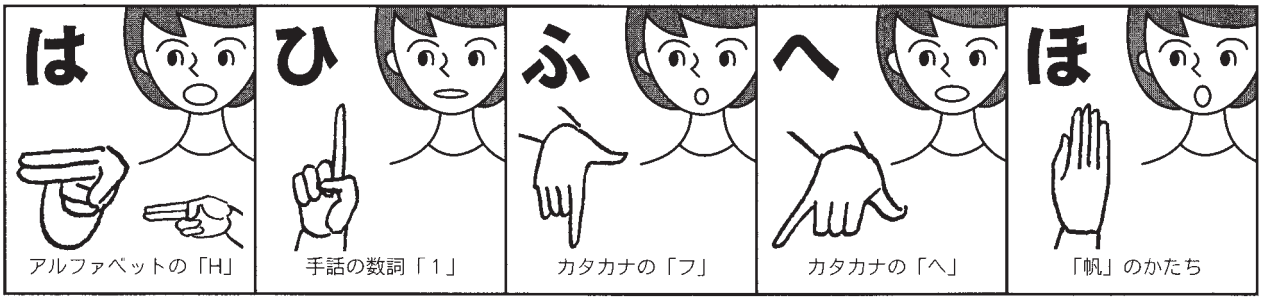
は
アルファベットの「H」
ひ
手話の数詞「1」
ふ
カタカナの「フ」
へ
カタカナの「へ」
ほ
「帆」のかたち

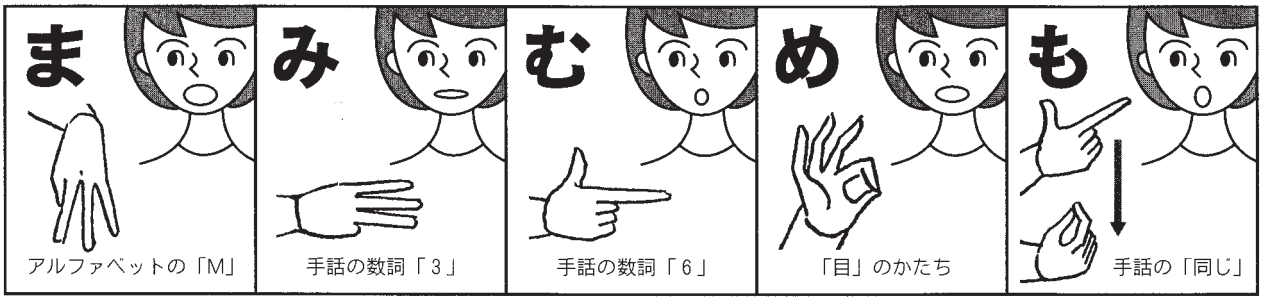
ま
アルファベットの「M」
み
手話の数詞「3」
む
手話の数詞「6」
め
「目」のかたち
も
手話の「同じ」

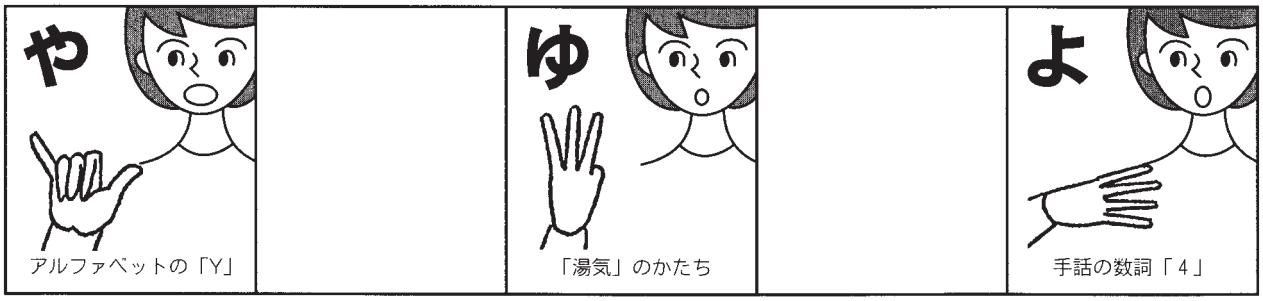
や
アルファベットの「Y」
ゆ
「湯気」のかたち
よ
手話の数詞「4」

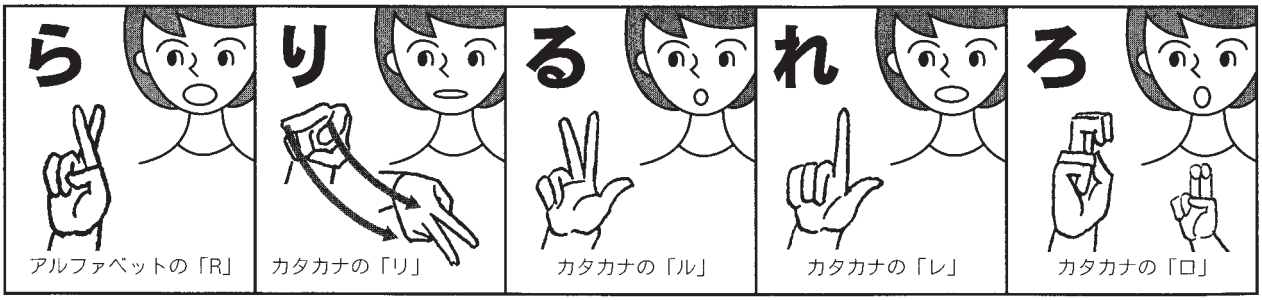
ら
アルファベットの「R」
り
カタカナの「リ」
る
カタカナの「ル」
れ
カタカナの「レ」
ろ
カタカナの「ロ」

わ
アルファベットの「W」
を
アルファベットの「O」
ん
カタカナの「ン」

（広告）

指定障害者就労継続支援Ｂ型施設

マイトリー
Maitri

～B型(就労継続支援)事業所「マイトリー」のご紹介～

「マイトリーの主な作業内容は、小物商品の梱包や組立て等の軽作業です。
　作業時間は9時半からで、お昼休みと各小休憩を除き、15時半までとなっています。また、作業時間内では、皆様の体調に応じ時間の調整や休憩をとることが可能です、また、通所日数についても、通所可能な日数から徐々に増やしていく事ができます。
　最初はご相談にご来所頂くだけでも構いませんので、ご自身のペースで少しずつ通所する事から始めて頂き、同時に職員の方でも皆様の体調管理や生活スタイルの改善等に対し、最善のご支援をさせて頂きたいと思っております。利用者様から頂く「ホッとして安心する」の言葉の様に、自分のペースで心と生活の改善をする支えになれるよう、私達はお一人お一人に寄り添っていきたいと考えております。」

～作業風景 ～

～シール貼り作業～

～支援者へのサポート～

★ご見学・ご説明は随時受付ております。お気軽にお問合せください。

≪ 利 用 時 間 ≫
●月曜～土曜 9:30～15:30
見学受付時間　月曜～土曜
9：30～15：30
【アクセス】ＪＲ横浜線「相模原」駅
より徒歩３分

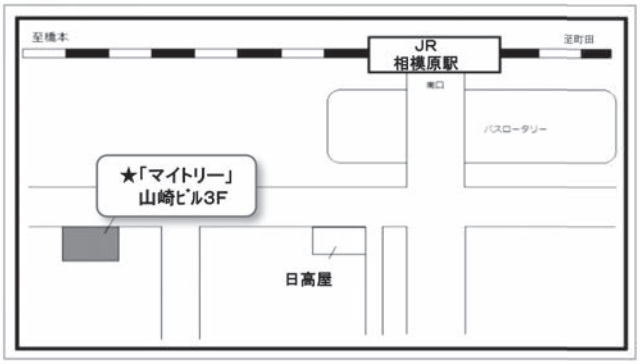

〒252-0231　神奈川県相模原市中央区相模原2-3-16　山崎ビル3F
TEL : 042-768-7418 ／ FAX : 042-768-7419
HP【 https://www.maitri-g. jp 】Mail【 maitri@pony.ocn.ne.jp】

（広告）

視覚障害者用福祉機器　/　メガネ・特殊メガネ　取扱店

弱視など目が不自由な方へ

視覚に障害のある方や、見えにくくてお困りの方に
生活が楽しくなる商品を多数取り揃えております。

皆様が一般的にあまり出会う事のない便利な商品を多数ご用意！
アドバイスをして販売しております。　是非、ご相談や情報収集にご来店をお待ちしております。

遮光眼鏡（医療用フィルターレンズ）

眩しくて見えにくい方に遮光眼鏡が便利で！波長コントロールにより眩しさの軽減や見やすさの向上を探す事が重要です！カラー合わせの為に【無料貸出し】も行っております。大切な目を守る為に ご相談をお待ちしています。

高倍率ルーペ（拡大鏡）

常時、店頭に450種類ご用意　実際に見比べて下さい。

拡大読書器（据置型や携帯型、音声型など最新型を店内に３５台以上ご用意）

実物のデモ機をご用意！ご自身の眼に合った見え方や、使用環境や用途に合った機種をアドバイス致します。

音声式時計・触読式時計

時刻を音声でお知らせする音声式の腕時計や置時計。指で直接針を触る事の出来る触読式腕時計など

プレクストーク（視覚障害者用ポータブルレコーダ）

音声図書館で借りたデイジー図書や音楽 CD を聴く 楽しいです！

タッチボイス（視覚障害者用ＩＣタグレコーダ）

識別しにくい物に自分の声でタグにメモ録して音声で読上げます。

電子ルーペ（簡易版小型拡大読書器）

文字の拡大縮小・文字色を変化出来て持ち運び用のセカンド機。

音声体重計・音声血圧計・音声体温計

音声で誘導案内しお知らせ。ご自身で出来る事が増えると楽しい！

単眼鏡　弱視眼鏡など多数ご用意してます！

光学堂ロービジョンルーム

〒220－0051　横浜市西区中央２丁目6－5　めがねの光学堂 内
毎週水曜日定休日　営業時間：am10:00～pm7:00

完全予約制：ご来店前に必ずお電話にてご予約して下さい。

045-290-0048

詳しくは、https://kougakudo.jp/　　検索　光学堂 横浜市

（広告）

知的障害のある人もみんな一緒に

そんな社会になるように活動しています!!

一般社団法人相模原市手をつなぐ育成会

当会は、全国手をつなぐ育成会連合会、神奈川県手をつなぐ育成会の傘下で、知的障害のある方も、地域でその人らしく暮らせることを願って活動している保護者の団体です。障害があることで起きる問題や悩みを相談し合ったり、障害福祉の向上のために関係機関に要望を届けたりしています。また、障害のある方が豊かな社会生活を送れるように、様々な事業も行っています。

主な事業（★印…自立支援給付対象）

○生活ホームフロイデ（★共同生活援助事業）・・・・・・・・・・・・・・・042-711-9301
○アベーテ（★共同生活援助事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・042-779-7353
○もみの木Ｓ（★居宅介護支援事業・移動支援事業・福祉有償運送事業）042-759-5651
※もみの木Ｓ不在時は、育成会事務局（042－759－4310）へご連絡ください。
○もみの木ホーム（障害児者一時ケア事業）・・・・・・・・・・・・・・・042-759-4353
○あじさい青年学級（社会参加推進事業）・・・・・・・・・・・・・・・・042-759-4310

知的障害に対するご相談や入会を
ご希望の方は、是非お気軽に下記事務局へ
ご一報ください!!

お問い合わせ先

一般社団法人　相模原市手をつなぐ育成会
住　　所：神奈川県相模原市中央区上溝1887－1
ＴＥＬ・ＦＡＸ：042-759-4310
メールアドレス：sagamihara-ikuseikai@triton.ocn.ne.jp
ＨＰアドレス：http://sagamihara-ikuseikai.com

（広告）

社会福祉法人
らっく

利用者さんの「できる」や「得意」を発見するために

当法人はレストランとチャリティショップを運営しています。
店舗運営に直接かかわる部門だけでなく、
裏方で店舗を支えている部門を合わせて
10の作業部門と、4つの班活動があります。

それぞれ特徴の異なる部門には様々な作業があり、
利用者さんの「できる」が発見しやすい
環境となるよう工夫しています。

社会福祉法人らっく

寄付のお願い

当店では、ご不要になったものを寄付の形でショップに持ち込んでいただき、安価に販売をすることで、必要としている人にお渡しをしています。ご家庭にご不要なものがございましたら、是非お持ちください。

（広告）

株式会社アクティブプロス

取扱品目　義足（日常用・運動用）義手（装飾・作業・能動・筋電）
下肢装具・上肢装具・体幹装具・歩行補助杖・自助具・その他

社会活動　義肢を使用している方達が多数参加されているスポーツチームを支援しています。
主な活動内容は、スキー、バドミントン、サッカー、トラック競技などで、
それぞれに指導者がついています。
体験してみたい方、見学したい方、大歓迎です。
お電話かメールでご連絡ください。

住　　所　〒243-0001
神奈川県厚木市東町２番１号
ＴＥＬ＆ＦＡＸ　046-222-0545
Ｍａｉｌ　info@activepros.jp
ホームページ　https://activepros.jp/
営業時間　平日　9：00～18：00
土曜　9：00～12：00（ご予約の方のみ）
定 休 日　日曜・祝祭日

（広告）

世界のトップブランドが勢ぞろい。
全店に認定補聴器技能者在籍、まずはご相談ください。

エイドの安心サポート

- 無料試聴・貸出
- 点検・修理対応
- ご自宅、職場への出張相談
- 補聴器装用効果の確認、調整
- 補聴器関連商品の販売

- 多様なニーズにあわせて豊富なラインナップからじっくり選択できます。
- QOL の向上を目指し専門のスタッフが最後までしっかり対応いたします。
- こども用補聴器や補聴援助機器の導入について豊富な経験があります。
- 障害者総合支援法にも対応しております。
- 補聴器相談医、近隣耳鼻咽喉科と連携しているので安心して補聴器相談できます。

お取り扱いメーカー

ReSound GN　PHONAK life is on　WIDEX　oticon life-changing technology　signia　Starkey　NJH

補聴器・聴覚用医用機器
AID エイド株式会社

一般社団法人日本補聴器販売店協会 加盟

エイド株式会社は東京・神奈川・静岡・宇都宮に 14 店舗

補聴器エイド　最寄店舗の確認はこちらから検索
www.aid-hochouki.com

【町田店】
町田市原町田 1 - 1 - 3 ハイストーンビル 403 号
042 - 720 - 2535

【橋本店】
相模原市緑区橋本 6 - 24 - 1 プラウド橋本 103 号
042 - 772 - 4008

（広告）

障がい者のための住宅改修

手すりの取付・段差の解消・扉の取替え・床材の変更など

お住まいの改善をご検討の際は、経験豊富な弊社にご相談ください！

屋外スロープ　・屋外手すり

トイレの改修

浴室の改修

玄関手すり・階段手すり

床材の改修

女性相談員がお話を伺います
現場調査から工事管理まで
担当します
小さなことでも
お気軽に
ご相談ください！

神奈川県知事許可（般－2）第50942

有限会社早川建築

☎042-741-6278

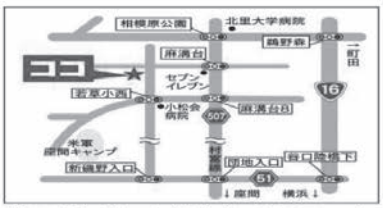

相模原市住宅改修事業者/福祉住環境コーディネーター第8271

相模原市南区麻溝台3077－4

（広告）

じぶんの
ペースで！

職業訓練

仕事に必要な体力を
ご自身のペースで身につけ
業務経験の豊富な職員による
カリキュラムを通じて
お仕事に必要なスキルや知識
を身につけます！

「できる」を
発見！

就職支援

個別相談やカリキュラム、
企業見学、企業実習を行いなが
ら自分の興味を知り、
「自分に合った」仕事 職場を
探しましょう 書類作成や面接
対策などもしっかりとサポート
します！

就職後も
安心サポート！

定着支援

永くお仕事を続けられるよう
お仕事のお困りごと/ご相談に
サービス利用終了後も
ご対応します。面談やお電話の
他、職場に訪問し企業様との
連携も可能です。

就労移行支援プラーナ相模原では、自分を知り、どんな仕事が向いているのかを明確にすることで
自身の特性に合ったお仕事を見つけ永く働き続けられるよう支援を行っております

就労移行支援
プラーナ

0120-40-3229

就労移行支援プラーナ相模原

〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原2-3-16　山崎ビルB501
JR横浜線「相模原駅」より徒歩3分
TEL：042-707-7013 / FAX 042-707-7014
MAIL info@prana-g.com
問い合わせ　月～金/9:00～17:30

HPはコチラ

（広告）

メガネ・ルーペ・拡大読書器 取扱店

オグラは「メガネは医療機器」と考え、常に高度な 品質と技術 を提供しています。

用途に合わせた多数の商品で、ロービジョン（低視力）の方が
積極的に自立した生活を実現できるよう応援します。

ルーペ各種・遮光眼鏡

低倍率～高倍率、LED照明付きなど、視力や
使用目的に合ったルーペをご提案いたします。
遮光眼鏡もご相談ください。

拡大読書器・電子ルーペ

電子ルーペや、拡大読書器のデモ機をご用意。
実際に見え方や操作方法をお試しいただけます。
お電話にてお問い合せください。

OGURA オグラ眼鏡店 こどもメガネ アンファン

相模大野ステーションスクエア店
TEL 042-767-1696
神奈川県相模原市南区相模大野3-8-1
相模大野ステーションスクエアA館6階
営業時間：10:00～21:00

町田東急ツインズ店
TEL 042-739-3631
東京都町田市原町田6-4-1
町田東急ツインズ ウエスト 4階
営業時間：10:30～20:30(19:30受付終了)

ロービジョンセンター市ケ谷

要予約 03-6272-5379 水・日・祝 定休
東京都千代田区九段南4-7-13 市ケ谷安田ビル1階
www.ogura-megane.co.jp/about/lowvision/

OGURA オグラ眼鏡店

www.ogura-megane.co.jp

（広告）

新 new

l th f

就労選択支援事業所

【エルズプラス】

042-768-7757

働くって楽しい！
自分らしく。ここから。
新しい働き方、見つかる。

就労継続支援A型事業所
エルズエフ相模原
042-707-7828

就労継続支援B型事業所
エルズエフ上溝
042-785-2711

まずはお問い合わせを

運営会社　株式会社エルズエフ

（広告）

LIGHTHOUSE AND COMPASS

自立生活
セルフ・ディレクション

居宅で“自分の望む”生活を送りたい方をサポートします

病院や各種施設から一人暮らしを実現したい方や、既に一人暮らしをしているけど自立のための支援が必要な方、もしくは同居する家族が本人の自立を支えることが困難な方に対し、訪問や連絡を通じて相談・助言を行う事業所です。

地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回訪問や随時の対応などを行っております。

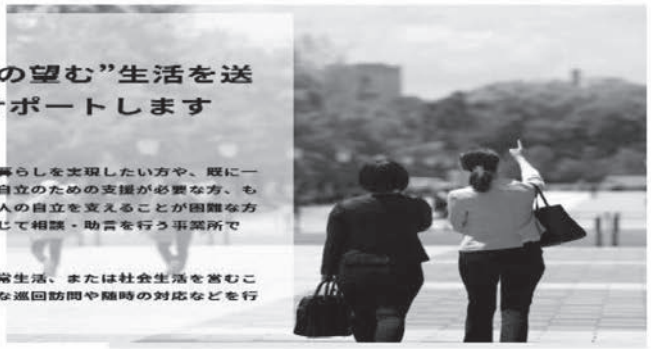

支援対象者

①施設などから退所・退院して一人暮らしを始めたが、生活に不安がある人
②既に地域で一人暮らしをしているが、自立のための支援が必要な人
③障害などのある家族と同居していて、自立のための支援が必要な人

利用期間

原則、1年間
（ただし、標準利用期間を超えてサービス利用が必要な場合、自治体での審査会を経て、必要性が認められた場合に限り更新が可能）

支援内容

- 利用者の居宅を定期的に訪問
- 居宅での自立した日常生活を営むための各問題や課題について状況の確認、必要な情報提供および助言や相談
- 関係機関との連絡・調整
- 自立生活援助として必要な外出支援
- ご利用者からの相談・要請があった場合、訪問や電話、メールなどによる随時の対応（※時間帯による）

事業所名「自立生活セルフ・ディレクション」（サービス種別：自立生活援助事業）
住　　所　〒252-0143　相模原市緑区橋本 3-27-6　S&Y ビル 4 階 8 号室
電　　話　042-703-7522 / F　A　X　042-703-8129
H　　P　https://self-direction.com/jiritsu-seikatsu-enjo/

（広告）

銀河

EFILa group

見学や無料体験
随時 受付中！

就労継続支援B型事業所 銀河（ぎんが）

あなたは何ができますか？ではなく

あなたらしく働ける仕事と居場所を作ります

身体、精神、知的障害をお持ちの方、日常生活に
お困りの方が毎日笑顔で安定して生活を送ることが
できるようになることが第一のモットーです。
毎日笑顔で安定した生活を送りながら就労への
ステップアップをしませんか？

栄養バランスの取れた昼食をご用意しています

銀河 GINGA　相模原周辺エリア事業所案内

★橋本
☎042-703-5246
【住所】相模原市緑区橋本 1-3-16
ハウスディライト 2F
【アクセス】●JR 横浜線　橋本駅　徒歩 8 分

★相模原
☎042-711-7253
【住所】相模原市中央区相模原 3-7-1
フェリッシュ相模原 2 階　203 号室
【アクセス】●JR 横浜線　相模原駅　徒歩 6 分

★相模大野
☎042-705-4514
【住所】相模原市南区相模大野7－5－2
プラーズ相模大野101
【アクセス】●小田急線　相模大野駅　徒歩2分

★小田急相模原
☎046-240-1942
【住所】座間市相模が丘1－3－4
CLLエクセレンス相模が丘
【アクセス】●小田急線　小田急相模原駅　徒歩17分
●「保育園前」バス停下車3分

お問い合わせホーム　銀河 HP　Instagram　LINE

ヘルプマーク・ヘルプカードをご存知ですか？

ヘルプマークとは…

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症のある方または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

切り取ってヘルプマークとしてお使いいただけます。

ヘルプカードとは…

援助や配慮を必要としている障がいのある方などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の方にお願いするためのカードです。

私が配慮や手助けをしてほしいこと

【記入例】・ご自身が必要とする支援内容を記入します。

私には知的障がいがあります。○○や○○が苦手です。ご協力をお願いします。

私の名前

連絡先

私は足に障がいがあるため、バランスをとることが苦手です。

電車等では席をお譲りください。ご協力をお願いします。

※重要な個人情報を記入しますので、取扱いや紛失などには十分ご注意ください。

【携帯方法例】

・ひも付きカードケースに入れて鞄などに付ける

・財布やカードケースなどに入れて持ち歩く

全ての項目を記入する必要はありません。必要なところだけ記入してください。

名前	
住所	
血液型	生年月日　　年　　月　　日
障害名 病　名	

緊急時の連絡先

名　前

電　話

関　係

かかりつけ医

病院名

担当医

電　話

切り取って、中心で谷折りにして利用してください。

福祉に関するマーク

	障害者雇用支援マーク
	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 **問い合わせ先：（公社）ソーシャルサービス協会　ＩＴセンター**
	「白杖ＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク
	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOS　シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク） **問い合わせ先：岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課**
	高齢運転者標識
	自動車免許を受けている人で、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがある70 歳以上の人が運転するときに自動車に付けるものです。 **問い合わせ先：警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課**
	マタニティマーク
	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。 **問い合わせ先：こども家庭庁**
	介護マーク
	「介護マーク」は介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。外出先でこのマークを見かけた際には、あたたかく見守り、可能であれば手助けをするなど、ご理解とご協力をお願いいたします。 **問い合わせ先：相模原市地域包括ケア推進課**
	手話マーク・筆談マーク
	手話マーク：耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示するほか、手話による対応ができる施設で掲示できます。 筆談マーク：筆談でのコミュニケーションを求めるときに提示するほか、筆談による対応ができる施設で掲示できます。 **問い合わせ先：（一社）全日本ろうあ連盟**

令和８年度版　障がいのある方のための福祉のしおり

令和８年７月　発行
編集・発行　相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部　高齢・障害者福祉課
〒252-5277　相模原市中央区中央２丁目 11 番 15 号
電　話　(042)707-7055　　ＦＡＸ　(042)759-4395
メールアドレス　k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

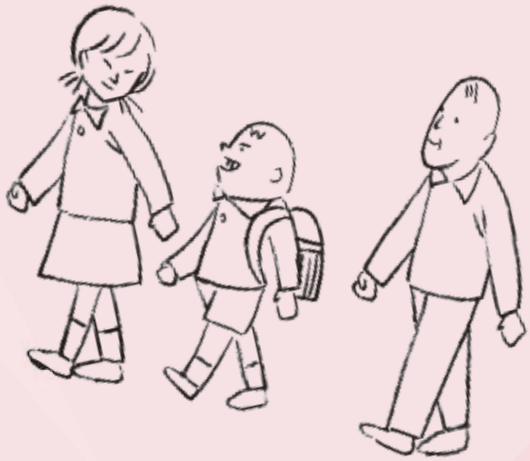

みんなで目指そう　「共にささえあい　生きる社会」

「共にささえあい　生きる社会」とは、
障がいに関する理解啓発のために相模原市が定めている
キャチフレーズです。

再生紙を使用しています。